

5世紀の日韓関係

—倭の五王と高句麗・百濟—

石井 正敏

目次

要旨

序言

第1章 東晋義熙9年(413)の倭国使について

はじめに

第1節 義熙9年の倭国使に関する既往の見解

(1) 倭国単独入貢説と高句麗との共同入貢説

(2) 池田温氏の高句麗・倭国共同入貢説

(3) 坂元義種氏の倭国使倭人捕虜説

(4) 義熙9年倭国使の近年の理解

第2節 既往諸説の論点

第3節 「義熙起居注」記事の検討

(1) 朝貢品の問題

(2) 回賜品の問題

(3) 「義熙起居注」記事の倭国は高句麗の誤りか

むすび

第2章 倭国王済の將軍号について—安東將軍か安東大將軍か—

はじめに

第1節 倭王済の將軍号についての基本史料と既往の諸説

第2節 『宋書』倭国伝・文帝本紀元嘉28年条の問題点

(1) 「(倭国)王如故」とないこと

(2) 「安東將軍如故」とあること

第3節 倭国伝元嘉28年条の解釈

むすび

第3章 征東將軍(高句麗王)、鎮東將軍(百濟王)、安東將軍(倭国王)の序列をめぐって

はじめに

第1節 將軍号からみた3国の序列についての通説

第2節 通説に対する疑問—倭国王の「都督百濟諸軍事」号要求との関連で—

第3節 倭国王の「都督百濟諸軍事」号を宋が認めなかった事情について—坂元説の紹介—

第4節 坂元説の検討—1 地域2 軍権説をめぐって—

第5節 征東（大）将軍・鎮東（大）将軍・安東（大）将軍号の序列

むすび

結言

【文献一覧】

【年表】

4～5世紀日韓関係略年表

『日本書紀』朝鮮関係記事年表—仲哀～雄略—

【文献目録】

「倭の五王」研究文献目録—1973年以降—

要旨

5世紀の日韓関係における重要な問題の一つに、中国の東晋・宋に通交した5人の倭王（讃・珍・済・興・武）、いわゆる倭の五王とその時代の朝鮮半島諸国との関係がある。五王の南朝通交の背景に對朝鮮半島諸国一特に高句麗・百濟一政策があり、朝鮮半島南部の軍事的支配権を意味する「都督百濟…諸軍事」号を求めていることなどから、日本史の分野だけでなく、東アジア史の観点からさまざまな研究が行われて現在にいたっており、文字史料による研究は相当に進められている。しかしながら、あらためて基本史料を検討すべき余地も残されているように思われ、本論文においては、倭の五王と高句麗・百濟に関する3つの問題について検討を加えた。

まず第1章では、東晋義熙9年（413）に入貢した倭国使について考察した。邪馬台国女王台与の西晋入貢以来およそ150年ぶりのこととなる、この倭国使については、高句麗との共同入貢説や倭人捕虜説が出されている。そこで基本史料である「義熙起居注」の特に回賜品に注目して検討を加え、高句麗との共同入貢説や倭人捕虜説は成り立たず、日本列島の倭王権から派遣された使者とみるべきことを論じた。その年には、高句麗もおよそ70年ぶりに南朝に入貢しており、直前まで直接武力衝突を繰り返していた倭・高句麗両国が、中国との関係を通じて事態を打開しようとはかる姿勢に、あらためて東アジアの視点から考えることの必要性を述べた。

次に第2章では、倭国王が宋から得た將軍号について、安東將軍か安東大將軍か見解が分かれ、それがひいては高句麗王・百濟王との序列問題にも関係して論じられている問題について考察を加えた。『宋書』夷蛮伝にみえる諸国王叙任記事の比較検討から、済が元嘉28年(451)に安東大將軍に叙任されていることを確認し、高句麗王の征東大將軍、百濟王の鎮東大將軍と比べて、「大」將軍とする点においては遜色のないことを述べ、あわせて『宋書』の倭国伝を含む夷蛮伝の書誌的研究の必要なことに論及した。

そして第3章では、高句麗王・百濟王・倭国王に与えられた將軍号には序列があり、中国王朝の国際的評価が反映しているとの通説に考察を加えた。高句麗・百濟・倭国の中国入貢記事を検討し、その当初は3国の入貢の順に東方將軍号の上位から授けられたもので、必ずしも中国王朝が3国を比較し優劣を判断して授けたとは考えられないことを述べた。

序言

5世紀は、日本列島では、倭（倭国）と称される、いわゆるヤマト王権が列島内部の統一を進める一方、積極的に海外（中国大陸・朝鮮半島）との交流を進めた時期として注目され、特に中国の南朝に使者を派遣した5人の倭王（倭の五王）の時代として知られている。一方、朝鮮半島では北方の高句麗と南西部の百済との対立・抗争を軸に、南東部の新羅、南部中央の加耶諸国等が合従・連衡を繰り広げながら古代国家建設の歩みを進め、それに倭の勢力が加わる形で交流と戦争の時代を送っている。これらの日本列島の倭と朝鮮半島の諸勢力は、それぞれに中国の王朝と交流をもちながら歴史を展開しているが、その中国大陸では、南北朝の分裂時代を迎え、北朝・南朝ともに周辺東方に位置する朝鮮半島諸国及び倭をできるだけ自己の陣営に取り込む努力をしながら、覇権を競うという情勢にあった。

このように5世紀は、まさに中国大陸・朝鮮半島・日本列島の広域を舞台に、錯綜した交流と戦争の時代と評することができよう。そしてそのような時代における交流の一つの基軸として冊封関係があげられるであろう。したがって、5世紀の日韓関係について考える時、中国を含めた東アジアの視点からの考察が不可欠であることは、あらためて言うまでもない。

この時代を考える基本的な文字史料としては、中国の『晋書』『宋書』、日本の『日本書紀』『古事記』、朝鮮の『三国史記』『三国遺事』等の文献史料、「広開土王陵碑」をはじめとする金石文史料がある。しかし文字史料は限られており、考古学の成果を加えた、総合的な知見に基づく研究が必要とされる。

こうした5世紀の日韓関係については、日韓両国においてこれまでも数多くの研究があり、蓄積がある。これらの研究史を十分にふまえた上で、基本史料を整理し、あらためて検討を加えることが、まさに今日の課題と言えるであろう。我々には今こそ、「虚心に史料を読む」という歴史学の鉄則に基づく、先入観を排した真摯な姿勢による実証的研究が求められているといっても過言ではないと考える¹。

さて、5世紀の日韓関係を考える場合、取り上げるべき課題は多いが、重要な問題の一つとして、中国の東晋・宋に通交した5人の倭王（讃・珍・済・興・武）、いわゆる倭の五王とその時代の朝鮮・中国との関係を取り上げることに異論はないであろう。倭の五王研究には長い歴史があり、研究史をふりかえると、『宋書』倭国伝ならびに本紀を基本史料として、五王を『古事記』『日本書紀』にみえる天皇の誰に比定するかという問題を中心に研究が行われてきたが、1978年の稲荷山鉄剣銘文の解読が一つの画期をもたらした。五王のうちの武を雄略天皇にあてることはほぼ確実となり、比定問題からさらに踏み込んで、倭の五王時代の大和王権の構造、府官制の成立といった問題について現在議論が深められている。

一方、五王の中国南朝との交渉の背景に対朝鮮半島諸国政策があり、特に朝鮮半島南部の軍事的支配権を意味する「都督百済・諸軍事」号を求めていることなどから、日本史の分野だけでなく、東アジア史の観点からさまざまな研究が行われて現在にいたっている。そして近年では韓国全羅南道梁山江流域における前方後円墳の相次ぐ発見により、同地域と倭の五王が除正（任命）を求めた都督諸軍事号の中に含まれる「慕韓」との関わりが議論されるなど²、考古学調査の進展とともに倭の五王研究も新たな展

1 本年(2004)6月に開催された「日韓歴史共同研究委員会 共同研究発表会」における第2分科会所属韓国側鄭求福委員が、その発表(6月5日)において、第1分科会における実証的研究方法を批判することがあった。私は同委員の姿勢とは異なり、思いこみや先入観をできるだけ排し、可能な限り客観性をもった実証的な研究が何よりも本委員会に求められているものと考えている。

2 梁山江流域の前方後円墳の性格については、『朝鮮学報』第179輯(2001)掲載の諸論文ならびに、朴天秀「梁山江流域における前

開を見せており、特に韓国の研究者の間でも関心が高まっているように思われる。

このように、倭の五王時代の日韓関係史について、日韓両国における文字史料・考古資料両面からの検討が求められている現状にあるが、このうち文字史料に基づく研究では、1970年前後に始まる坂元義種氏による一連の研究によって大きく進展した³。坂元氏は、倭国や高句麗・百済だけでなく、宋と交渉のあった諸外国の事例を広く求めての緻密な比較研究を行い、大きな成果をもたらした。現在では、氏の研究をはじめとして、文字史料については、ほぼ議論が尽きている感が抱かれる。しかしながら、再検討を必要とする問題もいくつかあるように思われ、その批判的摂取が現在の課題となろう。

そこで本論においては、3つの問題について述べてみたい。すなわち、まず(1)413年東晋に入貢した倭国使をめぐる問題である。この使者は倭の女王台与の西晋入貢以来およそ150年ぶりのこととなるが、この時の倭国使をめぐるのは、高句麗との共同入貢説や倭人捕虜説などさまざまな意見があり、倭人捕虜説によれば中国王朝への入貢の再開は421年の宋への入貢となり、倭の五王時代の幕開けを明らかにするために検討を必要とする課題である。次に(2)倭国王が宋から得た官爵のうち、將軍号について、安東將軍か安東大將軍か見解が分かれ、それはひいては高句麗王・百済王との序列問題にも関係して論じられている。再検討が必要な基本問題の一つである。そして(3)高句麗王・百済王・倭国王に与えられた將軍号には序列があり、中国王朝の国際的評価が反映しているとの見方が通説となっているが、果たして通説のような見方で3国の関係を理解してよいか、私見を示すことにしたい。本論ではこうした3つの問題について触れることにするが、いずれも倭の五王に関する基本的な問題であるとともに、5世紀日韓関係史の解明に寄与する問題でもあると考える。

倭の五王について、日本ではこれまで盛んな研究が行われてきたが、韓国では近年にいたるまで、本格的な研究の対象として取り上げられることはほとんどなかったといつてよいであろう。しかしながら、上述したように、倭国王の自称号をあげるまでもなく5世紀の日韓関係に深く関わっており、日韓共同研究のテーマとして倭の五王に関する諸問題を取り上げることには大きな意義があると思われる。以下、乏しい文字史料に依りつつ、史料のいっそう厳密な読解が必要であるとの認識の上になんて、検討を加えることにしたい。

なお、関連する主要な研究については、やや詳しく紹介することに努めた。研究史を重視する立場からであるが、一つには複雑な論旨を誤って伝えることをおそれてのことである。

第1章 東晋義熙9年(413)の倭国使について

はじめに

東晋義熙9年(413)、倭国使が晋朝に到り方物を献上した。関連する史料は次のごとくである。

【史料1】『晋書』卷10・安帝本紀・義熙9年条

是歳、高句麗・倭国及西南夷銅頭大師、並獻方物。

〈是歳、高句麗・倭国及び西南夷銅頭大師、並びに方物を献ず。〉

方後円墳が提起する諸問題(『歴史と地理』577号・2004年)等を参照。

3 坂元義種氏の業績は、坂元義種(1978)、(1981)等にはほぼまとめられている。

【史料2】『梁書』卷54・倭伝

其後復立男王。並受中国爵命。晋安帝時、有倭王贊。

〈其の後、復た男王を立つ。並びに中国の爵命を受く。晋安帝の時、倭王贊有り。〉

【史料3】『南史』卷79・倭国伝

晋安帝時、有倭王讚、遣使朝貢。

〈晋安帝の時、倭王讚有り、遣使朝貢す。〉

【史料4】『宋書』倭国伝

倭国、在高驪東南大海中、世修貢職。高祖永初二年(421)詔曰、「倭讚、万里修貢。遠誠宜甄、可賜除授。」

〈倭国、高驪東南大海の中に在りて、世々貢職を修む。高祖永初二年(421)詔して曰く、「倭讚、万里修貢す。遠誠宜しく甄すべく、除授を賜ふ可し。」と。〉

これらによって、この年には高句麗使も朝貢していること、倭王讚による朝貢であることなどが知られる。倭にとっては、泰始2年(266)に倭の女王(卑弥呼の宗女台与)が西晋に朝貢して以来、絶えて行われなかった中国王朝への朝貢が再開された記念すべきできごとであり、讚以後珍・済・興・武と続く、いわゆる倭の五王の時代の幕開けを示す記事である。また高句麗としても中国南朝への朝貢は、記録の上では建元元年(343)以来実に70年ぶりのこととなり、同じく注目すべきできごとであろう。この両国の同年入貢の背景として、410年2月に、劉裕(のち宋の武帝)が率いる東晋軍が、山東半島に拠る南燕を滅ぼし、山東半島経由の東晋への遣使ルートが開かれたという事情のあることが指摘されている⁴。

ところがこの年の倭国の遣使朝貢についてはいろいろな解釈がある。『梁書』『南史』の史料的性格から両書のオリジナリティに問題があり、果たして讚の遣使と考えてよいのか、『宋書』倭国伝【史料4】からの類推ではないかとの疑問を指摘する意見や、また倭国単独ではなく高句麗との共同入貢ではないかとする見解、さらにはそもそも本当の倭国使なのか、高句麗が倭人捕虜を使者に仕立てたのではないかといった説まで、いろいろな解釈が行われているのである。後述するように、近年では倭国使倭人捕虜説が有力な説として行われている。413年の倭国使が倭からの正式使者ではないとする意見では、倭の中国王朝への入貢の再開は421年【史料4】のこととなる。わずかに8年の差に過ぎないが、前者の王朝は東晋、後者は宋となる。中国で大きな政治的変革の起きている時期であり、413年の使者の性格について考えることは、入貢の再開が東晋時代に始まるか、それとも新王朝宋成立後に始まるか、入貢の背景を考える上で重要な問題であろう。

また150年ぶりの中国王朝への遣使は、日本列島における古代国家形成過程を考える上で重要な意味をもっていることは言うまでもないが、高句麗との関わりが推測されれば、5世紀の日韓関係の冒頭を飾るできごととしても重要な意味がある。特に共同入貢説に立てば、広開土王碑文に知られる391年前後からの高句麗・倭の戦争状態を考える時、両者の間にどのような交渉があったのか、それはまさに「歴史的」と評すべき和解が為されたとみなされるであろう。義熙9年の倭国使についてあらためて考察を加える所以である。

4 大庭脩氏「三・四世紀における東アジア諸族の動向」(『東アジア世界における日本古代史講座 3』学生社・1981年、のち『古代中世における日中関係史の研究』同朋舎・1996)、川本芳昭氏(1988)等参照。前之園亮一氏(2001)は両氏の所説をさらに敷衍されている。

第1節 義熙9年の倭国使に関する既往の見解

(1) 倭国単独入貢説と高句麗との共同入貢説

義熙9年の倭国使に関する先行研究を整理すると、まず【史料1～4】を参考に、倭王讚による使者とすることではほぼ一致するが、倭国使が単独で入貢したとする説（単独入貢説）と高句麗使と一緒に入貢したとする説（共同入貢説）がある。共同入貢説は、次の『日本書紀』の記述と関連づけての解釈である。

【史料5】『日本書紀』応神天皇37年（丙寅）条

春二月戊午朔、遣阿知使主・都加使主於吳、令求縫工女。爰阿知使主等渡高麗国、欲達于吳。則至高麗、更不知道路。乞知道者於高麗。高麗王乃副久礼波・久礼志二人為導者。由是得通吳。吳王於是与工女兄媛・弟媛・吳織・穴織四婦女。

〈春二月戊午朔、阿知使主・都加使主を吳に遣はし、縫工女を求めしむ。爰に阿知使主ら高麗国に渡り、吳に達せんと欲す。則ち高麗に至るも、更に道路を知らず。道を知る者を高麗に乞ふ。高麗王乃ち久礼波・久礼志の二人を副へて導者と為す。是に由り吳に通ずるを得たり。吳王是に於いて工女兄媛・弟媛・吳織・穴織四婦女を与ふ。〉

日本から吳（中国南朝を指す）に派遣された使者阿知使主らが、まず高句麗に到り、その道案内で吳に到ることができたという記事である。応神37年は、『日本書紀』の紀年では306年になるが、干支二運を繰り下げる解釈に従えば西暦426年に相当する。得られる年代が近いことから、義熙9年の遣使と関連づけて解釈され、高句麗・倭国共同入貢説が唱えられたのである⁵⁾。

(2) 池田温氏(1977)の高句麗・倭国共同入貢説

このような研究状況の中で1977年に東洋史家池田温氏の論文が発表された。氏は『太平御覧』に引用された「義熙起居注」を詳細に検討し、「義熙九年に高句麗の主導により江南建康へ倭国との同時入貢が実現した」ことを論じられたのである。池田氏が注目された「義熙起居注」の記事とは次のようなものである。

5 共同入貢説を唱えた最初は橋本増吉氏(1956)とみられ、次のように述べられている。

「…倭王「讚」が始めて晋に入貢せるは、安帝の義熙九年（四一三）かと思はれるが、「是歳、高句麗、倭国及西南夷銅頭大師、並献方物、」とあるやうに、倭国の使節は高句麗国の使節と共に晋に入貢したとあるに対し、これに応ずる物語として、「応神紀廿年秋九月の条と同紀三十七春二月条を参照されている（594～595頁）。

下文でも紹介するように、共同入貢説では『日本書紀』応神37年条の記事が参考にされている。同記事に関する最近の韓国における理解を金鉉球ほか『日本書紀韓国関係記事研究（I）』（韓国一志社・2002）にみると、次のごとくである。

「1、高句麗を通じた倭と吳の通交記事の真偽

応神37年は干支が丙寅で、干支を2巡修正すれば426年になる。阿知使主らをはじめから高句麗の助けを受けて吳に行こうとしたという点は高句麗と倭の間に友好的関係が形成されていなければ難しいであろう。ところで、この時期に高句麗が倭に遣使ないし交渉の意志をもっていたと言っても、両国が友好的な関係を結んでいたとみるのは難しい。つまり応神紀28年9月条に高句麗の国書を破って不和関係にあったことを記述した状態から、いきなり高句麗の助けで吳に行くという設定自体を事実とみるのは難しく、高麗王が久礼波と久礼志二人を道案内として考えたということも信じがたいことである。したがって、この内容は倭漢直の先祖である阿知使主・都加使主に関する始祖伝承であると理解できる。」（186～187頁）

このように、特に義熙9年(413)の高句麗・倭国の入貢に触れるところはない。

【史料6】『太平御覧』巻981・香部1・麝条

義熙起居注曰、倭国、献貂皮・人参等。詔賜細笙・麝香。

『義熙起居注』に曰く、「倭国、貂皮・人参等を献ず。詔して細笙・麝香を賜ふ。」と。

倭国が貂皮・人参などを献上し、回賜として細笙・麝香を得たというものである。義熙幾年のことかは記されていないが、『晋書』本紀【史料1】にいう義熙9年とみて間違いないであろう。すでにこの史料については今西春秋氏(1972)も注意し、朝貢品目の貂皮・人参がいずれも高句麗特産品であることから、「倭人が貂皮や人参を献ずるとはおかしい。満人が鮮人かを誤ったものに相違ない…。義熙起居注には恐らく高句麗・倭国とあったものを御覧の引用が落としたのであろう」(29～30頁)と「高句麗」が脱しているのではないかと指摘されていた。これに対して池田氏は「義熙起居注」記事の特に晋の回賜品に注目して、倭国貢献記事とみて間違いないことを論じられたのである。その見解を要約すると、次のごとくなる。

- ①細笙は管楽器の小笙のことで、「和音奏法の美しさに特徴を發揮するこの楽器について、古来その和声が目され名称にまで表れている点は注目に値する。」(33頁)として、『爾雅』釈楽に「大笙は之を巢と謂い、小さき者は之を和と謂う」といった史料を紹介される。麝香については、「天然動物性香料として古来もてはやされる」香料・薬品で、「南朝の貴族社会や寺院で特にこれが貴重視されたことはいうまでもない。」(33頁)
- ②このように楽器と香料が倭国使に賜与されたが、その目的は何よりも「笙」に表れている。すなわち「倭と和は同韻に属し、紐は異なるけれども類似した音であり、日本漢字音ではどちらもワで区別できない。国名を聯想させる楽器を賜るとは甚だ気の利いた報賜として記憶されたことであろう。」(34頁)
- ③一方、朝貢品目の貂皮・人参はいずれも高句麗の産物であるとした上で、「高句麗の物産を倭が持参する機会がないとは断定できない。いわんや…倭の入貢が高句麗のリードに従ったものであり、かつ倭に晋人の喜ぶ産品の乏しいにおいてをや。ただいずれにせよ貢物を媒介として、高句麗と倭の密接な關聯が示唆される点は重要である。両者が義熙九年の同年に入貢した事実と、倭が高句麗の名産を晋に貢し、詔賜を受けた事実が義熙年間に確認されれば、おのずから両者が密接な連繫をもって入貢したことが殆ど疑うべからざるべきごとと確信される。」(35頁)
- ④入貢の背景について、「五世紀前期における北魏の勢力伸張による華北制圧に至るまでの南朝の相対的優勢期に当たっていた。…数十年の疎遠をたち切つて建康の劉裕のもとに遣使した高句麗王の見通しは、時宜に適したものと判断されよう。」(36頁)
- ⑤「高句麗と倭が同時に入貢したとするといずれがイニシアティブをとったのであろうか？これについては、当然先進国であった高句麗を挙げるに異論あるまい。」(36頁)
- ⑥以上の検討により、結論として、「義熙九年に高句麗の主導により江南建康へ倭国との同時入貢が実現した」(39頁)と論じられた。

(3) 坂元義種氏(1981)の倭国使倭人捕虜説

この池田氏の論文によって、義熙9年の高句麗・倭国共同入貢説は有力なものとなるが、これに対し

て当時倭の五王研究に精力的に取り組まれ、画期的な業績をあげられていた坂元義種氏は、池田論文発表の翌1978年に「東アジアの世界 中国文献よりみた古代日本の探求」(1978A)を発表し、主に『太平御覧』の史料的性格について詳細に検討を加え、同書の引用の仕方には問題の多いことを指摘された。その義熙9年の倭国朝貢に関する記述は次のとおりである。

しかし、義熙九年の高句麗と倭の晋への入貢が高句麗の主導による同時入貢であったことを、はたして中国文献が明証しているかどうかとなると、疑問を感じざるをえない。それは、…『太平御覧』の史料の引用の仕方に重大な疑問を感じているからであり、いまひとつは、倭が東晋と交渉をもつ際、東晋交渉の歴史の深い、そして倭とも関係の深い隣国の百済を飛び越えて高句麗と連携し、しかもその主導下に交渉をもつであろうかという素朴な疑問である。…

いまここで問題とすべきは、やはり『太平御覧』の史料的性格であろう。今西春秋氏が「倭人が貂皮や人参を献ずるとはおかしい」という疑問から「義熙起居注には恐らく高句麗・倭国とあったものを御覧の引用が落としたものでしょう」…と解されたのも、たしかに有力な一つの解釈である。しかし、献上品が高句麗の特産であるという一点にしばれば、『太平御覧』の「倭国」を「高句麗」の誤りとする解釈のほうがすっきりするように思う。少なくともほかに論拠が求められるまでは『太平御覧』の所引史料によって義熙九年(四一三)の倭国の入貢を高句麗主導による共同入貢とみる考え方はさし控えたほうがよかろう。当面ここらみるべきは、『太平御覧』所引史料に関する文献批判であると考え。 (166～167頁)

坂元氏はもともと倭国使単独朝貢説に立っており、同年刊行の大著『古代東アジアの日本と朝鮮』(1978B)では、『太平御覧』の問題とする記事については、一切触れられていない。池田氏の論文により「義熙起居注」の重要性に注意し、まず『太平御覧』の史料的性格を論じられたものと推測される。そしてその検討の上になら、1981年刊行の『倭の五王』ではそれまでの解釈を修正した大胆な説を発表された。すなわち、「義熙起居注」の記事を倭国朝貢の事実を伝えるものと認め、この時の倭国使は実は高句麗が倭との戦いで捕虜とした倭人を倭国使に仕立てて同行したものであるとする見解(倭人捕虜説)を詳細に展開されたのである。坂元氏の論証は多岐にわたるが、これを要約して示すと、次のごとくである。

- ①「たしかに義熙年間の倭国と東晋との交渉は第一等史料ともいえる『義熙起居注』に記されてはいる。しかし、この史料を検討していくと、義熙九年の倭国使は、じつは倭国の使者ではなかったのではないかという意外な事実が浮かびあがってくる。」(34頁)
- ②『太平御覧』所引「義熙起居注」記事について、高句麗脱落説(今西氏)があるが、義熙9年には、高句麗は晋に貂皮・人参だけでなく、赭白馬を献上している。すなわち次のごとくである。

【史料7】『宋書』卷97・高句麗伝

高句麗王高璉、晋安帝義熙九年、遣長史高翼、奉表献赭白馬。以璉為使持節・都督營州諸軍事・征東將軍・高句麗王・樂浪公。

〈高句麗王高璉、晋安帝義熙九年、長史高翼を遣はし、表を奉りて赭白馬を献ず。璉を以て使持節・都督營州諸軍事・征東將軍・高句麗王・樂浪公と為す。〉

※『梁書』高句麗伝、『南史』高句麗伝、『通典』東夷下・高句麗条、『三国史記』高句麗本紀・長寿王元年条等、同じ。

高句麗朝貢品の中でもっとも重要な赭白馬献上のことが、「義熙起居注」には記されていない。このことは、「義熙起居注」の記事が高句麗のものではなく、倭国に関わるものであることを示している。

③同じく【史料7】にみえるように、この時高句麗王は官爵を授けられている。

「七十年ぶりの高句麗入貢にこたえたものであろうか。…東晋の側では、以前から交渉をもっていた百濟王以上の官爵号を授けることで、東晋の喜びを表現したのである。

…百四十七年ぶりの倭国の入貢は、より以上の歓待をうけ、…倭国王にもそれにふさわしい榮譽称号がおくられたことであろうと」思われるが、「倭国王に官爵号を授けたような気配はまったくない。…このことは、義熙九年には倭国王への任官がなかったことを示しているのではあるまいか。さらにいうならば、義熙九年時の倭国の朝貢そのものがなかったことを意味しているのではないかと考える。…すなわち、「倭国」の使者が倭国の特産を持参せず、高句麗の特産である「貂皮・人参」等を献上したというのは、その使者が「倭国」本来の使者ではなかったからであるとみるべきであろう。」(65～67頁)

④高句麗が肅慎をともなって入貢したように記された史料があるが、「実際には高句麗一国が入朝していた」例がある。『晋書』安帝紀の高句麗・「倭国」の入貢も、この事例からみて、やはり高句麗一国の入朝であったと考えてよかろう。」(69頁)

「すなわち、高句麗は「肅慎の楛矢」をもたらし後趙や宋の歡心を買おうとしたように、遠夷の「倭国」使を送って東晋を喜ばせようとしたのであろう。」(70頁)

⑤「義熙九年(四一三)、高句麗産の「貂皮・人参」をたずさえ、東晋に入貢した「倭国」使とは、高句麗との戦鬪で高句麗の手におちた「倭国」人ではなかったろうか。」(71頁)

⑥そして結論として、「このようにみえてくると、義熙九年、東晋に入貢した「倭国」使は、本来の倭国使ではなく、高句麗が倭国との戦鬪で捕虜にした倭人に高句麗産の「貂皮・人参」などを持たせたものであり、高句麗の目的は遠夷入貢の名目で東晋の歡心を買ひ、他方、自己の威勢を誇示することにあつたものと思う。それを中国側は、あたかも倭国がみずからの意志で入貢したように記録してしまったのであろう。」(73頁)

と述べている。

このように坂元義種氏は倭国使=倭人捕虜説を主張されたのである。『太平御覽』の史料的性格には問題があるが、「義熙起居注」の記事はそのまま事実とみなしてよいとし、それを重要な論拠としている点をもっとも注目されるところである。このような坂元氏の倭人捕虜説の根底には、1978A論文にみられるように、好太王碑文などから知られる当時の情勢から考えて、倭国の正式使者が高句麗と共同して朝貢するはずはない、という理解があることも付け加えておきたい。なお、同書において義熙9年の入貢を倭王讚とする『梁書』『南史』の記事についても詳しく検討し、両書にオリジナリティはないと結論されている(同書「1 四一三年の朝貢は讚のものか」参照)。

(4) 義熙9年倭国使の近年の理解

以上に紹介してきたように、義熙9年の倭国使については、正式使者による単独入貢説・共同入貢説

に加えて、さらに倭人捕虜説が示されることとなったが、坂元氏の倭人捕虜説が今日の学界に影響を与えているようである。

その後の説としては、まず武田幸男氏(1989)の所論があげられる。氏は、池田温氏の高句麗使が倭国使を随伴したとする説を紹介した後、次のように述べられる。

他国使を随伴した高句麗使は、古くは三七七年の新羅使、後には四五九年の肅慎使の場合に認められるが、それには高句麗使による随伴使の掌握が前提となる。それならばこの四一三年の場合についても、一方で両国が熾烈な敵対関係にありながら、他方で高句麗使に倭国使が随伴したとみるよりは、むしろ高句麗使が倭国使を完全に掌握した上で、同時入貢したとみる方が自然であろう。倭国使の正体は高句麗が戦鬪で捕虜にした倭人を仕立てたものだという解釈は、それゆえひとまず説得力をもつ。他国使の随伴入朝はその分だけ中国への示威となり、高句麗の国力の大きさを証明した。そして随伴使の正体が捕虜であったにしろ、それが新羅使でも百濟使でもなく、まさしく倭国使として仕立てられ、倭国使として受け容れられたものならば、それは倭をひときわ重視していた高句麗の対倭認識を物語るものである。したがって倭国使捕虜説の当否を問わず、いずれの場合でも四一三年両国使の同時入朝は、高句麗の南方政策における深刻な対倭認識、対倭政策の産物といえよう。そして『碑文』(石井注一広開土王碑文)の作成はほぼ同じ頃に始まり、立碑がその翌年であった事実も忘れられてはならない。(226頁)

このように武田氏は坂元義種氏の倭人捕虜説に一定の理解を示している。そして最近の著作をみると、例えば熊谷公男氏(2001)は、

四一三年に倭国の使者が高句麗使とともに東晋に入朝したという記録もあるが、これには内容的に不自然な点があり、どうも高句麗が倭人の捕虜を使者に仕立てて、倭国が高句麗の配下にあるようにみせかけたものであるらしい。(66～67頁)

と述べる。また鈴木靖民氏(2002)は、

史書によると、四一三年(義熙九)、倭国あるいは倭王讃の使節が東晋に朝貢した『晋書』安帝紀、『梁書』倭伝、『南史』倭国伝)。これについては倭の王権から遣わされたのではなく、高句麗が倭との戦鬪で捕虜にした倭人を使節に仕立てて、朝鮮半島ないし高句麗特産の「貂皮・人參」(『太平御覧』香部麝条「義熙起居注」)を朝貢品に持たせて共同で行った政略的なものであると推測されている。これには異論もあるが、四〇七年の戦争から六年経ったこの年に、なおも敵対関係にある高句麗に従属する形で倭の外交が行われたと考えるのは現実的でない。(23～24頁)

と述べられている。いずれも定評ある概説ないし通史シリーズの中で示されている見解であるだけに注目される場所である。

しかし一方、倭人捕虜説に対する異論もみられ、早くには川本芳昭氏、最近では仁藤敦史氏が疑問を示し、倭国からの正式使者による高句麗との共同入貢であると論じられている。まず川本氏(1992)は、

「この義熙九年の遣使を倭国と高句麗の同時入貢であったと考えるが、この際の倭国使はやはり正式の使節であったのではないかと考える。その主な理由は二つある。

その一は、たとえば百濟主導で行われた五二一年における新羅の南朝梁への遣使の場合、それが新羅官位制の成立に伴う外交路線の急展開を受けたものであり、そこに新羅の強い意志があったことにみられるように…、同時入貢が一方の主体性喪失を意味しない場合があるからである。このときの新羅は久々の中国遣使であるにもかかわらず、四一三年の倭国による東晋遣使の場合と同様、称号の授与を受けていない。

その二は【史料4】に掲げた『日本書紀』応神 37 条の記事についてで、「この高句麗を介しての遣使は、『日本書紀』が人名などまで捏造してこの記事をつくったと考えないかぎり、倭王武より前の事柄であると考えられる。…この記事が義熙九年のことを伝えたものである蓋然性がきわめて強くなる」(192 頁)

このように高句麗使との同時入貢は認めるが、2つの理由をあげて倭人捕虜説への疑問を示し、正式の使節であったと述べられた。

そしてごく最近の仁藤氏(2004)の説は次のごとくである。

『南史』の記載によれば永初二年(四二一)段階での讃の朝貢が明らかであるとすれば、『宋書』の「世々貢職を修む」の文言は、義熙九年(四一三)の東晋への朝貢を前提にした表記であると考えられる。さらに「倭王」や「倭国王」の王号が自称により追認されるのではなく、厳密に中国皇帝の許可により使用が許されていたとするならば、『梁書』倭伝に「復た卑弥呼の宗女台与を立てて王と為す。其後復た男王を立つ。並びに中国の爵名〔命〕を受く。晋の安帝の時、倭王賛有り」とあることは、四一三年(義熙九)の東晋への朝貢時に讃(賛)が「倭王」であることを承認された可能性がある。台与以後に復立された男王とは讃以下の倭の五王を示しており、台与と讃以下を連続させる『梁書』倭伝の解釈を示している。また阿知使主らが高句麗に道をこい、高句麗の人久礼波らとともに呉(南朝)にいたったとの伝承(応神紀)は雄略紀との重出など史料批判の問題はあるが、後には敵対した高句麗経由での呉との交通記載はやはり無視できない。

百濟に対する軍政権の主張は、百濟と新羅の親密化が進んだ、少なくとも元嘉一五年(四三八)の朝貢以降は一貫しており、倭の五王段階の遣使が百濟の意向に左右されない主体性をもっていたならば、倭国と高句麗との共同入貢が、両国の一時的な和平により行われたことも想定される。倭国が大局的に親百濟政策をとったことはまちがいないが、朝鮮半島をめぐる当時の基本的な対立軸は高句麗と百濟の抗争であり、倭国がどちらの陣営に与するかは当初必ずしも自明ではなく、百濟からの七支刀の送付があったと同じように、高句麗からも南朝への共同入貢の働きかけがあったことも想定できる。基本となる高句麗と百濟の対立関係においても、絶えず抗争状態にあったわけではなく、三九六年頃のように高句麗の強大化により百濟が形式的に服属した時期もあり、絶えず流動的であった。」(124~126 頁)

仁藤氏も川本氏と同様、『日本書紀』応神 37 年条との関連を重視していることが注目されるところで

あろう⁶。

また単独入貢とする説も少数ではあるが最近でも見られる。川勝守氏(2002)は、具体的には武田幸男氏説に対する疑問として3点をあげて、単独入貢とする説を述べられている。氏はまず武田氏らの所論に対する疑問として次の3点をあげられる。

- ①「義熙起居注」の記事は、「あくまで朝貢は倭国が行っているのである。高句麗は朝貢行為に直接には姿を見せない。ただし、貂・人参は倭国土産であるわけではなく、高句麗特産品である。…倭国は高句麗から交易によって貂・人参を入手し、それを東晋王朝に献上した。文言はその事実を示すだけではないか。
- ②「倭国はなぜ自国産ではない貂・人参を献じたか。…高句麗産物である貂皮・朝鮮人参などは当時南朝の人士が希求していた品物であ」ったが、「東晋はどう希求しても、得難い産物であり、倭国がそれらを献上すればそれが方物、土産であろうとなかろうと歓迎したことは容易に考えられる。…倭国が高句麗特産品を入手し易い交易関係の秩序が確保されていたことを窺わせる。…平和的交易が日本列島と朝鮮半島との間で恒常的に行われた結果とも言える。」
- ③「東晋安帝の義熙九年(四一三)の記事を倭国使のそれとするが、この年に倭国の遣使を伝える明確な史料はない。『南史』…に「晋安帝の時、倭王讃の遣使朝貢有り」の記事ぐらいである。」(石井注一前掲【史料1】の如く『晋書』本紀義熙9年条に「倭国」入貢の記事がある。何か別の意味であろうか)

ついで次のように自説を展開される。

「逆に考えると、東晋安帝の義熙九年に高句麗王璉、すなわち長寿王が…赭白馬を献じた。貂皮…と朝鮮人参などを貢物としたとの明記はない。当時南朝の人士が希求していた高句麗の産物であれば、この年の高句麗の遣使この物産が持参されたことは十分に考えられる。わざわざ倭国使に持参させる必要など無いはずである。南朝東晋とすれば、産地高句麗が貂皮・人参を直接に持参するのが一番であった。それよりも、倭国使が高句麗特産品を南朝東晋に献上していたことの意味が重要であろう。ただし、その史料は正史には再録されず、『義熙起居注』逸文で伝来したことにも留意しておく必要がある。」(123~125頁)

要するに高句麗使が倭国使を伴って朝貢したならば、わざわざ倭国使に高句麗特産の貂皮・人参を献上させるはずはない。すなわち、倭国使単独の朝貢であり、貂皮や人参は高句麗との交易で倭国が得たものであった、とするのが川勝氏の所論とまとめることができるであろう。

このほか、上記の諸説とやや異なった理解を示すのが前之園亮一氏(2001)で、協議入貢とでも称すべき見解を述べられている。次のごとくである。

6 以上に紹介した諸説において、高句麗使と倭国使が一緒に入貢したことを表現する語として「同時入貢」「共同入貢」といった語が用いられている。もともと「同時」入貢は「共同」入貢を意味するものではない。別個に派遣された使者が、「同時」に入貢することは、十分にあり得たことである。意図的に使者を派遣して一緒に入貢させるという意味を表現する語としては、「共同入貢」とするのが相応しいであろう。

- ①「倭国が高句麗特産の貂皮・人参を献上していることは興味深い。また、細箏を下賜されたのは倭王の側近に箏を演奏できる渡来人がいたことを推測させる。」(55頁)
- ②倭と高句麗が「突然四一三年に東晋に遣使した」のは、…「四一〇年二月に劉裕(宋の武帝)率いる東晋軍が南燕を滅ぼして山東半島を奪還したことにより山東経由の遣使ルートが開かれたことに最大の理由がある。」(55頁)
- ③それでも南燕滅亡後すぐに遣使がなされず、3年もたって両国が「ほぼ同時に遣使」したのはなぜか。好太王時代の高句麗は南燕に通交していたので、東晋から咎められる恐れがあったからであり、また倭の東晋への入貢を妨害していたからである。
- ④「しかし、好太王が四一二年に死去して長寿王が即位すると状況は変化した。長寿王は即位早々東晋との関係改善に努めたのだから、倭とも関係改善を図ったとしても不思議ではない。それに、山東を奪還した劉裕が篡奪の布石として長寿王と倭に入貢を促す使者を派遣した可能性は低くないと考えるので、東晋への通交を相互に妨害しないという条件で倭と利害が一致して、これまでの対立関係を一時期緩和できたのではないだろうか。それゆえに倭と高句麗は同年に東晋に遣使し、倭国の使者が高句麗特産の貂皮と人参を献上することになったのであろう。その点、応神天皇三十七年条の阿知使主らが高句麗経由で高句麗人の道案内で呉に至ったという記事は注目に値する。…この記事は四一三年の遣使と無関係ではあるまい。両国が協調できた一時期は、四一三年から四二七年の平壤遷都までの十四年間と推定される。平壤遷都という高句麗の大南進によって、両国の関係は再び険悪となったはずである。

なお、四一三年の倭国使は貂皮・人参等を献上していること、倭王に官爵が授けられていないことから、正式の倭国の使節ではなくて高句麗が自己の勢威を誇示するために捕虜にした倭人を倭国使に仕立てたものである、という坂元義種氏の有力な説が存する。しかし川本氏は正式の使者と見てよいと言われている。倭国使が貂皮と人参を献上したのは、当時の江南でこれらが珍重されていることを倭王権がよく知っていたからにはほかなるまい。北魏の太武帝ですら南伐中に籠城中の宋将劉義恭(劉裕の五男)に貂裘を餉り、それに応えて義恭は柑橘を贈っている。交戦中においても贈答の習慣があったから、倭国使が高句麗特産の貂皮と人参を贈答や交易によって入手して献上することは不可能ではない。」(58頁)

- ⑤「要するに、倭が四一三年に東晋に遣使したのは、①南燕討滅によって山東経由の通路が開通したからであり、②劉裕が倭に入貢を促したからである、という先学の挙げられた理由のほかに、③好太王の死と長寿王の即位が契機となって倭・高句麗関係が一時的に改善されて、山東半島経由の海路における高句麗の妨害がやんだからである。」(59頁)

前之園氏は、基本的に倭国からの使者による単独入貢説に立つようであるが、高句麗が「倭とも関係改善を図り」、「東晋への通交を相互に妨害しないという条件で倭と利害が一致して、これまでの対立関係を一時期緩和できたのでは」ないかとしたり、倭は貂皮・人参を高句麗との「贈答や交易によって入手した」といった表現からみれば、高句麗・倭両国間で和平協議が行われた上で同年の入貢になったという、協議入貢説とでもいうべき理解である。ただし高句麗を経由し、高句麗使と同行して呉に至ったという応神37年条を413年の遣使と「無関係ではあるまい」と重視されていることからすると、共同

入貢説については全く触れられていないが（池田温氏論文は参照されていない）、ほぼ共同入貢説に近い見解とみなしてよいであろう。

以上、義熙9年の「倭国」使に関する近年の諸説をながめてきた⁷。池田・坂元両氏の見解に基づき、倭国からの正規の使者か倭人捕虜かで解釈が分かれるが、両説いずれをとるにしても、高句麗使と「倭国」使が一緒に入貢したこと（共同入貢）については、事実と考える解釈がおおむね取られていると評してよいであろう。

第2節 既往諸説の論点

さて、熊谷氏は、「高句麗使とともに東晋に入朝したという記録もあるが」と述べられるが、高句麗・倭国使が「同時に一緒に入朝した」という意味であれば、そのようなことを明記した記録があるわけではない。すでに池田温氏が、

一般に正史の本紀が年末にまとめて某々等国入貢を登載する書式は、一年間に来貢した諸夷を便宜的に列挙するにすぎず、諸国の同時入貢を意味せぬことはいふまでもない。

と述べられるとおりである。その上で池田氏は続けて、

義熙九年には踐祚・改元等の大事は無いから特に諸夷がまとまって入貢する原因を考えがたく、西南夷と東夷がもし同時期に来会したとすれば、それは単なる偶合と認むべきである。但し同じ東夷の高句麗と倭国の場合はどうであろうか？両者が同時に共同入貢したことを確実に伝える資料は殆どなく、もし両者が相携えて来貢したならそれが異例に属す点は疑いない。しかし義熙九年については、つとに橋本増吉氏が両国の共同入貢を力説され、それとは別に近年今西春秋氏も同様に解されている。筆者は基本的に橋本氏らの見通しは正しいと考えるが、その点を明らかにする為には貢献した品物と賜与された品物を検討することが有力なてがかりとなろう。（29～30頁）

と述べ、高句麗と共同入貢とみる見解の主要な論拠は、「義熙起居注」にあるとして、同史料の検討を進められたのである。つまり、「義熙起居注」によって知られる、「倭国使が高句麗の特産品を献上しているのは何故か」という疑問から発して、それは事情は如何にせよ「高句麗と共同で入貢したから」とするのが、共同入貢・倭人捕虜両説論者共通の認識とみてよいであろう。協議入貢説に立つ前之園氏にあっても同様とみなされる。また単独入貢説に立つ川勝氏の、南朝の人士が希求する高句麗特産品を倭国が交易によって入手し、南朝東晋に献上したとする所論も「義熙起居注」の記事に基づいている。したがって何れの説を取るにせよ「義熙起居注」の記事が重要な意味を持つことになる。

「義熙起居注」については、すでに今西氏に「高句麗脱落説」のあることを紹介したが、池田・坂元両氏ともに、記述の通り倭国の朝貢とみなして問題ないとされた。しかしながら、私にも今西氏と同様の疑問があり、「義熙起居注」の「倭国」を「高句麗」とみなす十分な理由があるように思われる。この点について節をあらためて述べてみたい。

⁷ この他、たとえば吉村武彦氏(1998)は、池田氏の見解を支持されている。

第3節 「義熙起居注」記事の検討

(1) 朝貢品の問題

さて、正規の倭国使にしても、倭人捕虜を使者に仕立てたにしても、「義熙起居注」に伝えられるその貢物は不可解と言わざるを得ない。倭国使が献上したという貂皮・人参については、あらためて説明するまでもなく、いずれも高句麗ないし北方民族の特産品として知られており、少なくとも倭国の土産でないことは明らかである。真の倭国使であれば、献上するはずのない品物といってよいであろう。そこに共同入貢説や捕虜倭人説のそもそもの発端があるのであるが、坂元義種氏は高句麗の共同入貢の事例として肅慎の例をあげられている。

【史料8】『宋書』卷6・孝武帝本紀大明3年(459)条

十一月己巳、高麗国遣使献方物。肅慎国重訳献楛矢・石弩。

〈十一月己巳、高麗国、遣使して方物を献ず。肅慎国、重訳して楛矢・石弩を献ず。〉

【史料9】『宋書』高句麗伝

大明三年、又献肅慎氏楛矢・石弩。

〈大明三年、又肅慎氏の楛矢・石弩を献ず。〉

【史料10】『晋書』卷105・載記・石勒下

時高句麗・肅慎致其楛矢、宇文屋孤並献名馬。

〈時に高句麗・肅慎、其の楛矢を致し、宇文屋孤並びに名馬を献ず。〉

これらは肅慎が朝貢したという記事であるが、実際には高句麗が肅慎にかわって、もしくは肅慎を従えて楛矢・石弩を献上したと理解すべきであるとし、義熙9年の高句麗・倭国の例もまさに同様に解釈すべきであるとされるのである。たしかに形の上では似ている。しかしながら、大きく異なるのは、その朝貢品である。たとえ高句麗が主体となって入貢したにしても、肅慎が肅慎特産の「楛矢・石弩」を献上する形をとっていることである。倭国使が自国の特産品ではなく、「貂皮・人参」という、ただちに高句麗特産を連想させる品を献上していることとは大きな違いがある。すなわち、高句麗が意図的に遠夷入貢を演出して中国王朝の政治的な歓心を買う目的—肅慎の楛矢・石弩献上が皇帝の徳政の表れとするような—をもって倭人捕虜を倭国使に仕立てたならば、高句麗の特産以外の品を持たせて、それなりの装いをさせるのではなかろうか。

義熙年間当時における東晋の倭国についての知識がどれほどのものであったかは明らかでないが、全く倭国のことを知らなかったわけではなかろう。少なくとも西晋の陳寿(297年没)によって著わされた、『三国志』『魏書』東夷伝倭人の条、いわゆる「魏志」倭人伝に記載されているような事情については知っていたはずである。「魏志」倭人伝には、倭国が〈会稽東冶の東〉(現在の福建省福州)にありとか、〈倭の地温暖〉とか、また「有無するところ儋耳・朱崖と同じ」つまり産物については今日の海南島のものと同じといった記述があり、また魏への献上品として、生口のほか、布・錦・縑などの繊維製品、丹、弓矢などが記されている。したがって義熙9年当時の東晋の朝廷には、倭国の位置を東南とする理解や物産等についての一定程度の認識はあったはずである⁸。それが献上の品が北方高句麗特産品となれ

8 中国新疆ウィグル自治区や新疆省で西晋・東晋時代の写本とみられる『三国志』残巻が発見されており、同書が早くから流布し

ば、東晋朝は不審を抱くのではなかろうか。捕虜を遠夷入貢の使者に仕立てるとすれば、高句麗はもう少し異なった品目を持たせるのではなかろうか。今西氏のように「義熙起居注」記事に「高句麗脱落説」が出されるのは、至極当然のことと思われる。

(2) 回賜品の問題

次に検討したいのは、東晋からの回賜品であり、東晋が回賜品として細箏・麝香を選択した理由である。「細箏」と「麝香」は要するに楽器と香料である。なぜこれを回賜の品として東晋は選んだのであろうか—もちろん回賜品の一部であらうが—。

まず素朴な疑問としておこってくるのが、この頃の倭人が「細箏」や「麝香」を賜与されて、果たしてその価値を理解したであらうかということである。中国王朝への入貢の一つの、そして大きな目的として威信財の入手があるが、「細箏」や「麝香」に威信財としての価値を見いだすことができる環境に当時の倭人社会があったかどうか、疑問とせざるを得ない。もちろん「細箏・麝香」は回賜品の一部であらうが、伝世のための耐久性という観点からも、竹製の「細箏」には余り期待できないのではなかろうか。東晋がこれらの品を倭国への回賜品に選択する理由がよく分からない。

それに対して、回賜品が楽器と香料とからなるという組み合わせを考えると、ただちに想起されるのは高句麗である。賜与の相手が高句麗とすると、実に東晋の選択には意味があると思われるのである。箏と麝香それぞれについて考察してみたい。

A : 箏

まず楽器の箏であるが、箏は竹管を組み合わせた管楽器の一つである。こうした楽器を用いる歌舞の環境について考えてみると、倭人社会においては、文献史料にみえるところでは『魏志』倭人伝に、

【史料 11】『三国志』 卷 30・魏書・倭人伝

其死有棺無槨、…喪主哭泣、他人就歌舞飲食。

〈其の死するあれば、棺有るも槨無し、…喪主哭泣し、他人就きて歌舞飲食す。〉

と、葬送に関連して歌舞がなされたとする記述があるに過ぎない。考古学上の遺物でも、主に5世紀後半以降の人物埴輪などにより、琴や笛などの初歩的な楽器の使用が知られる程度である⁹。前之園氏は、「細箏を下賜されたのは倭王の側近に箏を演奏できる渡来人がいたことを推測させる。」(55頁)とされるが、5世紀前半当時の倭人社会は箏のような高度の楽器を用いるほどの歌舞・音楽環境にはなかったとみざるを得ない。

一方、高句麗の人々が歌舞を好んだことは文献史料や高句麗古墳壁画などによって、よく知られている。まず文献史料の幾つかをあげると、次のごとくである。

【史料 12】『後漢書』 卷 85・高句麗伝

ていたことを示している(杉本憲司・森博達 1985)。

9 岡崎晋明(1998)118~119頁、参照。

武帝滅朝鮮、以高句麗為県、使属玄菟、賜鼓吹伎人。其俗淫、皆契淨自憲、暮夜輒男女群聚為倡樂。

〈武帝、朝鮮を滅ぼすや、高句麗を以て県と為し、玄菟に属せしめ、鼓・吹・伎人を賜ふ。其俗淫なるも、皆契淨自憲、暮夜輒はち男女群聚して倡樂を為す。〉

【史料13】『三国志』卷30・魏書・高句麗伝

其民喜歌舞、國中邑落、暮夜男女群聚、相就歌戲。

〈其の民、歌舞を喜ぶ。國中の邑落、暮夜男女群聚し、相就きて歌戲す。〉

【史料14】『旧唐書』卷・音楽志

宋世有高麗・百濟伎樂。

〈宋の世、高麗・百濟伎樂有り。〉

元封3年(BC108)前漢の武帝が朝鮮を滅ぼし4郡を設置した際、高句麗に鼓・吹などの楽器と楽人¹⁰を賜与していること、高句麗の人々が歌舞を楽しむ様子、そして宋代(420~479)には高句麗の樂が百濟樂とともに世に知られていたことなどが記されている。高麗樂は、その後の中国王朝の四方樂にも取り入れられ、さらに日本にも伝来し、律令制下「高麗樂」として定着したこともよく知られている¹¹。

また、高句麗の主に貴族が歌舞を楽しむ具体的な姿を古墳の壁画にみることができる。高句麗古墳壁画における重要なテーマの一つが歌舞の場面で、「舞踊塚古墳」と名付けられた古墳の存在は周知の通りであるが、壁画には楽器も多く描かれている。壁画に描かれた楽器について、朝鮮民主主義人民共和国社会科学院考古学研究所編著(1982)には次のような記述がある。

今まで壁画に描いた高句麗の楽器は二十一種に達し、文献にはこの他に十五種の楽器があったように記録されている。したがって、高句麗には合計三十六種類以上の楽器があったものと思われる。

…

壁画に描いた管楽器は、角笛・長笛・横笛・簫・螺貝があり、文献はこの他に義嘴笛・笙・葫蘆笙・小箏・大箏・桃皮箏などを記している。

…簫は長短の真竹の竹管幾つかを横へ平行に結合した楽器である。… (209~212 頁)

北朝鮮黄海南道安岳郡にある安岳3号墳の壁画には、笙と同じく竹管楽器の簫を吹く姿が描かれている。同古墳には、「永和十三年(357)…」という墨書銘があり、その築造年代が明確に知られる。安岳3号墳をはじめとする、およそ4世紀に築造された古墳の壁画から、この頃の高句麗では、打楽器・弦楽器・管楽器など、少なくとも20種類を超える楽器が用いられていたことが知られるのである。簫と同じく竹製の管楽器である「笙」については、現在発見されている壁画にはみられないようであるが、『隋書』『旧唐書』『新唐書』音楽志などに、高麗樂に用いられる楽器の一つとして現れている。

このように倭と高句麗の歌舞・音楽事情についてみてみると、「笙」の贈り先としては倭国よりも高句麗が相応しいことが明らかではなかろうか。

10【史料12】の「賜鼓吹伎人」については、〈鼓吹の伎人を賜ふ〉とする解釈もある。

11「養老職員令」雅楽寮条に「高麗樂師四人・樂生二十人」とみえる。

B：麝香

次に「麝香」についてであるが、香料・薬品としてよく知られ、池田氏は次のように述べられている。

天然動物性香料として古来もてはやされ、ジャコウジカの雄の臍の後方皮下に生殖器に附随して存する麝香囊中の腺を乾燥して得られる分泌物をうすめたものである。ジャコウジカはヒマラヤ・チベットから中国西部・モンゴル・シベリア・朝鮮にかけ分布するが、中国では西方山地の辺州の産物として齎された。蘭麝の語が香料の代表とされ、南朝の貴族社会や寺院で特にこれが貴重視されたことはいうまでもない。そして麝香は独用より多種の香料と適当に調合することにより一層その効果が発揮される。他方その薬効もひろく知られていた。(33頁)

麝香の用途は様々で、『太平御覧』にみられるところでは、例えば芳香のために身体に塗ったり、毒蛇よけに用いたり、あるいは本草関係では薬料としての効能が説かれている。その用途のうち、香料としてみたとき、仏教との関係が重視される。焼香の言葉に知られるように、仏教にもともと香が不可欠であることは、経典にも説かれているが、「香を薫じたり、身に塗ったりして、悪臭を取り除き芳香を生活の中に漂わすインド古来の習俗が、仏の供養に取り入れられたことにより、香は供養の重要な料となった。」¹²といった説明がなされている。具体的な史料としては、晋代の記事として、

【史料15】『晋書』杜太后伝(『太平御覧』巻981・香部1・香)

海西公之世、太后復臨朝稱制。桓温之廢海西公也、太后方仏屋焼香。…

〈海西公の世、太后復た朝に臨み制を称す。桓温の海西公を廢するや、太后方に仏屋にて焼香す。…〉

といったものがみえる。そして問題としている「麝香」についても、『金光明最勝王經』巻第7・大弁財天女品第15之1に、「香薬三十二味」の一つとしてみえている¹³。

香料の重要な用途の一つである仏教との関連からみて、注目されるのはやはり高句麗なのである。義熙9年に先立つ372年(小猷林王2)に高句麗には中国(前秦)から仏教が伝来し、寺院が建立されている。『三国遺事』には次のようにみえる。

【史料16】『三国遺事』巻3・順道肇麗

高麗本記云、小猷林王即位二年壬申。乃東晋咸安二年孝武帝即位之年也。前秦符堅遣使及僧順道、送仏像・経文。〈時堅都関中、即長安。〉又四年甲戌、阿道来自晋。明年乙亥二月、創肖門寺、以置順道。又創弗蘭寺、以置阿道。此高麗仏法之始。

〈「高麗本記」に云く、小猷林王即位二年壬申、乃はち東晋咸安二年、孝武帝即位の年也。前秦の符堅、使及び僧順道を遣はし、仏像・経文を送る。〈時に堅、関中に都す。即はち長安なり。〉又四年甲戌、阿道晋より来る。明乙亥二月、肖門寺を創り、以て順道を置く。又弗蘭寺を創り、以

12 『岩波 仏教辞典』(1989年) 香の項。

13 有賀要延『香と仏教』(国書刊行会・1990年) 50～52頁。

て阿道を置く。此れ高麗仏法の始なり。)

※『三国史記』巻18・高句麗本紀・小獸林王2年条・4年条・5年春2月条、参照。

前秦から僧が渡来して仏像・経典が伝えられ、まもなく寺院も建立され、〈高麗仏法の始なり〉と記されている¹⁴。すなわち、「麝香」についても、贈り先としては仏教伝来してはまだ日の浅い高句麗が相応しいのである。

(3)「義熙起居注」記事の倭国は高句麗の誤りか

以上、回賜品目の検討から、「義熙起居注」にみえる回賜品の「笙」「麝香」は高句麗にこそ贈られるものとして相応しいことを述べてきた。池田氏は「高度の聴覚及び嗅覚文化を象徴する詔賜に接した倭人の胸のときめきを想像」(39～40頁)すると言われる。確かにそのような面も否定できないであろうが、上に述べてきたような、それを受け入れる環境や意義などを考えると、「義熙起居注」に回賜品として記されている、楽器の「細笙」、香料の「麝香」いずれも高句麗にこそ回賜として与えるに相応しい品と言えるのではなからうか。回賜品は当然「笙・麝香」に限られるものではなかったろうが、それが記録にとどめられているのは、やはり特別の意味があったからとみなされる。それは歌舞を好み、仏教信仰の芽生えた高句麗への特別の配慮と考えて初めて納得がいくのではなからうか。

もし「義熙起居注」の「笙」「麝香」の賜与先を高句麗とすると、東晋が回賜の品として選択した理由もよく理解できるであろう。高句麗における歌舞の隆盛があることはいまでもないが、それだけでなく、安帝は、東晋への初めての朝貢を大きなできごとととらえ、前漢の名君武帝が高句麗に「鼓・吹・伎人」を下賜したという故事【史料12】にならって「細笙」を回賜品に選んだのかも知れない。「笙」は4世紀の高句麗古墳壁画には描かれていないようであるが、『隋書』『旧唐書』『新唐書』音楽志などに、高麗楽に用いる楽器として定着している。あるいは、義熙9年の賜与をきっかけに高句麗の歌舞における楽器の一つに加えられるようになったものではなからうか。また「麝香」については、伝来してまだ間もない高句麗仏教に必要な知識を与えるという目的から賜与されたと考えられることができるであろう。

このように、「笙・麝香」いずれも時期からみて高句麗への回賜に相応しい品といえるであろう。すなわち「貂皮・人参」という貢献品が高句麗の特産であるのみならず、回賜品も高句麗に賜与するに相応しい品物なのである。これらからみて、「義熙起居注」の記事は「高句麗」に関わるものとみて間違いのないであろう。妄りに史料の誤脱をいうべきでないことは十分に承知しているが、「倭国」とあるのは「高句麗」の誤記、もしくは「高句麗・倭国」とあった原史料の誤引といった、『太平御覧』編纂時の誤記・誤引を想定するのは許されるのではなからうか。

このような「義熙起居注」高句麗脱落説ないし誤記説については、すでに述べたように坂元義種氏が否定されている。たしかに氏が指摘されるように、高句麗であるとすれば貢献品に「赭白馬」の記載がないことを問題とすべきかも知れない。しかし史料の残存や記録のあり方が一様でないことを考えれば、一つの史料に全ての事実が記録されているわけではなく、特筆すべき事柄、筆録者に関心のあるできごとが、記録として別々に伝わることも当然ありうることであるので、必ずしも高句麗脱落説ないし誤記説

14 高句麗の仏教については、門田誠一「高句麗の初期仏教における経典と信仰の実態—古墳壁画と墨書の分析—」(『朝鮮史研究会論文集』39集・2001年)参照。

を否定する合理的理由にはならないように思われる。「義熙起居注」の事例は、坂元氏自身が指摘される『太平御覽』の参考史料の引用の仕方に問題のある例の一つに加えられる記事ではなかろうか。

また坂元氏は高句麗脱落ないし誤記説否定の論拠として、この時高句麗王には官爵が授けられているのに、倭国王には除授された形跡のないことがあげられている。しかしこれも「赭白馬」の例と同じで、記録のあり方を考慮すべきではなかろうか。例えば、高句麗王は、東晋咸康2年(336)・建元元年(342)に東晋に入貢しているが、『晋書』本紀にはただ朝貢を伝えるのみで高句麗王に官爵が除授された記述はない。しかしながら後の経緯を考えると、少なくともこのうちいずれかの時には官爵が授与されていると推測される(詳しくは本論文第3章参照)。また【史料4】にあげたように、(永初二年(421)詔して曰く、「倭讚、万里修貢す。遠誠直しく甄すべく、除授を賜ふ可し。」と。)とあるが、具体的な除授の内容が記されていない。必ずしも全ての除授の記録が具体的に記されていたわけではないことも考慮すべきではなかろうか。したがって、倭国王に官爵が除授された史料がないことから、正式の倭国使ではないとする見方にも再考が必要ではないかと考える。

むすび

以上、義熙9年(413)の倭国使について、「義熙起居注」記事を中心に考察を加えてきた。その結果、「義熙起居注」にみえる回賜品が、倭国へ贈られたものとするより、高句麗へ贈られたものとする方が、より自然であることを述べ、「義熙起居注」の「倭国」は「高句麗」の誤記ないし誤引とみるべきであるとの結論に達した。もし「義熙起居注」を「高句麗」に関わる記事とする私見が認められるとすれば、「義熙起居注」の「倭国」記事を主要な論拠とし、「倭国使が高句麗の特産品を献上しているのは何故か」という疑問に発する高句麗・倭国共同入貢説や倭国使倭人捕虜説には、再検討が必要ではなかろうか。

「義熙起居注」記事を除いた史料で当時の状況を考えると、好太王碑文に知られる高句麗と倭との戦争状況からみて、413年に共同で使者を派遣するような環境にはないと判断せざるを得ない。同様に両国間に協議があったとみることも困難であろう。すなわち、義熙9年の倭国使は、日本列島のヤマト王権から派遣された使者で、高句麗とは無関係の単独の遣使朝貢とみなされる。

266年の倭の女王台与の西晋への朝貢以来みられなかった、倭の中国王朝との交流の再開は413年の東晋に対する遣使朝貢にあるとみなしてよいと考える。それはまた倭の五王時代の幕開けとなる。但し『梁書』『南史』など義熙の遣使を讚によるものとする史料については、坂元義種氏が詳しく論じられたように、『宋書』などからの類推で記された可能性があり、讚と断定することはできない。したがって、これが倭王讚によるものか、もしくは讚に先立つ倭王なのか—その場合倭の六王となるが—問題は残るが、少なくとも日本列島の勢力から、台与以来の中国王朝への遣使が413年に行われたことは間違いのない史実としてよいであろう。そして同年には高句麗も入貢している。390年頃から直接戦ってきた当事者の高句麗・倭が、奇しくも義熙9年の同じ年に相前後して中国王朝(南朝)との交流を再開したのである。高句麗は70年ぶり、倭にいたってはおよそ150年ぶりのことである。その背景に両国の東晋通交に重要なルートである山東半島情勢の変化があるとの指摘は、すでに冒頭に触れたとおりであり、東晋による南燕滅亡の情報が、いち早く百済から倭に伝えられた可能性は十分に考えられる¹⁵。のちの倭

15 前之園氏(2001)は、「東晋の南燕討伐の情報は百済に滞在・駐屯していた倭人のただちに知るところとなり、倭はその成り行き

王武の上表文を参照するまでもなく、倭は高句麗との対決を中国王朝の力を借りて打開しようとはかったものであろうし、高句麗も百済や倭との抗争を有利に進めようとして北朝のみならず南朝への入貢を行ったとみて間違いはないであろう。すでに百済は372年・386年と東晋から冊封を受けている。倭も高句麗も百済の動向に刺激を受けての東晋入貢である可能性は十分に考えられるであろう。ここに朝鮮半島情勢をめぐる新たな動きが始まるものとして、413年にあらためて注目したいと思う。

第2章 倭国王済の將軍号について—安東將軍か安東大將軍か—

はじめに

倭の五王の3番目にあたる済は、珍に続き、宋朝に対して自らの官号だけでなく、その部下にも官号の除正を申請して許されている。ヤマト王権の支配機構が整備した時期としても注目されているのであるが、済の得た將軍号について安東將軍説・安東大將軍説があり、いずれをとるかによって、倭国王の国際的地位の評価などが大きく異なってくる。この問題について、考察を加えてみたい。

第1節 倭国王済の將軍号についての基本史料と既往の諸説

倭国王済の得た官号について、まず『宋書』巻97・夷蛮伝・東夷・倭国条（以下、倭国伝）には次のように記されている。

【史料17】『宋書』倭国伝

（元嘉）二十年、倭国王済、遣使奉獻。復以為安東將軍・倭国王。

二十八年、加使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東將軍如故。并除所上二十三人軍郡。

〈（元嘉）二十年、倭国王済、遣使奉獻。復た以て安東將軍・倭国王と為す。

二十八年、使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事を加ふ。安東將軍故の如し。並びに上つる所の二十三人を軍・郡に除す。〉

すなわち、済は元嘉20年(443)に安東將軍・倭国王に封じられ、ついで同28年(451)に「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事」が加えられたが、將軍号は安東將軍のままであったという。ところが、同じ『宋書』の巻5・文帝本紀には、

【史料18】『宋書』巻5・文帝本紀

（元嘉）二十年、是歳、河西国・高麗国・百済国・倭国、並遣使獻方物。

二十八年秋七月甲辰、安東將軍倭王倭済、進号安東大將軍。

〈（元嘉）二十年、是歳、河西国・高麗国・百済国・倭国、並びに遣使して方物を獻ず。

二十八年秋七月甲辰、安東將軍倭王倭済、安東大將軍に進号す。〉

に多大の関心を持ったはずである。」(56～57頁)と述べられている。

とあり、元嘉28年には、安東将軍から安東大将軍に進号されたと記されている¹⁶。

すなわち、元嘉28年に済が得た官号のうち、将軍号について、伝では〈安東将軍ハ故ノ如シ〉、本紀では〈安東大将軍ニ進号〉されたとある。「安東将軍」か「安東大将軍」かでは大きな差があり、倭国王の国際的地位を考える場合、重要な問題であることは言うまでもない。これまでの研究でもこの問題が論点の一つになっており、その見解は3種に大別される。代表的見解とともに紹介すると次のごとくである。

A：倭国伝が正しく、本紀が誤りとみて、将軍号はそのまま「安東将軍」とする説

①池内宏(1947)

「ただし将軍名については、倭国伝に「安東将軍如故」とあるのが正しく、文帝本紀に大将軍に進めたとあるのは誤りであろう。」(98頁)

②宮崎市定(1983)

「しかしその文帝も元嘉二十八年にはやや折れて、倭国王に、使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事安東将軍という位号を与えた。つまり、倭王が要求している百済をのぞき、加羅を加えて、数だけを六国として、その都督諸軍事とし、安東の号は大将軍ではなくて、たんなる将軍たること故の如し、というわけである。」(218頁)

③西嶋定生(1985)

「また『宋書』本紀には四五一年にあたる元嘉二八年の記事には、倭王済が安東大将軍に除せられたとあるが、これは前後の関係からみて安東将軍の誤りであろう。」(61頁)

B：本紀が正しく、倭国伝が誤りとみて、将軍号が「安東将軍」から「安東大将軍」に進められたとする説

①高寛敏(1995)

「第二に、451年に済が「使持節、都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大将軍」を加号・進号されたことである。」(71頁)

②田中俊明(2003)

考証はないが、451年授爵の項に「使持節・都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事・安東大将軍」と記す(15頁)。

C：倭国伝・本紀いずれも正しく、時間差を考慮して、まず「安東将軍」に除され(倭国伝)、その後まもなく「安東大将軍」に進号された(本紀)とする説

①坂元義種(1978)

「文帝紀と倭国伝のいずれかがあやまりとすれば、わざわざ「元嘉二十八年秋七月甲辰、安東将軍倭王倭済、進号安東大将軍」と、月日や「進号」まで記す文帝紀の方ではなく、「安東将軍如故」とした倭国伝の方であろう。もっとも、私は、両史料を正しいものとして、両者を生かす方がよい

16 ちなみに『冊府元龜』巻963・外臣部・封冊1には、「(宋・文帝元嘉)二十八年七月、安東将軍倭王済、進号安東大将軍。」とある。

と考えている。すなわち、両者を、元嘉二八年（四五―）の同じ時のものと解すから矛盾が生ずるのであり、これを、倭国伝の方が早く、ついで文帝紀のような進号が行なわれたと解したらよいわけである。」

②吉村武彦(1998)

「四五―（元嘉）二八 倭王倭済が、使持節・都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事・安東將軍・倭国王に、また二三人が軍郡に任命される。ついで済が安東大將軍を進号される。」（57頁 表3「五世紀の宋と遣宋使」）ただし吉村氏は、最近ではA説をとられているようである。本論文注(15)参照。

③荊木美行(1996)

「まず、元嘉二十八年に「安東將軍倭国王」済の遣使があつて、済は「使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事安東將軍倭王」とされた…。そしてすでに「倭王」となっていた（倭）済に対して、同じ年の秋七月にも將軍号を進号があつて、（倭）済は「安東將軍」から「安東大將軍」へとすすめられたのである…。」（65頁）

このように3つの見解があるが、倭の五王研究に画期的な業績をあげた坂元氏の意見であるだけに、今日の日本の学界ではBないしC説つまり安東大將軍昇進説が一般に採られている¹⁷。しかしながら緻密な文献考証、史料批判を宗とされる坂元氏にあつても、この問題については、実証というべきものは伴っておらず、文帝紀には「月日や『進号』まで記」されているのだから信頼できるといった、やや印象的な理由から本紀を採用すべきことを述べているに過ぎない。常識的には確かに坂元氏のように考えられるのであるが、実証という面で不十分なことは否めない。そこにB・C説に対する反論が生じる余地があり、特に韓国の研究者には、A説（安東將軍説）の主張がみられる。代表的な例を示すと次のごとくである。

○朴鐘大(1985)

「済は宋朝から安東將軍・倭国王として冊封を受けた後、元嘉28年(451)には「使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事安東將軍倭国王」として冊封された。同書『宋書』本紀には安東大將軍として追封されたことを記録しているが、錯誤だというのが通説である。」（36頁）

「中国南朝が高句麗・百済・倭に冊封した爵号の序列面においても劉宋朝の場合は、高句麗は最初から征東將軍として冊封され、征東大將軍・車騎大將軍・驃驩大將軍の順序で進封されており、百済は最初鎮東將軍に冊封されたが、鎮東大將軍に進封された。倭は最初からずっと低い序列の安東將軍として冊封されただけである。同じ時期の冊封が百済は鎮東大將軍であり、倭は序列が低い安東將軍に過ぎないにも拘わらず、百済を包含する韓半島南部を軍事的に支配したというのは論理的に成立しえない主張である。」（45頁）

17 ただし最近でも、吉村武彦氏(2003)は、「武が「開府儀同三司」を自称したこと、また宋の皇帝から初めて「安東大將軍」という大將軍の称号を与えられたことを重視したい。倭の五王は、珍の時から「安東大將軍」を自称していた。ところが、宋の皇帝から正式に「安東大將軍」の称号を授与されたのは、五王のうち武（ワカタケル）だけであり、この意味は大きい。一ランク將軍号がアップしたからである。」（173頁）と述べられており、また仁藤氏(2004)は、「倭王武がはじめて宋から「安東大將軍」の称号を公認されたことからわかるように」（128頁）云々と、武以前の済は安東大將軍に叙任されていないという理解を示されている。

○延敏洙(1994)

「ところで、済を除授された爵号が安東大將軍なのであれば、済の死後、王位を継いだ興が大明6年(462)に除授された爵号が安東將軍であるため、前任の王よりも下位の爵号を除授されたことになる。これは中国の王朝の授爵慣例から見て、考えにくいことである。後任の王に特別な欠格事由がない限り、前任の王の爵号と同等、ないしは上位の爵号を除授するのが常例であるためである。列伝に記録されている世祖孝文帝の条によると、“倭王の後嗣である興は、累代の倭王の忠誠を受け継ぎ、外海に宋室の蕃屏をなし、天子の徳化を受けて境域を平安にし、このように丁重に朝貢してきた。今、新たに辺土を守護しているため、爵号を除授し、安東將軍・倭国王とせよ”と称頌の表現を駆使しているように、前任の王よりも下位の爵号が下される事由は見いだせない。この記事을否定しない限り、元嘉28年の倭国王済の安東大將軍説は採りにくい。

(中略)

このように見ると、倭の五王の時代の倭王たちが、宋朝から除授された將軍号は安東將軍が最高の官品だったといってもよいだろう。倭国王の国際的な地位が、始終、高句麗・百濟王よりも下に置かれていたことは、宋朝側の国際認識であり、現実的な外交路線を反映しているものと考えられる。」(120頁)

このように済の得た將軍号が安東將軍か安東大將軍かで、高句麗王・百濟王と比較した倭国王の国際的地位についても大きな見解の差を生じることになるのである。そこで以下、あらためて検討を加えることにしたい。

第2節 『宋書』倭国伝・文帝本紀元嘉28年条の問題点

(1) 「(倭国)王如故」とないこと

さて、ABC何れの見解を取るにせよ、既往の諸説を眺めてきて、やや不可解に思われるのは、倭国伝元嘉28年条【史料17】の済の任官記事にみえる〈安東將軍故ノ如シ〉という表現について注意されていないことである。この記述によれば、元嘉20年に安東將軍・倭国王に冊封された済は、同28年に「使持節・都督倭、新羅、任那、加羅、秦韓、慕韓六国諸軍事」を加えられたが、安東將軍はもとのままで変更がなかったということである。それでは、済が安東將軍とともに元嘉20年に得ていたもう一つの称号である「倭国王」の地位はどうなったのであろうか。その記述がないのはどうしたことであらうか。

「(官爵号)如故(もとのごとし)」という表現は、文献にしばしば見られるところであるが、倭国伝と同じく『宋書』夷蛮伝の中の高句麗・百濟条の中から同様の記事をあげると次の如くである。(「如故」____、進号・加号____で示す。)

①高句麗王高璉の場合(宋永初元年)

(前官) 使持節・都督營州諸軍事・征東將軍・高句麗王・樂浪公

(新除) 征東大將軍・持節・都督・王・公如故。

②高句麗王高璉の場合(大明七年)

(前官) 使持節・散騎常侍・督平營二州諸軍事・征東大將軍・高句麗王・樂浪公

(新除) 大將軍・開府儀同三司・持節・常侍・都督・王・公如故。

③百済王余映の場合（永初元年）

(前官) 使持節・督百済諸軍事・鎮東將軍・百済王

(新除) 鎮東大將軍・持節・都督・王・公（※）如故。

※「公」字は百済王にかかるように見えるが、高句麗王高璉と合叙されているので、この「公」は高句麗王の樂浪公にかかる表記である。

①②③のように、高句麗王・百済王の場合は、進号や加号された時、以前に得ていた官爵を継承する場合には「王」号も必ず「如故」として記されている。

これに対して済の場合は、

④倭国王済の場合（元嘉28年）

(前官) 安東將軍・倭国王

(新除) 使持節・都督倭、新羅、任那、加羅、秦韓、慕韓六国諸軍事・安東將軍如故。

となり、安東將軍のみ「如故」とされて、倭国王についてはまったく触れられていないのである。高句麗王・百済王の例からすれば、済の「如故」とされる称号のなかには当然「(倭国)王」が含まれていなければならない。同じ夷蛮伝の中における高句麗王・百済王と比べて表現方法に相違があることはいささか不可解ではなからうか。これが私の注意する第1点である。

(2)「安東將軍如故」とあること

倭国伝元嘉28年条【史料17】の記事で注意すべきとする第2点は、ほかならぬ「安東將軍如故」とあることである。すなわち、済のような例について、『宋書』の夷蛮伝や西方の異民族である氏胡伝をみると、「如故」とする場合は、官爵号のフルネームを記さず、略称を用いるのが一般的である。前掲の高句麗王の場合を例にとると、

使持節→持節、散騎常侍→常侍、都督營州諸軍事→都督、高句麗王→王、樂浪公→公

と略称が用いられている。それは百済王の場合も同様である。

済について問題としている將軍号の例は高句麗・百済伝には見られないが、例えば、氏胡については次のような事例が知られる。

楊文度の場合（元徽4年）

(前官) 寧朔將軍・略陽太守・武都王

(新除) 加督北秦州諸軍事・平羌校尉・北秦州刺史、將軍如故。

この「將軍如故」の將軍は「寧朔將軍」を指している。また済が元嘉28年に除正を求めた記事【史料

17]に「除…軍・郡」とあるが、これは將軍号・郡太守号の略称である¹⁸。

これらの例から、「〇〇將軍」号が「如故」とされる場合は、「〇〇將軍如故」ではなく、「將軍如故」もしくは「軍如故」と具体名は省略されるのが一般的であるとみなされる。すなわち、問題とする済の場合、元来略称が用いられるべきところに、わざわざ「安東將軍如故」とフルネームが使われていることに、却って問題を感じるのである。これが私の注意する第2点である。

以上、倭国伝元嘉 28 年条の記事について、(1)「(倭国) 王如故」とないこと、(2)「『安東』將軍如故」とあることの2点に注意して検討を加えてきた。その結果、2点ともに少なくとも夷蛮伝において異例の表現であることは明らかにし得たと思う。

第3節 倭国伝元嘉 28 年条の解釈

それでは倭国伝元嘉 28 年条の官号表記の異例をどのように考えるべきであろうか。同じ夷蛮伝における高句麗・百濟王の表記と比べて著しい異例は、決して偶然と見なすことはできないと考える。先に倭国伝と本紀との相違の解釈に3説あることを紹介したが、そのうち倭国伝も本紀も正しいとするCの解釈では、元嘉 28 年の 7 月以前に安東將軍任命、安東大將軍進号が相次いで行われたことになり、時間的に考えて無理な解釈のように思われる。したがって『宋書』の本紀か倭国伝か、いずれかが誤っているとみるべきであろう。

文帝本紀には、月日や「安東大將軍に進号」するとまで記されているのだから信頼できるという常識的理解に立った上で、倭国伝の表記の異例に注目すると、倭国伝元嘉 28 年条の原文には誤脱があるのではなかろうか。特に「安東將軍如故」の記述に注目すれば、元来「二十八年、加使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、進号安東大將軍。王如故。」といったように記されるべきものが、いずれかの時に誤脱が生じて現在のように「二十八年、加使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東將軍如故。」と伝わっているのではないかと推測するのである。もちろん史料原文の誤脱を安易に主張することは厳に慎まなければならないことを十分に認識している。しかしそれでもなお、この部分については誤脱を想定するに十分な理由があるように思われる。『宋書』夷蛮伝は早くに散逸し、時代がずっと降って宋代(趙氏)になって補われた可能性が指摘されている¹⁹。『宋書』夷蛮伝の書誌的検討をさらに進める必要があるであろう。

むすび

以上、元嘉 28 年に倭国王済が得た官号について考察を加え、「安東將軍如故」とする『宋書』倭国伝元嘉 28 年条には史料原文に誤脱があるのではないかの憶測を述べ、元嘉 28 年に済が得た將軍号は本紀の伝えるように「安東大將軍」とみるべきことを述べてきた。したがって高句麗王・百濟王がいずれも征東大將軍・鎮東大將軍号を得ているのに対し、倭国王は安東將軍号止まりであって、そこに差があったとする理解に従うことはできない。

18 坂元義種(1978B)547～553 頁、参照。

19 湯浅幸孫(1988)参照。

第3章 征東将軍（高句麗王）、鎮東将軍（百濟王）、安東将軍（倭国王）の序列をめぐって

はじめに

5世紀を通じて東晋・宋から、高句麗王は征東（大）将軍、百濟王は鎮東（大）将軍、倭国王は安東（大）将軍に、それぞれ叙任されている。これらの将軍号について、当時の中国の官職制度から序列が存在し、その叙任にあたっては3国に対する重要度が反映しているとされる。倭の五王時代の国際関係を考える上で重要な問題であるので、このような見方について以下に検討を加えることにしたい。

第1節 将軍号からみた3国の序列についての通説

東晋・宋時代の高句麗・百濟・倭3国王に対する具体的な官爵を明記した初見記事は次のごとくである。

百濟：「咸安二年(372)…六月、遣使拜百濟王余句、為鎮東将軍領楽浪太守。」（『晋書』簡文帝紀）

高句麗：「晋安帝義熙九年(413)、遣長史高翼、奉表獻赭白馬。以璉為使持節・都督營州諸軍事・征東将軍・高句麗王・楽浪公。」（『宋書』夷蛮伝）

倭：「元嘉十五年(438)夏四月己巳、以倭国王珍為安東将軍。」（『宋書』夷蛮伝）

※但し、これより先、「高祖永初二年(421)、詔曰、倭讚、万里修貢、遠誠宜甄。可賜除授。」（『宋書』夷蛮伝）とあり、除授の内容は伝えられていないが、「安東将軍・倭国王」を除授されたと推測されている。

さて、これら3国王の将軍号についての既往の理解一坂元義種氏による一は次のごとくである。

征東・鎮東・安東3将軍号は『宋書』百官志によれば、いずれも第3品に属し、定員1名である。そして3将軍号に関わる四安（安東・安西・安南・安北）将軍・四鎮将軍・四征将軍任官の具体例をみると、四安将軍→四鎮将軍→四征将軍と昇進することから、序列は高い方から征東将軍→鎮東将軍→安東将軍の順であることが分かり、したがって宋による評価は、高句麗王（征東将軍）→百濟王（鎮東将軍）→倭国王（安東将軍）という序列になり、倭国王の地位は百濟王よりも下位で、3国の中で最下位に位置づけられていた。こうした坂元氏の見方が通説となっている²⁰。

第2節 通説に対する疑問—倭国王の「都督百濟諸軍事号」要求との関連で—

このような通説的理解にもとづく時、不可解なことが一つある。それは倭国王による「都督百濟諸軍事号」の要求である。倭国王は438年の珍以来、使持節・安東（大）将軍・倭国王の他、「都督倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事」を自称して宋に除正を求めるが、最後まで「都督諸軍事」号に百濟を含めることは認められなかった。都督諸軍事号については、いくつかの見解があるが、基本的には当該地域に対する軍事的支配権を意味するものと理解してよいであろう。もちろんその称号がただちにその領域の実効支配を意味しているものでないことは言うまでもない²¹。

20 坂元義種(1978B)第6章、参照。

21 最近の日本における都督諸軍事号についての理解の例として熊谷公男氏(2001)の記述を引用しておくことにしたい。

「倭王は倭本国以外に、この秦韓・慕韓に任那（これは、倭王としては、金官国一国の意ではなく、加耶地域全体をさしたつもりであろう）、それに百濟・新羅を加えた地域の軍政権の承認を求めた。そうすると、これらの地域を合わせると、高句麗の支配領域以外の半島南半部の全域に相当することになる。倭王は、高句麗の領域を除いた半島のすべての地域での軍政権の承

さて、この倭国王の要求について、例えば、江畑武氏(1968)は、

「当時日本よりも早く宋朝との冊封関係に入り、将軍号も日本より上位の『鎮東将軍』を与えられていた百済について、日本はその諸軍事権を要求できる立場ではなかった。」(48頁)

と述べ、また坂元義種氏(1981)は、

「倭国王の称号は、統属領域からいえば明らかに倭国王のほうが上級軍政官でなければならないのに、肝心の「将軍」号は、統属領域内の「百済王」より低かったのである。…ともかく、倭国王の自称称号自体に問題があった。」(221頁)

と述べられている。また前掲の朴氏にも、

「同じ時期の冊封が百済は鎮東大將軍であり、倭は序列が低い安東將軍に過ぎないにも拘わらず、百済を包含する韓半島南部を軍事的に支配したというのは論理的に成立しえない主張である。」

と同様の意見がみられる。いずれも、将軍号の序列において百済王より劣る倭国王が百済の軍事的支配権を意味する「都督百済諸軍事」号を要求することなど論外といった評価である。常識的に考えると確かにそうであろう。

しかしながら、あらためて考えてみると、通説に対する素朴な疑問が生じるであろう。そもそも倭国王は百済王よりも下位の将軍号でありながら、「百済」の軍事的支配権を要求し続けているのはなぜであろうか。宋から認められないにもかかわらず、鎮東(大)将軍・百済王の支配する地域の軍事的支配権を、安東(大)将軍・倭国王は執拗に要求を続けているのである。宋から冊封され、自らの希望する官爵を自称し、除正を求めるだけでなく、部下にも宋の将軍号を仮授した上で除正を求める倭国王が、宋の官爵の制度を理解していなかったとは考えられない。すなわち百済の軍事的支配権を主張した倭国王は「安東(大)将軍」のままでも十分に「都督百済諸軍事」号要求は可能とみなしていたと理解せざるを得ない。そうであるとすれば、そもそも鎮東将軍と安東将軍との間に上下優劣の関係があったのか、少なくとも倭国王には自らの地位が劣るといような考えはなかったのではなかろうか、といった疑問や考えが抱かれるのである。以下、倭国王の「都督百済諸軍事」号要求問題から、将軍号を手がかりとする3国の序列評価について再検討を加えてみたい。

認を宋王朝に求めたのである。

ただし、このことは、倭国が実際にこの地域を支配していたことを意味するわけではない。この時期の百済や新羅は明白に独立国であり、加耶の小国群も決して倭の支配下にあったわけではなかった。坂元義種氏が指摘しているように、このような称号は、現実に支配権が確立していなくても自称されるし、除正されることさえあったのである。したがって、この倭王の官爵から、倭王による半島南部の軍事支配を考えるのは早計である。」(72頁)

第3節 倭国王の「都督百濟諸軍事」号を宋が認めなかった事情について

－坂元説の紹介－

さて、宋が度重なる倭国王の要求にもかかわらず「都督百濟諸軍事」号を認めなかった事情についてもっとも詳しく論じられているのは坂元義種氏である。氏の見解は次のごとくである（1981による）。坂元氏は、まず従来の諸説について、次のようにまとめられている。

「(a) 百濟の対中交渉が倭よりも早く、また (b) その交渉回数も多かったこと、さらには (c) 百濟の対中交渉が独立国としての交渉であったこと。あるいは、(d) 百濟王のほうに倭王よりも早く官爵号を授けられていたこと、(e) すでに百濟王に「都督百濟諸軍事」が与えられていたこと、そのうえ (f) 百濟王の將軍号のほうに上位であったこと。これらはいずれも事実であり、それぞれに説得力もあるものである。」(174～175頁)

このようにまとめた上で、

「しかし、これらのすべてが、倭国王が「都督百濟諸軍事」を認められなかった直接的原因であるとは考えられない。」

として、さらに次のように論じられる。

「建元元年（四七九）、南齊に使者を送った加羅国王は輔国將軍・加羅国王に任命されたが、そのとき南齊は、前王朝の宋が倭王に授けた「都督加羅諸軍事」をそのまま倭王に認めており、これを削除した形跡はない。このことは独立外交、さらには独立王国の承認が当地の軍権を他者にゆだねることと矛盾するものではなかったことを示している。」(175頁)

つまり「都督百濟諸軍事」号がすでに百濟王に与えられていたからであるとする意見に対し、「加羅」の例から、「都督百濟諸軍事」が重複して倭国王に与えられる可能性も宋の制度上十分に考えられたことを指摘される。これを「1地域2軍権」と名付け、西方の河西王らについてもみられることを論証されている。すなわち、宋が倭国王に「都督百濟諸軍事」号を与えようと思えば、たとえすでに百濟王に授与されていても可能なのであり、宋がそのような方法をとらなかったのは、宋の北魏封じ込め政策により、百濟を重視したからであるとし、次のように述べている。

「すなわち、中国南朝が倭国王に「都督百濟諸軍事」を認めなかったのは、すでに百濟王に「都督百濟諸軍事」を与えていたというような消極的な理由からではなかった。それは、南朝が、最強の敵国北魏を締めつける国際的封鎖連環のなかに百濟をがっちりとはめこんで、その弱体化を認めまいとする、南朝の国際政策のなかに求めることができよう。

倭国王が百濟の軍政権を認められなかった基本的要因として、宋朝の国際政策をあげたわけであるが、その具体的なひとつのあらわれが、宋朝による諸国王の国際的評価であろう。国際的評価とは具体的には倭国王や百濟王の国際的地位であり、それを端的に示すものは將軍号である。いわば、

將軍号は諸国王の国際的地位をあらわすメルクマールというわけである。

この点をふまえるならば、倭国王が宋朝に百済の軍政権を認められなかったのは、百済王が倭国王より「席次」が上であったからであるとか、百済王の將軍号のほうが倭国王より上位であったためであるというような主張は、ある意味では本末転倒した主張かもしれない。なぜならば、宋朝は、必要とあれば、いくらでも倭国王の軍号を高めることができたからである。要は、宋朝が倭国王の国際的役割を百済王を評価するほどには評価していなかったということであり、その結果が両王の軍号差となってあらわれたわけである。

私の立場から諸説を整理しなおすとすれば、つぎのようになる。百済の対中交渉の早さ、交渉回数多さ、それに任官時期の早さは、それなりに百済に対する宋朝の国際的評価を高めるのに役立つ。百済の地理的状況ともあいまって、百済王の国際的地位は倭国王よりも上位に位置づけられることとなった。百済王の將軍号が倭国王の將軍号より高いのも、そのひとつのあらわれであり、倭国王が百済の軍政権—「都督百済諸軍事」の加号—を求めて許されなかったのも、また百済王重視のひとつのあらわれであった。そのさい、「都督百済諸軍事」が、すでに国際的評価の高い百済の加号であったということも理由の一つになっていたかもしれない。しかし、くりかえしになるが、百済の軍政権がすでに百済王に与えられていたことだけを強調することは、さきの一地域二軍権の例からみて問題がある。もしも倭国王が、百済王以上に評価されていたのであれば、すでに「都督百済諸軍事」が百済王に与えられていたとしても、倭国王の望みは問題なくかなえられたことであろう。そのときは、一地域二軍権の現象が百済にもあらわれたことと思われる。」(～180頁)

そして、將軍号と「都督百済諸軍事」要求との関係を論じて、

「倭国王の称号は、統属領域からいえば明らかに倭国王のほうが上級軍政官でなければならないのに、肝心の「將軍」号は、統属領域内の「百済王」より低かったのである。…ともかく、倭国王の自称称号自体に問題があった」(216～217頁)

と結論されている。

第4節 坂元説の検討— 1地域2軍権説をめぐって—

やや詳しく坂元義種氏の所論を紹介してきたが、要するに氏の主張は、次の3点に要約することができる。

- ①1地域2軍権制の存在からみて、宋が「都督百済諸軍事」号を倭国王に認めることは制度上可能であった。
- ②それにもかかわらず、宋が倭国王の要求を認めなかったのは、北魏封じ込めという、国際政策上、百済を重視したからである。
- ③將軍号も宋の国際政策を反映するものである。

これらの坂元氏の所論における基本は、①宋が「都督百済諸軍事」号を倭国王に認めることは制度上可能であった、という点にある。坂元氏は、「中国南朝は、同一地域の軍事・行政権を複数の外国王に認めることに決して、やぶさかではなかった。」とし、百済についても1地域2軍権の対象に成りうること

を述べるが、その重要な論拠が次の史料である。

【史料19】『南齊書』卷58・蛮伝

加羅国、三韓種也。建元元年、国王荷知使来献。詔曰、量広始登、延夷洽化。加羅王荷知款関海外、奉贄東遐。可授輔国將軍・本国王。

倭国、…建元元年、進新除使持節、都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・〔慕韓〕六国諸軍事、安東大將軍、倭王武号為鎮東大將軍。

〈加羅国、三韓の種也。建元元年、国王荷知の使来りて献ず。詔して曰く、「量広始登、延夷洽化。加羅王荷知、款関海外、奉贄東遐。輔国將軍・本国王を授くべし。」と。

倭国、…建元元年、新除使持節、都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・〔慕韓〕六国諸軍事、安東大將軍、倭王武の号を進めて、鎮東大將軍と為す。〉

この記事から、「加羅国王」が任じられても、倭国王の都督諸軍事号の中から「加羅」を削除した形跡がないので、「加羅」に対する軍事権は加羅国王と倭国王とに同時に与えられているとされるのである。しかしこの記事では、建元元年の加羅国王冊封と倭王進号の朝貢先後関係が不明で、倭王の進号が先に行われた可能性を否定できず、1地域2軍事権の存在を示す論拠とすることはできないのではなかろうか。

また河西王らの重複事例を、百済王の排他的に支配する百済領についてまで及ぼすことは問題であろう。例えば河南王以外の者に「都督河南諸軍事」や隴右王以外の者に「都督隴右諸軍事」が授与されているわけではない。つまりその領域の一部は確かに重複しているが、王が支配する全域にわたる軍事権を他者に与えているわけではない。倭国王が求めた「都督百済諸軍事」とは全く質を異にしていることに注意しなければならないであろう。この点について、実は坂元氏自身、次のように述べているのである。

「河南王と宕昌王の例をふくめて、諸国王間の場合は、軍政・民政を問わず、両者がすべて重複するとか、あるいは一方が他方を呑みこんでしまっている例はないということである。河南王拾寅の軍政領域は「西秦・河・沙」の三州、宕昌王梁弥機は「河・涼」の二州。つまり両者がすべて重なるものでも、前者が後者をすべて包含しているわけでもない。それは行政領域でも同様である。河南王は「西秦・河」の二州であり、宕昌王は「河・涼」の二州である。また、このほか両者には王名であらわされる領域があったはずである。ところが、倭国王と百済王の場合は、百済王の軍事領域がすべて倭国王の軍事領域に呑みこまれる形になるので、そこに問題があったのであろう。

倭国王と百済王の称号の関係は、上下統属関係でとらえるには、倭国王の將軍号に問題があり、諸国王間の同地域の重複関係でとらえるには、百済王の領域が倭国王の軍事領域に包みこまれてしまうところに問題があったのである。」(228～229頁)

このように、倭国王による「都督百済諸軍事」号要求が1地域2軍事権の対象になり、制度上許可し得るものであったとみることはできない。したがって宋が倭国王の要求を認めなかったのは、宋がすでに百済王に「都督百済諸軍事」号を与えていることによるものとみて間違いのないであろう。

これまでの検討をふまえて、あらためて將軍号の序列と「都督百濟諸軍事」要求問題を考えてみると、前述のような、そもそも倭国王は百濟王よりも下位の將軍号でありながら、「百濟」の軍事的支配権を要求し続けているのはなぜであろうか、という通説に対する素朴な疑問が生じてくるのである。もし倭国王が、自分の「安東（大）將軍」号が百濟王の「鎮東（大）將軍」号よりも下位にあり、「都督百濟諸軍事」要求が不当な要求と認識していたならば、少なくとも百濟王と同等の鎮東（大）將軍、あるいはさらに上位の征東（大）將軍を自称して、その除正を求めたことであろう。たとえ認められないことを承知の上でも自称したであろう。なぜならば、高句麗との対決姿勢を明確に示した倭国王武は、「開府儀同三司」という高句麗王と同等の待遇まで自称し、除正を求めているのである。それにもかかわらず將軍号は一貫して「安東（大）將軍」のままで、決して「鎮東（大）將軍」「征東（大）將軍」を求めることはなかった。これはなぜであろうか。少なくとも倭国王は、百濟の軍事的支配権の要求には「安東（大）將軍」で十分と考えていたからにはほかならないであろう。

このように考えてくると、高句麗・百濟・倭3国王の授与された將軍号に序列があると解釈することに疑問が生じ、3国王に授与した將軍号には上下関係があり、それは宋の国際政策に基づく3国に対する重視度の反映とする見方にも再考の余地がでてくるように思われる。

第5節 征東（大）將軍・鎮東（大）將軍・安東（大）將軍号の序列

さて、3將軍号の序列に関する通説の代表例として、ふたたび坂元義種氏(1981)の見解を紹介すると次のごとくである。

「義熙九年（四一三）、東晋は数十年ぶりに使者を送ってきた高句麗王に征東將軍を授けたが、この將軍号は百濟王の鎮東將軍よりも上位のものであった。なお、この間、百濟王は咸安二年（三七二）に余句が、太元十一年（三八六）には余暉が、それぞれ鎮東將軍に任命され、また咸安二年・太元九年の朝貢も知られている。このことは、対中交渉の時期や交渉回数多寡、あるいは任官時期のあとさきが、かならずしも任官内容を決定するものではないことを示しているといえよう。つまり、任官内容を決定するものは、中国王朝の国際政策や諸国に対する国際的評価などであったと思う。」（175頁）

すなわち、百濟王の鎮東將軍叙任の40年後、高句麗王に百濟王よりも上位の征東將軍が授与されていることを重視して、任官時期の先後が、かならずしも任官内容（すなわち將軍号の上下）を決定するものではないと論じられている。最近では仁藤敦史氏(2004)も、同様の理解を示し、

「高句麗は、百濟より遅く朝貢したにもかかわらず、この年（413年—石井）の朝貢で百濟王の鎮東將軍よりも地位が高い征東將軍を授与されていること〔坂元 1978〕、『宋書』倭国伝の位置記載が前代とは異なり、「倭国は高驪東南海中に在り」と変化したことなどは、五世紀における高句麗優位の国際情勢を如実に示している。」（126頁）

と述べられている。確かに高句麗王が中国王朝（南朝）から將軍号を除授されたことを伝える初見史料は宋の義熙9年(413)のことである。しかし、これより先高句麗王釗（故国原王）が355年（前燕元璽

4年)に前燕に遣使貢献して「征東大將軍」号を授けられていることにまず注目したい。ただし前燕はいわゆる五胡十六国に属するので、東晋・宋とは同列に論じられないかも知れない。南朝との関係で重視すべきは、高句麗王が咸康2年(336)・建元元年(343)に南朝の東晋に遣使朝貢していることである。いずれも高句麗王は故国原王で、『晋書』には、

【史料20】『晋書』卷7 成帝本紀

咸康二年(336)二月庚申、…高句麗遣使貢方物。

〈咸康二年(336)二月庚申、…高句麗、遣使して方物を貢す。〉

【史料21】『晋書』卷7 康帝本紀

建元元年(343)十二月、…高句麗遣使朝獻。

〈建元元年(343)十二月、…高句麗、遣使して朝獻す。〉

と記されている。遣使朝貢を伝えるのみで、冊封の有無については記されていない。しかし同一の王(故国原王)による2度に亘る朝貢であり、少なくとも2度目の遣使朝貢に際して東晋から何らかの將軍号を授けられていた可能性は十分に考えられるのではなからうか。高句麗王の側からいっても、朝貢しながら、いわば見返りともいうべき官爵授与を求めなかったとは考えがたいであろう。高句麗が如何に強国とは言え、東晋・宋が、いつ朝貢してくるか分からない高句麗のために東方將軍号の最上位の征東將軍号を空けて待っていたとは考え難い。高句麗に先んじて朝貢してきた百済にこそ、征東將軍号を授与するのが自然であろう。それが百済王に鎮東將軍が授与されていることは、これ以前に高句麗王に征東將軍が授けられていた可能性を示唆しているとみられるのである。すなわち、372年に百済王が鎮東將軍を授与されていることを考えると、336年ないし343年の朝貢に際して高句麗王が「征東將軍」号を授けられている可能性は高いと思う。

中国南朝からの百済・高句麗王の將軍号授与の明確な記事においては確かに百済王(372年)の方が早い、事実においては高句麗王の方が先行している可能性が高く、336年ないし343年の入貢の際に東晋から「征東將軍」号が授与されていたとする推測は、十分に成り立つものとする。したがって、先に入貢した百済王(鎮東將軍)よりも、後から入貢した高句麗王(征東將軍)の方が上位の將軍号を授与されているとの理解には再考の余地があると思う。この問題は坂元説の重要な論点であるだけに、十分に注意しておきたい。

先に入貢した百済王(鎮東將軍)よりも、後から入貢した高句麗王(征東將軍)が上位の將軍号を授与されているとの解釈に基づくと、そこには宋による評価や重視度が反映しているとの見解が生じるのであるが、上述のような私見が成り立つとすれば、そのような見解には再考の余地がでてくるであろう。つまり三国の中国王朝との関わりで將軍号授与の先後関係でいえば、高句麗→百済→倭の順となり、高句麗に征東、百済に鎮東、そして一番遅い倭に安東号が授けられたことになる。それぞれ定員1名で、いち早く朝貢してきた王から順に上位將軍号が授けられたと見ることはできないであろうか。つまり高句麗・百済・倭三国の王に対する東方將軍号は、三国の対中国王朝交渉の開始順に上位号から授けられたのであって、三国の国勢の強弱や中国王朝の重要度評価から序列をつけて除授したものではないとみなされるのである。確かに高句麗は、この当時最強国として認識されていたことは間違いないであろう。

う。しかしそれだけでなく、事実として入貢が早かったことが征東將軍号につながっていると推測されるのである。

四征・四鎮・四安將軍号については、坂元氏が明らかにされたように、一般的には序列がみられる。しかし、こと高句麗王・百濟王・倭王の東方諸国王に与えられた征東・鎮東・安東將軍号については、それぞれに固有の称号として機能し、継承されるものとされていたと理解すべきではあるまいか。このような理解が認められるとすれば、高句麗王・百濟王・倭国王の征東・鎮東・安東將軍号には上下優劣の関係はなく、宋代を通じて3国王間に大きな身分の違いはなかったとみなされるのである。したがって、倭国王が「安東（大）將軍」のままで「都督百濟諸軍事」号を要求していることも、特に問題はなかったのである。宋が倭国王に最後まで「都督百濟諸軍事」号を与えなかったのは、すでに百濟王に「都督百濟諸軍事」号を授けていることによるものであり、倭国王の將軍号が百濟王のそれに劣るからという理由に基づくものではないと考える。

むすび

以上、安東（大）將軍・倭国王による「都督百濟諸軍事」要求問題を検討してきた。その結果、倭国王が「安東大將軍」を自称するにとどまっているのは、その称号で十分に「都督百濟諸軍事」の実をあげようと理解していたからであり、安東（大）將軍号が鎮東（大）將軍号に劣るとは認識していなかったからと考えられる。すなわち高句麗王・征東（大）將軍、百濟王・鎮東（大）將軍、倭国王・安東（大）將軍には、一見すると序列があるように見えるが、事實は南朝（東晋・宋）への入貢順に東方將軍号の上位から授けられたもので、南朝側による格付けでもなく、また国際的評価によるものでもなく、上下優劣の関係にはなかったとみなされるのである。したがって、倭に対する評価が高句麗・百濟よりも低く、それが安東（大）將軍号に表れているとみなすことはできないと考える。

5世紀の日韓関係について、倭の五王及び高句麗・百濟王が中国王朝から得た官爵の問題を中心に述べてきた。その他論ずべき課題は多いが、今回のテーマに関連していうと、倭国王が「都督高句麗諸軍事」号を要求しなかったことが注目される。すなわち、倭国王の念頭には現実性があり、高句麗を除く地域は軍事支配権を及ぼせる地域との認識があったことを示していると考えられる。そのような倭国王の現状認識がどのような過程を経て形成されていったのか、といった問題の解明を今後の課題としたい。

結 言

以上、3章にわたって5世紀の日韓関係について、倭の五王に関する諸問題を中心に考察を加えてきた。まず第1章では、東晋義熙9年(413)に入貢した倭国使について、高句麗との共同入貢説や倭人捕虜説は成り立たず、日本列島の倭王権から派遣された使者とみるべきことを論じた。その年には、高句麗もおおよそ70年ぶりに南朝に入貢しており、直前まで直接武力衝突を繰り返していた倭・高句麗両国が、中国との関係を通じて事態を打開しようとはかる姿勢に、あらためて東アジアの視点から考えることの必要性を痛感する。次に第2章では、倭国王が宋から得た官爵のうち、將軍号について、すでに済が安東大將軍に叙任されていることを述べ、高句麗王の征東大將軍、百濟王の鎮東大將軍と比べて、「大」將軍とする点においては遜色のないことを述べ、あわせて『宋書』の倭国伝を含む夷蛮伝の書誌的研究の必要なことに論及した。そして第3章では、高句麗王・百濟王・倭国王に与えられた將軍号には序列があり、中国王朝の国際的評価が反映しているとの見方が通説となっているが、その当初は入貢の順に東方將軍号の上位から授けられたもので、必ずしも中国王朝が3国を比較し優劣を判断して授けたとは考えられないことを述べた。

私見の当否はいずれにせよ、基本的な文献史料に再検討が必要であることを示すことはできたと思う。これからは関係史料、特に記事の内容は豊富であるが史料的に問題がある『日本書紀』や『三国史記』の関係記事について検討を進めたいと考えている²²。また本論ではほとんど考古学の成果に触れることができなかったが、文献史料の乏しい5世紀史研究においては、とりわけ考古学の成果をとり入れた総合的な考察が重要となる。中でも栄山江流域の前方後円墳をめぐる問題については、被葬者もしくは関連する人物の活躍する時代が5世紀にまで遡りうる可能性があり、倭国王の要求した「都督百濟・諸軍事」号の背景にある事情を解明する重要な手がかりとなるかも知れない。今後、これまでの共同研究で学び得た成果を基礎として、より豊かな古代日韓関係史像を描く努力を続けていきたいと考えている。

なお、本論文で扱えなかったさまざまな問題は次の機会に譲りたいと考えているが、本論文を補完するものとして、略年表と文献目録を作成したので参照していただきたい。

22 韓国でもこのような気運にあるようで、前注4に紹介したように、ごく最近の成果として、金鉉球氏らによる『日本書紀韓国関係記事研究』I・II・III(韓国一志社・2002・2003・2004)が刊行されている。

【文献一覧】

- 池内宏(1947) 『日本上代史の一研究』(初版 1947 年。引用は中央公論美術出版・1970 年による)
- 池田温(1977) 「義熙九年倭国献方物をめぐって」(『江上波夫教授古稀記念論集 歴史編』山川出版社、引用は池田温『東アジアの文化交流史』吉川弘文館・2002 年再録本による)
- 荊木美行(1996) 「倭の五王に関する一考察」(『ヒストリア』第153号)
- 今西春秋(1972) 「MANJU雑記5」(『朝鮮学報』63輯)
- 江畑武(1968) 「四～六世紀の朝鮮三国と日本」(『朝鮮史研究会論文集』4輯)
- 岡崎晋明(1998) 「古代人の楽器と楽舞」(『考古学による日本歴史 12 芸術・学芸とあそび』雄山閣出版)
- 川勝守(2002) 『聖徳太子と東アジア世界』(吉川弘文館)
- 川本芳昭(1988) 「倭の五王による劉宋遣使の開始とその終焉—海上通行ルートからみた一試見—」(『東方学』76)
- 川本芳昭(1992) 「四、五世紀の中国と朝鮮・日本」コラム「倭国の四一三年東晋遣使」(田村晃一ほか編『新版 古代の日本 2 アジアからみた古代日本』角川書店)
- 熊谷公男(2001) 『日本の歴史 03 大王から天皇へ』(講談社)
- 高寛敏(1995) 「倭の五王と朝鮮」(『東アジア史研究』第8号・大阪経済法科大学アジア研究所)
- 坂元義種(1978A) 「東アジアの世界 中国文献よりみた古代日本の探求」(『日本史の謎と発見(1)』毎日新聞社)
- 坂元義種(1978B) 『古代東アジアの日本と朝鮮』(吉川弘文館)
- 坂元義種(1981) 『倭の五王—空白の五世紀—』(教育社)
- 杉本憲司・森博達(1985) 『魏志』倭人伝を通読する」(森浩一編『日本の古代 1』中央公論社)
- 鈴木靖民(2002) 「倭国と東アジア」(同編『倭国と東アジア』吉川弘文館)
- 武田幸男(1989) 『高句麗史と東アジア』(岩波書店)
- 田中俊明(2003) 「倭の五王と朝鮮」(姜徳相先生古希・退職記念論文集刊行委員会『日朝関係史論集』新幹社)
- 朝鮮民主主義人民共和国社会科学院考古学研究所(1982) (呂南喆ほか訳)『高句麗の文化』第6章「音楽・舞踊・曲芸」(同朋舎出版)
- 西嶋定生(1985) 『日本歴史の国際環境』(東京大学出版会)
- 仁藤敦史(2004) 「ヤマト王権の成立」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座第1巻 東アジアにおける国家の形成』東京大学出版会)
- 橋本増吉(1956) 『東洋史上より見たる 日本上古史研究』(東洋文庫)
- 朴鐘大(1985) 「倭の五王上表文と韓日古代史の問題点」(『慶南史学』2号)
- 前之園亮一(2001) 「倭の五王の通宋の開始と終焉について—辛酉革命説・戊午革運説から見た場合—」(黛弘道編『古代国家の政治と外交』吉川弘文館)
- 宮崎市定(1983) 『謎の七支刀 五世紀の東アジアと日本』(中公新書)
- 湯浅幸孫(1988) 「倭の五王と日本国王—書紀と中国史料」(『日本歴史』第483号)
- 吉村武彦(1998) 『古代天皇の誕生』(角川選書)
- 吉村武彦(2003) 「ワカタケル王と杖刀人首ヲワケ」(小川良祐ほか編『ワカタケル大王とその時代』)

山川出版社)

延敏洙(1994) 『古代韓日関係史』(論文初出 1994 年。引用は著書 1998 年による)

【年表】

4～5世紀日韓関係略年表

石井正敏 作成

凡例：1. 本年表は、論文「5世紀の日韓関係―倭の五王と高句麗・百濟」の理解に資するために作成した、高句麗・百濟・新羅・倭と中国との関係を中心とする略年表である。

2. 5世紀の日韓関係を理解するためには、4世紀からの東アジア情勢を把握しておく必要があることから、4世紀代から記述を始めた。

3. 西暦に続けて、干支、中国王朝の元号、高句麗・百濟・新羅の王代を記した。

①中国王朝の元号は、煩を避けて東晋・宋の他は必要に応じて掲げることとした。なおこの時期の年表に登場する、いわゆる五胡十六国～南北朝時代の王朝の興亡は次のごとくである。

東晋(317～420) 宋(420～479) 齊(479～502)

前燕(337～370) 前秦(351～394) 後燕(384～409) 南燕(398～410)

北燕(409～436) 北涼(397～439) 北魏(386～534)

②高句麗・百濟・新羅の王代は、原則として『三国史記』本紀に依拠したが、異説がある場合は〔 〕内に示した。

4. 『日本書紀』の記事については、紀年等に諸説あるため、別記することとした。

5. 史料にみえる内容を記事としたもので、全てを史実と理解しているわけではないことは言うまでもないが、記述には史料にみえる表現をできるだけ尊重した。

6. 主な参考文献は次のとおりである。

佐伯有清 『三国史記倭人伝 他六篇』(岩波文庫・1988年)

朝鮮史編修会『朝鮮史』第1編第1巻「朝鮮史料」(1932年)、第2巻「日本史料」

(1932年)、第3巻「支那史料」(1933年)

日本史料集成編纂会編『中国・朝鮮の史籍における 日本史料集成』(国書刊行会)「三国高麗之部」(1978年)

7. 出典には略称を用いた。次のごとくである。

『遺事』 → 『三国遺事』

『遺事』前百濟 → 『三国遺事』巻2・南扶余前百濟

『遺事』順道肇麗 → 『三国遺事』巻3・順道肇麗

『遺事』難陀關濟 → 『三国遺事』巻3・難陀關濟

『翰苑』高麗 → 『翰苑』巻30・高麗

『魏書』封懿伝 → 『魏書』巻32・封懿伝

『魏書』程駿伝 → 『魏書』巻60・程駿伝

『魏書』房亮伝 → 『魏書』巻72・房亮伝

『魏書』馮跋伝 → 『魏書』巻97・馮跋伝

『魏書』高句麗伝 → 『魏書』巻100・高句麗伝

『魏書』礼志4-3 → 『魏書』巻108・礼志4之3

『御覽』 攻具上	→ 『太平御覽』 卷336・兵部67・攻具上条
『御覽』 障泥条	→ 『太平御覽』 卷359・兵部90・障泥条所引「三十国春秋」
『御覽』 所引「義熙起居注」	→ 『太平御覽』 卷981・香部・麝条所引「義熙起居注」
『元龜』 封冊1	→ 『冊府元龜』 卷963・外臣部・封冊1
『元龜』 朝貢1	→ 『冊府元龜』 卷968・外臣部・朝貢1
『高僧伝』 釈順道	→ 『海東高僧伝』 卷1・流通・釈順道
『高僧伝』 釈摩羅難陀	→ 『海東高僧伝』 卷1・流通・釈摩羅難陀
『史記』	→ 『三国史記』
『史記』 地理志4	→ 『三国史記』 卷37・地理志4
『書紀』	→ 『日本書紀』
『晋書』 石勒下	→ 『晋書』 卷105・載記・石勒下
『晋書』 慕容皝	→ 『晋書』 卷109・載記・慕容皝
『晋書』 慕容儁	→ 『晋書』 卷110・載記・慕容儁
『晋書』 慕容盛	→ 『晋書』 卷124・載記・慕容盛
『晋書』 慕容熙	→ 『晋書』 卷124・載記・慕容熙
『晋書』 馮跋	→ 『晋書』 卷125・載記・馮跋
『宋書』 符瑞志下	→ 『宋書』 卷29・符瑞志下
『宋書』 高句驪伝	→ 『宋書』 卷97・夷蛮伝・高句驪
『宋書』 百済伝	→ 『宋書』 卷97・夷蛮伝・百済
『宋書』 倭国伝	→ 『宋書』 卷97・夷蛮伝・倭国
『通鑑』	→ 『資治通鑑』
『南齊書』 百済伝	→ 『南齊書』 卷58・東南夷伝・百済（前欠）
『南齊書』 加羅国伝	→ 『南齊書』 卷58・東南夷伝・加羅国
『南齊書』 倭国伝	→ 『南齊書』 卷58・東南夷伝・倭国
『梁書』 百済伝	→ 『梁書』 卷54・諸夷伝・百済
『梁書』 高句驪伝	→ 『梁書』 卷54・諸夷伝・高句驪
『梁書』 倭伝	→ 『梁書』 卷54・諸夷伝・倭

【年表本文】

302年壬戌 晋永寧2（太安元）・高句麗美川王3

9月、高句麗王、3万の軍を率いて玄菟郡に侵入。8千人を捕虜にして、平壤に移す（『史記』高句麗本紀）。

304年甲子 晋永安元（永興元）・高句麗美川王5・百済汾西王7（比流王元）

10月、百済の汾西王、楽浪太守の派遣した刺客に殺される（『史記』百済本紀）。

311年辛未 晋永嘉5・高句麗美川王12・百済比流王8・新羅訖解尼師今2

8月、高句麗、遼東西安平を襲い取る（『史記』高句麗本紀）。

- 312 年壬申 晋永嘉 6・高句麗美川王 13・百濟比流王 9・新羅訖解尼師今 3
 3 月、倭国王、新羅に遣使して、王子のために婚を求める。阿漚急利の女を以てこれに送る（『史記』新羅本紀）。
- 313 年癸酉 東晋永嘉 7（建興元）・高句麗美川王 14・百濟比流王 10・新羅訖解尼師今 4
 この頃、遼東の張統、楽浪・帯方 2 郡を拠点に高句麗と戦うこと数年に及ぶ。是歳、統、その民千余家を率いて慕容廆に帰す（『通鑑』卷 88）。
 10 月、高句麗、楽浪郡を侵し、男女 2 千余人を捕虜とする（『史記』高句麗本紀）。
- 314 年甲戌 東晋建興 2・高句麗美川王 15・百濟比流王 11・新羅訖解尼師今 5
 9 月、高句麗、帯方郡を侵す（『史記』高句麗本紀）。
- 315 年乙亥 東晋建興 3・高句麗美川王 16・百濟比流王 12・新羅訖解尼師今 6
 2 月、高句麗、玄菟郡を攻め破る（『史記』高句麗本紀）。
- 319 年己卯 東晋太興 2・高句麗美川王 20・百濟比流王 16・新羅訖解尼師今 10
 12 月、東晋の平州刺史が高句麗に来奔。この頃、高句麗、しばしば遼東に入寇。慕容廆、兵を遣わし、高句麗を伐つ。高句麗王、盟を求めるにより、慕容廆の軍、引き返す（『史記』高句麗本紀）。
- 330 年庚寅 東晋咸和 5・高句麗美川王 31・百濟比流王 27・新羅訖解尼師今 21
 是歳、高句麗・肅慎、東晋に楛矢を献ず（『晋書』石勒下）。
- 336 年丙申 東晋咸康 2・高句麗故国原王 6・百濟比流王 33・新羅訖解尼師今 27
 正月、慕容皝に追われた佟寿ら、高句麗に奔る（『通鑑』卷 91）。
 2 月、高句麗、東晋に遣使して方物を貢す（『晋書』帝紀。『史記』高句麗本紀は 3 月とする）。
- 337 年丁酉 東晋咸康 3・高句麗故国原王 7・百濟比流王 34・新羅訖解尼師今 28
 2 月、新羅、百濟に使者を遣わす（『史記』新羅本紀・百濟本紀）
- 339 年己亥 東晋咸康 5・前燕慕容皝 3・高句麗故国原王 9・百濟比流王 36・新羅訖解尼師今 30
 是歳、前燕王慕容皝、高句麗を伐つ。高句麗王、盟を乞う（『晋書』慕容皝、『通鑑』卷 96、『史記』高句麗本紀）。
- 340 年庚子 東晋咸康 6・前燕慕容皝 4・高句麗故国原王 10・百濟比流王 37・新羅訖解尼師今 31
 是歳、高句麗王、世子を遣わして前燕に入朝せしむ（『晋書』慕容皝、『史記』高句麗本紀）。
- 341 年辛丑 東晋咸康 7・前燕慕容皝 5・高句麗故国原王 11・百濟比流王 38・新羅訖解尼師今 32

- 10月、前燕の渡遼將軍慕容恪、しばしば高句麗を破る（『通鑑』卷96）。
- 342年壬寅 東晋咸康8・前燕慕容皝6・高句麗故国原王12・百濟比流王39・新羅訖解尼師今33
 8月、高句麗、都を丸都城に移す（『史記』高句麗本紀、『遺事』王曆）。
 是歳、前燕王皝、南北2路より高句麗を伐つ。前燕軍、丸都に入り、高句麗王の父の墓を掘り、その母妻及び珍宝を奪って帰る（『晋書』慕容皝、『通鑑』卷97、『翰苑』高麗）。
- 343年癸卯 東晋建元元・前燕慕容皝7・高句麗故国原王13・百濟比流王40・新羅訖解尼師今34
 2月、高句麗王、その弟を前燕に遣わす。臣を称して入朝し、父王の屍の返還を請う。前燕王、これを許すが、なおその母を留めて質となす（『晋書』慕容皝、『通鑑』卷97、『史記』高句麗本紀）。
 7月、高句麗、居を平壤東黄城に移す（『史記』高句麗本紀・地理志4）。
 12月、高句麗、東晋に遣使朝献（『史記』高句麗本紀）。
- 344年甲辰 東晋建元2・高句麗故国原王14・百濟比流王41・新羅訖解尼師今35
 2月、倭国、新羅に遣使して婚を請う。新羅、女が既に出嫁したとして断る（『史記』新羅本紀）。
- 345年乙巳 東晋永和元・前燕慕容皝9・高句麗故国原王15・百濟契王2・新羅訖解尼師今36
 2月、倭王、新羅に移書して交を絶つ（『史記』新羅本紀）。
 10月、前燕軍、高句麗の南蘇城を攻めて剋ち、戍を置いて還る（『晋書』慕容皝、『通鑑』卷97、『翰苑』高麗、『史記』高句麗本紀）。
- 346年丙午 東晋永和2・高句麗故国原王16・百濟契王3（近肖古王元）・新羅訖解尼師今37
 是歳、倭兵、にわかには新羅の風島に至り、辺戸を抄掠す。又、進んで金城を囲む。はげしく攻めるが、食料が尽きて退却せんとするとき、新羅軍が追撃して、これを敗走させる（『史記』新羅本紀）。
- 349年己酉 東晋永和5・前燕元璽元・高句麗故国原王19・百濟近肖古王4・新羅訖解尼師今40
 是歳、高句麗王、亡命してきた前東夷護軍宋晃を前燕に送る（『通鑑』卷98・99〔永和10年条〕、『史記』高句麗本紀）。
- 355年乙卯 東晋永和11・前燕元璽4・高句麗故国原王25・百濟近肖古王10・新羅訖解尼師今46
 12月、高句麗王、前燕に遣使貢獻。質を納れ、以てその母の返還を請う。前燕、これを許し、使者を派遣してその母を送り、王を以て營州諸軍事・征東大將軍・營州刺史となし、樂浪公に封ず。王は故の如し（『晋書』慕容儁、『通鑑』卷100、『史記』高句麗本紀）。
- 364年甲子 東晋興寧2・高句麗故国原王34・百濟近肖古王19・新羅奈勿尼師今9
 4月、倭兵、大挙して新羅に至る。王、これを聞き、草の偶人数千を造り、衣を着せ武器を持た

せて、吐含山の下に列べ立て、勇士1千を斧峴の東原に待ち伏せさせる。倭人、衆を恃み、直進す。待ち伏せの勇士を發して不意を撃つ。大いに敗り、敗走する倭人を追撃して大半を殺す(『史記』新羅本紀)。

※『書紀』神功皇后摂政 46 年条参照。

366 年丙寅 東晋太和元・高句麗故国原王 36・百濟近肖古王 21・新羅奈勿尼師今 11

※『書紀』神功皇后摂政 46 年条参照

367 年丁卯 東晋太和 2・高句麗故国原王 37・百濟近肖古王 22・新羅奈勿尼師今 12

※『書紀』神功皇后摂政 47 年条参照

369 年己巳 東晋太和 4・高句麗故国原王 39・百濟近肖古王 24・新羅奈勿尼師今 14

是歳、百濟王、「七支刀」を作るか(石上神宮所蔵「七支刀」銘文)

※『書紀』神功皇后摂政 49 年条参照

370 年庚午 東晋太和 5・前秦建元 6・高句麗故国原王 40・百濟近肖古王 25・新羅奈勿尼師今 15

是歳、高句麗王、前秦に追われて来奔した前燕の大傅慕容評を執えて前秦に送り返す(『史記』高句麗本紀)。

※『書紀』神功皇后摂政 50 年条参照

371 年辛未 東晋太和 6 (咸安元)・高句麗故国原王 41 (小猷林王元)・百濟近肖古王 26・新羅奈勿尼師今 16

10 月、百濟、高句麗を攻め、高句麗王を殺す(『史記』高句麗本紀・百濟本紀)。

是歳、百濟、都を漢山に移す(『史記』百濟本紀・地理志 4、『遺事』王曆・前百濟)。

※『書紀』神功皇后摂政 51 年条参照

372 年壬申 東晋咸安 2・前秦建元 8・高句麗小猷林王 2・百濟近肖古王 27・新羅奈勿尼師今 17

正月、百濟、東晋に遣使朝献す(『晋書』帝紀、『元龜』封冊 1、『史記』百濟本紀)。

6 月、東晋、遣使して百濟王余句(近肖古王)を鎮東將軍領樂浪太守となす(『晋書』帝紀、『元龜』封冊 1)

同、前秦、使者及び浮屠順道らを高句麗に遣わし、仏像・經文を送る。仏教がはじめて朝鮮に伝わる。高句麗王、遣使して謝し、方物を貢す(『史記』高句麗本紀、『遺事』卷 3・順道肇麗、『高僧伝』卷 1)。

※『書紀』神功皇后摂政 52 年条参照

373 年癸酉 東晋寧興元・高句麗小猷林王 3・百濟近肖古王 28・新羅奈勿尼師今 18

2 月、百濟、東晋に遣使朝貢(『史記』百濟本紀)。

- 374 年甲戌 東晋寧興2・高句麗小獸林王4・百濟近肖古王29・新羅奈勿尼師今19
是歳、東晋の僧阿道、高句麗に到る（『史記』高句麗本紀）。
- 375 年乙亥 東晋寧興3・高句麗小獸林王5・百濟近肖古王30（近仇首王元）・新羅奈勿尼師今20
2月、高句麗、肖門寺（省門寺）を創建し、順道を住まわせる。また弗蘭寺を創建し、阿道を住まわせる（『史記』高句麗本紀、『遺事』順道肇麗、『高僧伝』釈順道）。
※『書紀』神功皇后摂政55年条参照
- 376 年丙子 東晋太元元・高句麗小獸林王6・百濟近仇首王2・新羅奈勿尼師今21
※『書紀』神功皇后摂政56年条参照
- 377 年丁丑 東晋太元2・前秦建元13・高句麗小獸林王7・百濟近仇首王3・新羅奈勿尼師今22
春、高句麗・新羅、前秦に遣使入貢（『通鑑』巻104、『史記』高句麗本紀）。
- 379 年己卯 東晋太元4・高句麗小獸林王9・百濟近仇首王5・新羅奈勿尼師今24
3月、百濟、東晋に遣使するが、海上で悪風に遭い、達せずして還る（『史記』百濟本紀）。
- 381 年辛巳 東晋太元6・前秦建元17・高句麗小獸林王11・百濟近仇首王7・新羅奈勿尼師今26
2月、東夷諸国、前秦に入貢（『資治通鑑』巻104）。
是歳、新羅、前秦に遣使して方物を貢す（『三国史記』新羅本紀）。※年次要検討
- 382 年壬午 東晋太元7・前秦建元18・高句麗小獸林王12・百濟近仇首王8・新羅奈勿尼師今27
9月、東夷5国、東晋に遣使朝貢。（『晋書』帝紀）
是歳、新羅王楼寒（奈勿王か）、使者を前秦に遣わす。
※『書紀』神功皇后摂政62年条参照
- 384 年甲申 東晋太元9・高句麗小獸林王14（故国壤王元）・百濟近仇首王10（忱流王元）・新羅奈勿尼師今29
7月、百濟、東晋に遣使朝貢。（『晋書』帝紀、『梁書』百濟伝、『史記』百濟本紀）
9月、胡僧摩羅難陀、東晋より百濟に到る。百濟の仏法、これに始まる（『史記』百濟本紀、『遺事』難陀關濟、『高僧伝』釈摩羅難陀）
※『書紀』神功皇后摂政64年条参照
- 385 年乙酉 東晋太元10・高句麗故国壤王2・忱流王2（辰斯王元）・新羅奈勿尼師今30
6月、高句麗、遼東・玄菟2郡を攻め陥す。11月、後燕、高句麗を伐ち、2郡を復す。（『梁書』高句麗伝、『通鑑』巻106、『史記』高句麗本紀）
※『書紀』神功皇后摂政65年条参照

- 386年丙戌 東晋太元 11・高句麗故国壤王 3・辰斯王 2・新羅奈勿尼師今 31
 4月、東晋、百濟王世子余暉（辰斯王。一説阿莘王）を以て、使持節・都督・鎮東將軍・百濟王となす（『晋書』帝紀、『元龜』封冊1）。
 8月、高句麗、百濟を攻める（『史記』高句麗本紀・百濟本紀）。
- 389年己丑 東晋太元 14・高句麗故国壤王 6・辰斯王 5・新羅奈勿尼師今 34
 9月、百濟、高句麗の南辺を侵す（『史記』百濟本紀・高句麗本紀）。
- 390年庚寅 東晋太元 15・高句麗故国壤王 7・百濟辰斯王 6・新羅奈勿尼師今 35
 9月、百濟、高句麗を攻め、都坤城を攻略（『史記』百濟本紀・高句麗本紀）。
 是歳、倭王の使者、新羅に至り、王子の派遣を求める。奈勿王、第三子美海（未叱喜）を遣わす。倭王は美海を留めて送らざること30年なり。美海、金堤上の策略により、逃げ帰る（『三国遺事』紀異第一、奈勿王、金堤上条）※本文には「那密王即位三十六年庚寅」とあり。
- 391年辛卯 東晋太元 16・高句麗故国壤王 8（広開土王元）・百濟辰斯王 7・新羅奈勿尼師今 36
 是歳、「倭以辛卯来渡海破百殘□□新羅以為臣民…」（『広開土王碑文』）
- 392年壬辰 東晋太元 17・高句麗故国壤王 9（広開土王元〔2〕）・百濟辰斯王 8（阿莘王元）・新羅奈勿尼師今 37
 正月、高句麗、新羅に遣使修好。新羅王、高句麗の強盛なるを以て、王姪実聖を質として送る（『史記』高句麗本紀・新羅本紀）。
 3月、高句麗、仏法の崇信を命じ、国社を立て、宗廟を修む（『史記』高句麗本紀）
 7月、高句麗広開土王、兵4万を率いて百濟を伐ち、石峴城など10余城を陥し、10月、百濟北辺の襟要である関弥城を攻略（『史記』高句麗本紀・百濟本紀）。
 ※『書紀』応神天皇3年条参照
- 393年癸巳 東晋太元 18・高句麗広開土王 2(3)・百濟阿莘王 2・新羅奈勿尼師今 38
 5月、倭人、来たりて金城を囲む。5日になるも解かず。将士、城から出て戦うことを請う。王曰く、今、賊は舟を棄てて深く入り、死地に在り。鋒、当たるべからずと。乃ち城門を閉ざす。賊、功無くして退く。王、先ず勇騎二百を遣わして、その帰路を遮らしめ、又、歩卒一千を遣わして、独山に追わしむ。挾撃して大いにこれを敗る（『史記』新羅本紀）。
 8月、百濟、関弥城の奪還をはかるが、失敗（『史記』百濟本紀・高句麗本紀）。
 是歳、高句麗、平壤に9寺を建立（『史記』高句麗本紀）。
- 394年癸巳 東晋太元 19・高句麗広開土王 3(4)・百濟阿莘王 3・新羅奈勿尼師今 39
 7月、百濟、高句麗を攻め水谷城下に於いて戦うが、撃退される（『史記』百濟本紀・高句麗本紀）。
 8月、高句麗、百濟の侵攻に備えて国南に7城を築く（『史記』高句麗本紀）。

- 395 年乙未 東晋太元 20・後燕建興 10・高句麗広開土王 4 (5)・百濟阿莘王 4・新羅奈勿尼師今 40
 8 月、百濟、高句麗を攻めるが、溟水に於いて王の率いる高句麗軍に大敗（『史記』百濟本紀・高句麗本紀）。
 是歳、後燕、高句麗王を、平州牧となし、遼東・帯方二国王に封ず。高句麗王、始めて長史・司馬・參軍官を置く（『梁書』高句麗伝）。
- 396 年丙申 東晋太元 21・高句麗広開土王 5 (6)・百濟阿莘王 5・新羅奈勿尼師今 41
 是歳、高句麗王、自ら水軍を率いて百濟を討ち破る。百濟王、男女生口 1000 人等を献じ、王に帰し、永く奴客となることを誓う。高句麗王、百濟王弟・大臣等を率いて凱旋（『好太王碑文』）。
- 397 年丁酉 東晋隆安元・高句麗広開土王 6 (7)・百濟阿莘王 6・新羅奈勿尼師今 42
 5 月、百濟王、倭国と好みを結び、太子腆支を以て質と為す（『史記』百濟本紀）。
- 398 年戊戌 東晋隆安 2・高句麗広開土王 7 (8)・百濟阿莘王 7・新羅奈勿尼師今 43
 8 月、百濟、高句麗遠征を企てるが、中止（『史記』百濟本紀）。
- 399 年己亥 東晋隆安 3・後燕建平 2（長樂元）・高句麗広開土王 8 (9)・百濟阿莘王 8・新羅奈勿尼師今 44
 8 月、百濟、高句麗遠征を企て、徴兵するが、民多く新羅に奔る（『史記』百濟本紀）。
 是歳、百濟（百濟）、高句麗との誓約に違ひ、倭と和通す。新羅使、高句麗王のもとに至り、「倭人が国境に満ち、城池を潰破し、「奴客」を倭の民としている。そこで、新羅王は高句麗王に帰し、命を請う」と伝える（『広開土王碑文』）。
 この頃（長樂中）、高句麗、後燕に遣使朝貢（『晋書』慕容盛）。
- 400 年庚子 東晋隆安 4・後燕長樂 2・高句麗広開土王 9 (10)・百濟阿莘王 9・新羅奈勿尼師今 45
 正月、高句麗、後燕に遣使朝貢（『史記』高句麗本紀）。
 2 月、後燕王、高句麗王の傲慢な姿勢に、自ら兵を率いて高句麗を襲い、新城・南蘇を攻略して帰還（『晋書』慕容盛、『通鑑』卷 111、『史記』高句麗本紀）。
 是歳、高句麗王、歩騎 5 万を遣わして、新羅を救わせる。男居城より新羅城に至るまで、倭、其の中に満つ。高句麗兵至るや、倭賊、退く（『広開土王碑文』）。
- 401 年辛丑 東晋隆安 5・高句麗広開土王 10 (9)・百濟阿莘王 10・新羅奈勿尼師今 46
 7 月、高句麗の質となっていた実聖が新羅に帰国（『史記』新羅本紀）。
- 402 年壬寅 東晋元興元・後燕光始 2・高句麗広開土王 11 (12)・百濟阿莘王 11・新羅奈勿尼師今 47（実聖尼師今元）

- 2月、新羅、倭国と好みを通じ、王子未斯欣を以て質と為す（『史記』新羅本紀・朴堤上傳）。
- 5月、高句麗、後燕の宿軍城を攻める（『通鑑』卷112）。
- 同、百濟、倭国に遣使して、大珠を求めしむ（『史記』百濟本紀）。
- 403年癸卯 東晋元興2・高句麗広開土王12(13)・百濟阿莘王12・新羅実聖尼師今2
 2月、倭国の使者、百濟に至る。百濟王、手厚く迎える（『史記』百濟本紀）。
- 7月、百濟、新羅の辺境に侵入（『史記』新羅本紀・百濟本紀）。
- 404年甲辰 東晋元興3・後燕光始4・高句麗広開土王13(14)・百濟阿莘王13・新羅実聖尼師今3
 是歳、高句麗、後燕に侵入（『通鑑』卷113。『史記』高句麗本紀、11月とする）。
- 是歳、倭、不軌にも高句麗帯方界に侵入す。倭寇、潰敗し、惨殺されるもの無数（『広開土王碑文』）。
- 405年乙巳 東晋義熙元・後燕光始5・高句麗広開土王14(15)・百濟阿莘王14（腆支王元）・新羅実聖尼師今4
 正月、後燕、高句麗を伐ち、遼東城を攻める（『通鑑』卷114、『御覽』攻具上条、『史記』高句麗本紀）
- 4月、倭兵、明活城を攻めるが、克たずして帰る。王、騎兵を率いて、独山の南で倭兵を敗り、300余級を殺獲する（『史記』新羅本紀）。
- 是歳、百濟王薨ず。王の仲弟訓海、政を統べ、倭に滞在する太子腆支の帰国を待つ。季弟磔礼、訓海を殺し、自ら立ちて王となる。腆支、訃報を聞き、哭泣して帰国せんことを請う。倭王、兵士百人を以て衛り送らしむ。既にして国界に至る。漢城の人解忠来たり告げて曰く、大王、世を棄つ。王弟磔礼、兄を殺して自ら立つ。願わくは太子、軽々しく入ること無かれと。腆支、倭人を留めて自ら衛り、海島に依りて以てこれを待つ。国人、磔礼を殺し、腆支を迎えて位に即かしむ（『史記』百濟本紀）。
- 406年丙午 東晋義熙2・後燕光始6・高句麗広開土王15(16)・百濟腆支王2・新羅実聖尼師今5
 正月、後燕、高句麗を伐ち、木底城を攻めるが、克たずして還る（『晋書』慕容熙、『通鑑』卷114、『史記』高句麗本紀）。
- 2月、百濟、東晋に遣使して朝貢（『史記』百濟本紀）。
- 407年丁未 東晋義熙3・高句麗広開土王16(17)・百濟腆支王3・新羅実聖尼師今6
 3月、倭人、新羅の東辺を侵す（『史記』新羅本紀）。
- 6月、倭人、また新羅の南辺を侵し、百人を奪掠す（『史記』新羅本紀）。
- 是歳、高句麗王、歩騎5万を派遣。〔倭もしくは百濟か？〕と合戦して大勝し、甲冑1万領及び多数の武器・武具を獲得する（『好太王碑文』）。
- 408年戊申 東晋義熙4・高句麗広開土王17(18)・百濟腆支王4・新羅実聖尼師今7
 2月、新羅王、倭人が対馬島に營所を置き、兵革資糧を貯え、新羅を襲わんことを謀ると聞き、

先んじて、精兵をえらび、兵儲を撃破せんと欲す。舒弗邯未資品、防御に努めるべきことを述べ、王、これに従う（『史記』新羅本紀）。

3月、高句麗、北燕に遣使し、宗族に叙せらる（『通鑑』巻114、『史記』高句麗本紀）。

409年己酉 東晋義熙5・高句麗広開土王18(19)・百濟腆支王5・新羅実聖尼師今8
是歳、倭国、百濟に遣使して夜明珠を送る。百濟王、優礼してこれを待つ（『史記』百濟本紀）。

410年庚戌 東晋義熙6・高句麗広開土王19(20)・百濟腆支王6・新羅実聖尼師今9
2月、東晋の劉裕（のち宋の武帝）、山東半島に拠る南燕を滅ぼす。これより以前、高句麗、南燕に千里馬・生羆皮の障泥を南燕に献ず。南燕王慕容超（在位405～410）、大いに悦び、水牛・能言鳥をもって答える（『御覽』障泥条）。

412年壬子 東晋義熙8・高句麗広開土王21(22)・百濟腆支王8・新羅実聖尼師今11
是歳、新羅、高句麗の求めに応じ、奈勿王の子（未斯欣の弟）ト好を質として送る（『史記』朴堤上传・新羅本紀）

413年癸丑 東晋義熙9・高句麗広開土王22（23、長寿王元）・百濟腆支王9・新羅実聖尼師今12
是歳、高句麗王璉（長寿王）、東晋に長史を遣わし、始めて表を奉じて朝貢す。東晋、璉を使持節・都督營州諸軍事・征東將軍・高句麗王・樂浪公となす（『晋書』帝紀、『宋書』高句麗伝、『梁書』高句麗伝、『元龜』封冊1、『史記』高句麗本紀、）。
同、倭国、東晋に方物を献ず（『晋書』帝紀、『御覽』所引「義熙起居注」）。
※「義熙起居注」については、本論第1章参照。

415年乙卯 東晋義熙11・高句麗長寿王3・百濟腆支王11・新羅実聖尼師今14
8月、新羅、風島において倭人と戦い、これに克つ（『史記』新羅本紀）。

416年丙辰 東晋義熙12・高句麗長寿王4・百濟腆支王12・新羅実聖尼師今15
是歳、東晋、百濟王余映（腆支王）を以て、使持節・都督百濟諸軍事・鎮東將軍・百濟王となす（『宋書』百濟伝、『元龜』封冊1。『史記』百濟本紀に「東晋安帝王遣使して…」とあり、『梁書』百濟伝に「義熙中、王余映、生口を献ず」とみえる）。

418年戊午 東晋義熙14・高句麗長寿王6・百濟腆支王14・新羅訥祗麻立干2
夏、百濟、倭国に遣使して、白綿10匹を送る（『史記』百濟本紀）。
秋、新羅王の弟未資欣、倭国より逃げ還る（『史記』新羅本紀・朴堤上传、『遺事』金堤上传）。
※『書紀』神功摂政5年3月己酉条参照。

420年庚申 宋永初元・高句麗長寿王8・百濟腆支王16（久爾辛王元）・新羅訥祗麻立干4
6月、東晋、滅亡。宋、建国。

- 7月、宋、征東將軍高句麗王高璉を征東大將軍に、鎮東將軍百濟王扶余映を鎮東大將軍に進号す
 (『宋書』本紀。『元龜』封冊1—ただし高句麗王のことは見えず)。
- 421年辛酉 宋永初2・高句麗長寿王9・百濟久爾辛王2・新羅訥祗麻立干5
 是歳、宋帝、詔して、「倭讚、万里修貢。…除授を賜うべし」と。
- 422年壬戌 宋永初3・高句麗長寿王10・百濟久爾辛王3・新羅訥祗麻立干6
 是歳、宋、高句麗王に散騎常侍を加え、督平州諸軍事を増す(『宋書』高句麗伝)。
- 423年癸亥 宋景平元・高句麗長寿王11・百濟久爾辛王4・新羅訥祗麻立干7
 3月、高句麗、宋に遣使朝貢(『宋書』本紀、『元龜』朝貢1)。
- 424年甲子 宋景平2(元嘉元)・高句麗長寿王12・百濟久爾辛王5・新羅訥祗麻立干8
 正月、高句麗王、宋に長史馬婁らを遣わして貢獻。宋皇帝、遣使して慰勞詔書を發す(『宋書』本紀・高句麗伝、『元龜』朝貢1)。
 2月、新羅、高句麗に遣使修聘(『史記』新羅本紀・高句麗本紀)。
 是歳、百濟王、宋に長史張威を遣わして貢獻(『宋書』百濟伝)。
- 425年乙丑 宋元嘉2・北魏始光2・高句麗長寿王13・百濟久爾辛王6・新羅訥祗麻立干9
 是歳、宋皇帝、遣使して百濟王に慰勞詔書を發す(『宋書』百濟伝)。
 同、高句麗、北魏に遣使朝貢(『史記』高句麗本紀)。
 同、倭王讚、宋に司馬曹達を遣わし、表を奉じて方物を獻ず(『宋書』倭国伝、『元龜』封冊1)。
- 427年丁卯 宋元嘉4・高句麗長寿王15・百濟久爾辛王8(𡗗有王元)・新羅訥祗麻立干11
 是歳、高句麗、都を平壤に移す(『史記』高句麗本紀、『遺事』王曆)。
- 428年戊辰 宋元嘉5・高句麗長寿王16・百濟𡗗有王2・新羅訥祗麻立干12
 2月、倭国の使、百濟に至る。従者は50人(『三国史記』百濟本紀)。
- 429年己巳 宋元嘉6・高句麗長寿王17・百濟𡗗有王3・新羅訥祗麻立干13
 7月、百濟王、宋に遣使して方物を獻ず(『宋書』本紀、『史記』百濟本紀)。
- 430年庚午 宋元嘉7・高句麗長寿王18・百濟𡗗有王4・新羅訥祗麻立干14
 正月、倭国王、宋に遣使して方物を獻ず(『宋書』本紀、『元龜』朝貢1)。
 是歳、百濟王余𡗗(𡗗有王)、復た貢職を修める。宋、余𡗗に前王余映の爵号を授ける
 (『宋書』百濟伝、『元龜』封冊1。『史記』百濟本紀は4月とする)。
 ※『魏書』百濟伝「元嘉中、王余𡗗遣獻生口。」

- 431 年辛未 宋元嘉 8・高句麗長寿王 19・百濟~~有~~王 5・新羅訥祗麻立干 15
4 月、倭兵、新羅の東邊を侵し、明活城を囲む。功無くして退く（『史記』新羅本紀）。
- 433 年癸酉 宋元嘉 10・高句麗長寿王 21・百濟~~有~~王 7・新羅訥祗麻立干 17
7 月、百濟、新羅に遣使して和を請う（『史記』百濟本紀・新羅本紀）。
- 434 年庚戌 宋元嘉 11・高句麗長寿王 22・百濟~~有~~王 8・新羅訥祗麻立干 18
2 月、百濟、新羅に遣使して良馬を送る（『史記』百濟本紀・新羅本紀）。
9 月、百濟、新羅に白鷹を送る（『史記』百濟本紀・新羅本紀）。
10 月、新羅、百濟に報聘し、黄金明珠を送る（『史記』新羅本紀・百濟本紀）。
- 435 年乙亥 宋元嘉 12・北魏太延元・高句麗長寿王 23・百濟~~有~~王 9・新羅訥祗麻立干 19
6 月、高句麗王、始めて北魏に遣使して表を奉じ、方物を貢す。あわせて国諱を請う。北魏の世祖、詔して、帝系名諱を高句麗に与え、使者を派遣して、璉を都督・遼海諸軍事・征東將軍・領護東夷中郎將・遼東郡・開國公・高句麗王となす（『魏書』帝紀・高句麗伝、『資治通鑑』卷 122、『史記』高句麗本紀）。
11 月、是より先、北魏、しばしば北燕を伐つ。是月、北燕王馮弘、密かに使を高句麗に遣わし、亡命受け入れを請う（『資治通鑑』卷 122、『史記』高句麗本紀）。
- 436 年丙子 宋元嘉 13・北魏太延 2・高句麗長寿王 24・百濟~~有~~王 10・新羅訥祗麻立干 20
2 月、北魏、使者 10 余人を高句麗及び東夷諸国に送り、詔諭せしむ（『魏書』帝紀）。
5 月、北魏、北燕を攻める、北燕王馮弘、高句麗に奔る。北魏、馮弘の送還を求めるが、高句麗、従わず。北魏、高句麗征伐をはかるが、止める（『魏書』帝紀・高句麗伝、『通鑑』卷 123、『史記』高句麗本紀）。
6 月、高句麗、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀、『元龜』朝貢 1）。
- 437 年丁丑 宋元嘉 14・北魏太延 3・高句麗長寿王 25・百濟~~有~~王 11・新羅訥祗麻立干 21
2 月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 438 年戊寅 宋元嘉 15・高句麗長寿王 26・百濟~~有~~王 12・新羅訥祗麻立干 22
3 月、高句麗、北燕王馮弘を殺す（『魏書』本紀・馮跋伝、『晋書』馮跋、『通鑑』卷 123、『史記』高句麗本紀）
4 月、倭国王讃の弟珍、宋に遣使貢獻。使持節・都督倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭国王を自称して除正を求める。宋、安東將軍・倭国王に除す。珍、また倭隋ら 13 人を平西・征虜・輔国將軍等に除正せられんことを求める。詔して並びに聴す（『宋書』本紀・倭国伝、『元龜』朝貢 1・封冊 1）。
是歳、高句麗、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀、『元龜』朝貢 1）。

- 439 年己卯 宋元嘉16・北魏太延5・高句麗長寿王27・百濟~~世~~有王13・新羅訥祗麻立干23
 9月、北魏が北涼を滅ぼして華北を統一。南北朝時代が始まる。
 11月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 是歳、宋、北魏征討のため、高句麗に馬を求める。高句麗、馬800頭を献ず（『宋書』本紀・高句麗伝）。
 同、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀）。
 同、高句麗、宋に遣使して方物を献ず（『元龜』朝貢1）。
- 440 年庚辰 宋元嘉17・高句麗長寿王28・百濟~~世~~有王14・新羅訥祗麻立干24
 某月、倭人、新羅の南辺を侵し、生口を掠取して去る（『史記』新羅本紀）。
 6月、倭人、また東辺を侵す（『史記』新羅本紀）。
 是歳、百濟、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀、『元龜』朝貢1。『史記』百濟本紀は10月とする）。
- 441 年辛巳 宋元嘉18・高句麗長寿王29・百濟~~世~~有王15・新羅訥祗麻立干25
 是歳、高句麗、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀）。
- 443 年癸未 宋元嘉20・高句麗長寿王31・百濟~~世~~有王17・新羅訥祗麻立干27
 是歳、高句麗・百濟・倭、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀、『元龜』朝貢1）。倭国王済を、復た以て安東將軍・倭国王となす（『宋書』倭国伝、『元龜』封冊1）。
- 444 年甲申 宋元嘉21・高句麗長寿王32・百濟~~世~~有王18・新羅訥祗麻立干28
 4月、倭兵、新羅の金城を囲む。十日にして糧尽き、乃ち帰る。王、兵を出しこれを追撃させる。左右の者、追うなかれと諫めるが、王、聴かず。数千余騎を率い、追って独山の東において合戦す。賊に敗られ、将士の死する者半ばを過ぎる。王、馬を棄て山に上る。賊、これを数重にも囲む。忽ち昏霧ありて咫尺を弁ぜず。賊、陰助ありと謂って、兵を収めて退き帰る（『史記』新羅本紀）。
- 450 年庚寅 宋元嘉27・高句麗長寿王38・百濟~~世~~有王24・新羅訥祗麻立干34
 正月、百濟王、私に臺使馮野夫に西河太守を仮して宋に遣わし、上表して『易林式占』・腰弩を求める。宋、これを与える（『宋書』本紀・百濟伝、『元龜』朝貢1）。
 7月、新羅何瑟羅城主、悉直之原に於いて高句麗の辺將を殺す。高句麗王、怒り兵を挙げて新羅の西辺に侵入。新羅王、遣使して謝罪するにより、兵を収める（『史記』新羅本紀・高句麗本紀）。
- 451 年辛卯 宋元嘉28・高句麗長寿王39・百濟~~世~~有王25・新羅訥祗麻立干35
 10月、高句麗、宋に遣使朝貢。（『宋書』本紀）
 是歳、宋、安東將軍・倭国王済に、使持節・都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事を加え、

安東將軍〔本紀「安東大將軍」〕に進める。また済の求めにより、その部下23人を軍・郡に除す（『宋書』本紀・倭国伝。『元龜』封冊1は7月とする）

453年癸巳 宋元嘉30・高句麗長寿王41・百済**毗**有王27・新羅訥祗麻立干37

11月、高句麗、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀）。

454年甲午 宋元嘉31（孝建元）・高句麗長寿王42・百済**毗**有王28・新羅訥祗麻立干38

8月、高句麗、新羅の北辺に侵入（『史記』高句麗本紀・新羅本紀）。

455年乙未 宋孝建2・高句麗長寿王43・百済**毗**有王29（蓋鹵王元）・新羅訥祗麻立干39

10月、高句麗、百済に侵入。新羅、百済に救援の兵を遣わす（『史記』高句麗本紀・新羅本紀）。

11月、高句麗王、宋に長史を遣わし、表を奉じて国哀再周（文帝の周忌）を慰め、方物を献ず（『宋書』本紀・高句麗伝、『史記』高句麗本紀）。

457年丁酉 宋大明元・高句麗長寿王45・百済蓋鹵王3・新羅訥祗麻立干41

10月、百済王余**毗**の子慶（蓋鹵王）、宋に遣使して除授を求める。宋、鎮東大將軍となす（『宋書』本紀・百済伝、『元龜』封冊1）

458年戊戌 宋大明2・高句麗長寿王46・百済蓋鹵王4・新羅訥祗麻立干42（慈悲麻立干元）

10月、高句麗、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀）。

是歳、百済王慶、宋に遣使上表して、その臣余紀ら11人の除正を求める。宋、冠軍將軍等に除す（『宋書』百済伝）。

459年己亥 宋大明3・高句麗長寿王47・百済蓋鹵王5・新羅慈悲麻立干2

4月、倭人、兵船百余艘を以て新羅東辺を襲い、進みて月城を囲む。四面の矢石は雨の如し。王城を守る。賊、将に退かんとする時、兵を出し撃ちてこれを敗り、さらに北に追って海口に至る。賊の溺死する者、半ばを過ぎる（『史記』新羅本紀）。

11月、高句麗、宋に遣使して方物1を献ず。肅慎国、重訳して楛矢・石弩を献ず（『宋書』本紀・符瑞志下・高句麗伝、『元龜』朝貢1）。

460年庚子 宋大明4・高句麗長寿王48・百済蓋鹵王6・新羅慈悲麻立干3

12月、倭国、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀、『元龜』朝貢1）。

461年辛丑 宋大明5・高句麗長寿王49・百済蓋鹵王7・新羅慈悲麻立干4

7月、高句麗、遣使して方物を献ず。（『宋書』本紀）

※『書紀』参照

462年壬寅 宋大明6・北魏和平3・高句麗長寿王50・百済蓋鹵王8・新羅慈悲麻立干5

- 3月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 5月、倭人、新羅を襲う。活開城を破り、1000人を捕虜にして去る（『史記』新羅本紀）。
- 是歳、倭王世子興、宋に朝貢。宋、興を安東將軍・倭国王となす（『宋書』倭国伝。『元龜』封冊1は冊封を3月とする）。
- 是歳、倭国王興の弟武、使持節・都督倭・百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事・安東大將軍・倭国王を自称して、宋に通じる（『宋書』倭国伝）。
- 463年癸卯 宋大明7・北魏和平4・高句麗長寿王51・百濟蓋鹵王9・新羅慈悲麻立干6
- 2月、倭人、新羅の敵良城を侵し、克たずして去る。王、伐智・徳智に命じ、待ち伏せして大いにこれを敗る。王、倭人がしばしば疆場を侵入するを以て、縁辺に二城を築かしむ（『史記』新羅本紀）。
- 6月、高句麗、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀）。
- 7月、宋、使持節・散騎常侍・督平營二州諸軍事・征東大將軍・高句麗王・樂浪公璉を車騎大將軍・開府儀同三司となす。持節・常侍・都督・王・公、故の如し（『宋書』本紀・高句麗伝、『元龜』封冊1）
- 465年乙巳 宋泰始元・北魏和平6・高句麗長寿王53・百濟蓋鹵王11・新羅慈悲麻立干8
- 2月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 466年丙午 宋泰始2・北魏天安元・高句麗長寿王54・百濟蓋鹵王12・新羅慈悲麻立干9
- 3月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 467年丁未 宋泰始3・北魏皇興元・高句麗長寿王55・百濟蓋鹵王13・新羅慈悲麻立干10
- 2月、高句麗、北魏に遣使朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）
- 9月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀）。
- 11月、高句麗・百濟、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀）。
- 468年戊申 宋泰始4・北魏皇興2・高句麗長寿王56・百濟蓋鹵王14・新羅慈悲麻立干11
- 2月、高句麗、靺鞨の兵を派遣して新羅の北辺を襲い、悉直城を攻め取る（『史記』高句麗本紀・新羅本紀）。
- 4月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 469年己酉 宋泰始5・北魏皇興3・高句麗長寿王57・百濟蓋鹵王15・新羅慈悲麻立干12
- 2月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀、『三国史記』高句麗本紀）。
- 8月、百濟、高句麗の南辺に侵入（『史記』百濟本紀・高句麗本紀）。
- 10月、百濟、双峴城を葺き、大柵を青木峰に設け、北漢山城の士卒を分遣して守らせる（『史記』百濟本紀）。

- 470 年庚戌 宋泰始 6・北魏皇興 4・高句麗長寿王 58・百濟蓋鹵王 16・新羅慈悲麻立干 13
 2 月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 11 月、高句麗、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀）。
 （皇興中）高句麗王璉、女を北魏の掖庭（後宮）に納れんことを求む。北魏の顕祖これを許し、使者を遣わして女を迎えしむ。使者、平壤に到るや、璉、方便を以て辞す。たまたま顕祖崩じて乃ち沙汰止みとなる（『魏書』高句麗伝・程駿伝、『史記』高句麗本紀・長寿王 54 年条）。
- 471 年辛亥 宋泰始 7・北魏延興元・高句麗長寿王 59・百濟蓋鹵王 17・新羅慈悲麻立干 14
 9 月、高句麗の民奴久ら、北魏に奔り降る（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 10 月、百濟、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀）。
- 472 年壬子 宋泰豫元・北魏延興 2・高句麗長寿王 60・百濟王蓋鹵王 18・新羅慈悲麻立干 15
 2 月、高句麗、北魏に遣使朝貢（『魏書』本紀）。
 7 月、高句麗、北魏に遣使朝貢。此より以後、貢献倍前。その報賜もまた稍加わる（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 8 月、百濟王余慶、北魏に遣使上表して、高句麗征討の師を請う。北魏、許さず。百濟王これを怨み、朝貢を絶つ（『魏書』百濟伝、『史記』百濟本紀）。
 11 月、高句麗、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀）。
- 473 年癸丑 宋元徽元・北魏延興 3・高句麗長寿王 61・百濟蓋鹵王 19・新羅慈悲麻立干 16
 2 月、高句麗、北魏に遣使朝貢（『魏書』本紀）。
 8 月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀、『三国史記』高句麗本紀）。
- 474 年甲寅 宋元徽 2・北魏延興 4・高句麗長寿王 62・百濟蓋鹵王 20・新羅慈悲麻立干 17
 3 月、高句麗、北魏に遣使朝貢（『魏書』本紀）。
 7 月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀）。また宋に遣使朝貢（『史記』高句麗本紀）。
- 475 年乙卯 宋元徽 3・北魏延興 5・高句麗長寿王 63・百濟蓋鹵王 21（文周王元）・新羅慈悲麻立干 18
 正月、新羅王、居を明活城に移す（『史記』新羅本紀）。
 2 月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀）。
 8 月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）
 9 月、高句麗王、3 万の軍を率いて百濟王都漢城を攻め、百濟王を殺し、男女 8 千人捕虜にして帰る。百濟の王子、新羅に救援を求めが間に合わず（『史記』高句麗本紀・百濟本紀）。
 10 月、百濟、都を熊津に移す（『史記』百濟本紀）。
 同、高句麗、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀、『元龜』朝貢 1）。
 是歳、北魏、使者を百濟に遣わすが、逆風に遭い、達せずして還る（『魏書』百濟伝）。

- 476 年丙辰 宋元徽 4・北魏承明元・高句麗長寿王 64・百濟文周王 2・新羅慈悲麻立干 19
- 2 月、高句麗、北魏に遣使朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 - 3 月、百濟、宋に遣使するが、高句麗に路を塞がれ、達せずして還る（『史記』百濟本紀）。
 - 4 月、耽羅国、百濟に方物を献ず（『史記』百濟本紀）。
 - 6 月、倭人、新羅の東辺を侵す。王、將軍徳智に命じて撃たしめこれを敗る。殺虜するもの 200 余人なり（『史記』新羅本紀）。
 - 7 月、高句麗、北魏に遣使朝貢（『史記』高句麗本紀）。
 - 9 月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 477 年丁巳 宋昇明元・北魏太和元・高句麗長寿王 65・百濟文周王 3（三斤王元）・新羅慈悲麻立干 20
- 2 月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 - 5 月、倭人、五街道より新羅に侵入するが、功無くして還る（『史記』新羅本紀）。
 - 9 月、高句麗、北魏に遣使朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 - 11 月、倭国、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀、『元龜』朝貢 1）。
- 478 年戊午 宋昇明 2・高句麗長寿王 66・百濟三斤王 2・新羅慈悲麻立干 21
- 5 月、倭国王武、宋に遣使上表して、高句麗征討を請う。武、自ら開府儀同三司を仮し、部下にも官号を仮授して除正を求める。宋、武を使持節・都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭王に除す（『宋書』本紀・倭国伝、『元龜』朝貢 1・封冊 1）。
 - 12 月、高句麗、宋に遣使して方物を献ず（『宋書』本紀、『史記』高句麗本紀、『元龜』朝貢 1）。
- 479 年己未 齊建元元・北魏太和 3・高句麗長寿王 67・百濟三斤王 3（東城王元）・新羅慈悲麻立干 22（炤知麻立干元）
- 3 月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 - 4 月、宋、滅亡。齊、建国。
 - 5 月、加羅国王荷知、齊に遣使朝献（『元龜』朝貢 1）。齊、荷知に輔国將軍・本国王を授ける（『南齊書』加羅国伝）。
 - 9 月、高句麗、北魏に遣使朝献（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 - 是歳、齊、使持節・散騎常侍・都督營平二州諸軍事・車騎大將軍・開府儀同三司・高句麗王・楽浪公高璉を驃騎大將軍に進号させる（『南齊書』高句麗伝）。
 - 同、齊、また新除使持節・都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭王武を鎮東大將軍となす（『南齊書』倭国伝、『梁書』倭伝）。
 - 同、加羅国王荷知、齊に遣使朝献。齊、荷知に輔国將軍・本国王を授ける（『南齊書』加羅国伝）。
 - 同、倭国の兵、新羅に侵入。始めて明活城を築き、倭兵を防ぐ。倭兵、梁州の二城を囲むが、克たずして還る（『遺事』王曆）。
- 480 年庚申 齊建元 2・北魏太和 4・高句麗長寿王 68・百濟東城王 2・新羅炤知麻立干 2
- 3 月、百濟、齊に遣使朝貢。齊、百濟王牟都を鎮東大將軍となす（『南齊書』本紀、『南史』本紀、

朝貢 1・封冊 1)。【注】

- 4月、 齊、高句麗王を驃騎大將軍となす（『南齊書』本紀、『南史』本紀、『元龜』封冊 1、『史記』高句麗本紀）。
- 同、 高句麗王、齊に遣使するが、使者が途中で魏に捕らえられる。魏の高祖、高句麗王の齊に通じることを責める詔を出し、使者を送還（『史記』高句麗本紀）。
- 481年辛酉 齊建元 3・高句麗長寿王 69・百濟東城王 3・新羅炤知麻立干 3
- 3月、 高句麗、靺鞨とともに新羅北辺に侵入。新羅、百濟・加耶の援兵を請い、迎え撃つ（『史記』新羅本紀）。
- 12月、高句麗、齊に遣使朝貢（『南齊書』本紀、『南史』本紀、『史記』高句麗本紀、『元龜』朝貢 1）。
- 482年壬戌 齊建元 4・高句麗長寿王 70・百濟東城王 4・新羅炤知麻立干 4
- 5月、 倭人、新羅の辺境を侵す（『史記』新羅本紀）。
- 484年甲子 齊永明 2・北魏太和 8・高句麗長寿王 72・百濟東城王 6・新羅炤知麻立干 6
- 2月、 百濟王、齊が高句麗王を驃騎大將軍に任命したことを知り、遣使上表して内属を請い、許される（『史記』百濟本紀）。
- 7月、 高句麗、新羅北辺に侵入。新羅軍、百濟の援兵と迎え撃つ（『史記』新羅本紀）。
- 同、 百濟、南齊に朝貢使を派遣するが、高句麗の兵に阻まれて進めず（『史記』百濟本紀）。
- 10月、高句麗、北魏に遣使朝貢。北魏の人、高句麗使に、「高句麗は強勢で、諸国使邸を置 くに、齊使第一、高句麗使はこれに次ぐ」と語る（『魏書』本紀、『通鑑』卷 136、『史記』高句麗本紀）。
- 485年乙丑 齊永明 3・北魏太和 9・高句麗長寿王 73・百濟東城王 7・新羅炤知麻立干 7
- 5月、 高句麗、北魏に遣使朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 同、 百濟、新羅に使者を遣わす（『史記』百濟本紀）。
- 10月、高句麗、北魏に遣使朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 12月、高句麗、北魏に遣使朝貢（『魏書』本紀）。
- 486年丙寅 齊永明 4・北魏太和 10・高句麗長寿王 74・百濟東城王 8・新羅炤知麻立干 8
- 3月、 百濟、齊に遣使朝貢（『史記』百濟本紀）。
- 4月、 高句麗、北魏に遣使朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 同、 倭人、新羅の辺を犯す（『史記』新羅本紀）。
- 487年丁卯 齊永明 5・北魏太和 11・高句麗長寿王 75・百濟東城王 9・新羅炤知麻立干 9
- 5月、 高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。

- 488 年戊辰 齊永明 6・北魏太和 12・高句麗長寿王 76・百濟東城王 10・新羅炤知麻立干 10
 2 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 4 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 閏 9 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 是歲、北魏、百濟を討つが、敗れる（『通鑑』卷 136、『史記』百濟本紀）。
- 489 年己巳 齊永明 7・北魏太和 13・高句麗長寿王 77・百濟東城王 11・新羅炤知麻立干 11
 2 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 6 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 9 月、高句麗、新羅北辺に侵入し、孤山城を陥す（『史記』高句麗本紀・新羅本紀）。
 10 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 490 年庚午 齊永明 8・北魏太和 14・高句麗長寿王 78・百濟東城王 12・新羅炤知麻立干 12
 正月、齊、行百濟王泰を鎮東大將軍・百濟王となす（『南史』齊本紀・百濟伝、『元龜』封冊 1）
 7 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 9 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 491 年辛未 齊永明 9・北魏太和 15・高句麗長寿王 79・百濟東城王 13・新羅炤知麻立干 13
 5 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 9 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 12 月、高句麗王巨連、薨ず。長寿王と号す。北魏帝、城東行宮において挙哀す。また使者を遣わし、車騎大將軍・太傅・遼東郡開國公・高句麗王を贈り、康と諡す（『魏書』本紀・礼志 4-3、『通鑑』卷 137、『史記』高句麗本紀）。
- 492 年壬申 齊永明 10・北魏太和 16・高句麗文咨明王元・百濟東城王 14・新羅炤知麻立干 14
 3 月、高句麗、北魏に遣使朝貢。北魏、遣使して、高句麗王を使持節・都督遼海諸軍事・征東將軍・領護東夷中郎將・遼東郡開國公・高句麗王に除す。この時、高句麗王、北面して詔を受ける。高句麗王、北魏の求めにより、王族を遣わして入朝せしむ
 （『魏書』本紀・封懿伝・房亮伝・高句麗伝、『通鑑』卷 137、『史記』高句麗本紀）。
 6 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 8 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
 10 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 493 年癸酉 齊永明 11・北魏太和 17・高句麗文咨明王 2・百濟東城王 15・新羅炤知麻立干 15
 3 月、百濟王、新羅に婚姻を求める。新羅王、伊伐浚比智の女を送る（『史記』百濟本紀・新羅本紀）。
 6 月、高句麗、北魏に遣使朝貢（『魏書』本紀）。
 7 月、新羅、倭賊に備えて臨海・長嶺の二鎮を置く（『史記』新羅本紀）。

- 494 年甲戌 齊建武元（隆昌元・延興元）・北魏太和 18・高句麗文咨明王 3・百濟東城王 16・新羅炤知麻立干 16
- 正月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 2 月、扶余王、国を挙げて高句麗に降る（『史記』高句麗本紀）。
- 7 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 同、高句麗軍、新羅辺境に侵入し、城を囲む。百濟の援軍到来により、高句麗軍退却（『史記』高句麗本紀・新羅本紀）。
- 是歳、齊、高句麗王を使持節・散騎常侍・都督營平二州・征東大將軍・樂浪公に除す（『南齊書』高麗伝、『梁書』高句麗伝、『元龜』朝貢 1）。
- 495 年乙亥 齊建武 2・北魏太和 19・高句麗文咨明王 4・百濟東城王 17・新羅炤知麻立干 17
- 2 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 5 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 8 月、高句麗軍、百濟に侵入し、城を囲む。新羅の援軍到来により、高句麗軍退却。百濟王、新羅に遣使して謝す（『史記』高句麗本紀・新羅本紀）。
- 是歳、百濟王、齊に遣使上表。部下を將軍等に除することを求め、許される（『南齊書』百濟伝）。
- 496 年丙子 齊建武 3・高句麗文咨明王 5・百濟東城王 18・新羅炤知麻立干 18
- 2 月、加耶国、新羅に白雉を送る（『史記』新羅本紀）。
- 是歳、齊、高句麗王を車騎將軍に進める（『史記』高句麗本紀）。
- 是歳、高句麗王、齊に朝貢（『元龜』朝貢 1）。
- 497 年丁丑 齊建武 4・高句麗文咨明王 6・百濟東城王 19・新羅炤知麻立干 19
- 4 月、倭人、新羅の辺境を犯す（『史記』新羅本紀）。
- 8 月、高句麗、新羅の牛山白を攻め取る（『史記』高句麗本紀・新羅本紀）。
- 498 年戊寅 齊永泰元・北魏太和 22・高句麗文咨明王 7・百濟東城王 20・新羅炤知麻立干 20
- 8 月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。
- 同、百濟王、耽羅が貢賦を修めないため、親征して武珍州に至る。耽羅、これを聞き遣使して謝罪（『史記』百濟本紀）。
- 499 年己卯 齊永元元・北魏太和 23・高句麗文咨明王 8・百濟東城王 21・新羅炤知麻立干 21
- 5 月、高句麗、北魏に遣使朝貢（『魏書』本紀）。
- 是歳、高句麗、北魏に遣使朝貢（『魏書』本紀）。
- 500 年庚辰 齊永元 2・北魏景明元・高句麗文咨明王 9・百濟東城王 22・新羅炤知麻立干 22
- 4 月、倭人、新羅の長峯鎮を攻め陥す（『史記』新羅本紀）。

8月、高句麗、北魏に朝貢（『魏書』本紀、『史記』高句麗本紀）。

【注】

480年3月条－「百済王牟都」とあるが、『三国史記』『三国遺事』によればこの年の百済王は東城王で、その諱は「牟大」である。そこで、『三国史記』は牟都の記事を採用せず、東城王条末尾に分注で次のように記している。

「冊府元龜云、南済〔齊〕津〔建〕元二年、百済王牟都遣使貢獻。詔曰…。又永明八年百済王牟大遣使上表。…策命大襲亡祖父牟都為百済王曰、…。而三韓古記無牟都為王之事。又按牟大蓋鹵王之孫、蓋鹵王第二子昆支之子、不言其祖牟都。則齊書所載不可不疑。」

この間の事情については、坂元義種氏が詳しく検討されている（『百済史の研究』塙書房・1978年）。

なお、これとは逆に、484年2月の「百済王、齊が高句麗王を驃騎大將軍に任命したことを知り、遣使上表して内属を請い、許される」という記事は『史記』百済本紀にのみ見え（原文は「王、聞南齊祖道成冊高句麗巨璉為驃騎大將軍、遣使上表請内属。許之。」）、中国史料にはない。これも牟都・牟大関係の不明確なことに基づくもので、検討が必要な記事である。

『日本書紀』朝鮮関係記事年表

— 仲哀～雄略 —

石井正敏 作成

- 凡例：1. 『日本書紀』の紀年と干支を記し、必要に応じて（ ）内に干支2運を繰り下げた修正紀年を参考として掲げる。
2. 史料にみえる内容を記事としたもので、全てを史実と理解しているわけではないことは言うまでもないが、記述には史料にみえる表現をできるだけ尊重した。
3. 現在の研究では、国号としての「日本」、君主号としての「天皇」は、いずれも7世紀後半の成立とする見方が有力であるが、本年表では便宜的に日本・天皇の呼称を用いる。
4. 主な参考文献は次のごとくである。

朝鮮史編修会『朝鮮史』第1編第2巻「日本史料」(1932年)

三品彰英『日本書紀朝鮮関係記事考証』上下巻(上巻吉川弘文館・1962年〔第2版天山舎・2002年〕、下巻天山舎・2002年、)

金鉉球ほか『日本書紀韓国関係記事研究』I II(一志社・2002年、2003年)

【年表本文】

○仲哀天皇9年庚辰 200

2月、天皇、没す。

9月、諸国に命じて兵士・船舶を整える。

10月、神功皇后、和珥津(対馬)を出発し、新羅に到る。新羅王波沙寐錦、降伏し、微叱己知波珍干岐を質とし、多くの金銀財宝を80艘の船に積み、従わせる。ここに高麗・百濟王も到り、「今より以後、永く西蕃と称して朝貢を絶たず。」という。

○神功皇后摂政5年乙酉 205

3月、新羅王、使者を遣わして朝貢。質の微叱己知波珍干岐を取りかえさんことを謀る。微叱己知波珍干岐、一時帰国を請う。皇太后、葛城襲津彦を副えて遣わす。途中、対馬に到り、新羅使ら謀って微叱己知波珍干岐を逃がす。襲津彦、新羅の使者を殺し、さらに新羅に到り、草羅城を抜いて還る。

○神功皇后摂政44年甲子 244(364)

7月、百濟使久氏ら、卓淳国に到り、日本への道案内を求める。卓淳国王、未だ日本に通ずることなく、道を知らず。ただし大船により通うことができると答える。久氏ら、大船を準備するために帰国するが、もし日本から使者が来たならば、必ず百濟に告げるべきことを伝えて還る。(神功摂政46年条)

○神功皇后摂政 46年丙寅 246(366)

3月、斯麻宿禰を卓淳国に遣わす。卓淳国王、先年の百濟使久氏らのことを伝える。斯麻宿禰、使者を百濟に遣わし、その王を慰勞させる。百濟の肖古王深く歎び厚遇する。五色の綵絹、角の弓箭、ならびに鉄鋌を使者に与える。さらに宝蔵を開き、珍異の物を示して、「日本に貢つらんと欲するも、道を知らず、志が叶わなかった。今使者に託して貢獻する。」と述べる。使者、志摩宿禰のもとに告げる。ついで志摩宿禰ら卓淳から帰国する。

○神功皇后摂政 47年丁卯 247(368)

4月、百濟王、久氏らを遣わして日本に朝貢。新羅の調使もともに到る。両国の貢ぎ物を検校するに、新羅の貢物は珍異の物多く、百濟の貢物は少なし。久氏らに問うに、「道に迷って新羅に到った。新羅人は百濟王から日本への貢物を奪って自分の貢物とし、百濟使には新羅の賤物を貢物として与え、日本にもたせた。」云々と述べる。皇太后（神功）ら新羅使を責め、千熊長彦を新羅に遣わす。

○神功皇后摂政 49年己巳 249(369)

3月、日本、荒田別・鹿我別を將軍とし、久氏らとともに軍を整えて卓淳国に派遣。新羅を襲うため増兵を求める。よって百濟の將木羅斤資・沙沙奴跪に命じて、精兵を率いて派遣。卓淳国に集まり、新羅を撃ち破る。因りて、比自ホ・南加羅・喙国・安羅・多羅・卓淳・加羅の7国を平定する。さらに南蛮の枕弥多礼を奪い、百濟に賜う。ここに百濟王肖古と王子貴須が軍を率いて来会。比利・辟中・布弥支・半古の4邑が自然に降服。是を以て百濟王父子と荒田別・木羅斤資ら、意流村で会う。互いに喜び、歓送。千熊長彦と百濟王とは、百濟国の辟支山に登り、盟う。百濟王「今より後、千秋万歳に絶えることなく、窮まることなく、常に西蕃と称して春秋朝貢せん。」という。千熊長彦らを都でもてなし、久氏らに送らせる。

○神功皇后摂政 50年庚午 250(370)

2月、荒田別ら日本に帰国。

5月、千熊長彦・久氏ら、日本に帰着。百濟王の至誠を嘉して、多沙城を増し賜い、往還路の駅となさしむ。

○神功皇后摂政 51年辛未 251(371)

3月、百濟王、また久氏らを遣わして朝貢。久氏らの帰国に副えて千熊長彦を百濟に遣わす。

○神功皇后摂政 52年壬申 252(372)

9月、百濟使久氏ら、千熊長彦とともに至る。すなわち、七枝刀・七子鏡及び種々の重宝を獻る

○神功皇后摂政 55年乙亥 255(375)

是歳、百濟の肖古王、没す。

○神功皇后摂政 56年丙子 256(376)

是歳、百済の王子貴須、王となる。

○神功皇后摂政 62年壬午 262(382)

是歳、新羅、日本に朝貢せず。日本、襲津彦を派遣して新羅を撃たしむ。百済記に云わく、「沙至比
跪、新羅の美女を受け、かえって加羅国を伐つ。加羅国王、人民を率いて百済に逃げる。百
済、厚く遇す。加羅国王、妹を大倭（日本）に遣わし、沙至比跪のことを報ず。天皇、大い
に怒り、木羅斤資を遣わし、軍を率いて加羅に遣わし、社稷を復せしむ。一説に、沙至比跪、
ひそかに日本に帰るが、結局石穴に入りて死ぬという。」と。

○神功皇后摂政 64年甲申 264(384)

是歳、百済の貴須王、没す。王子枕流王、王となる。

○神功皇后摂政 65年乙酉 265(385)

是歳、百済の枕流王、薨ず。王子阿花が年少により、叔父辰斯、奪いて王となる。

○応神天皇3年壬辰 272(392)

是歳、百済の辰斯王が日本に対して無礼。紀角宿禰らを派遣して、無礼の状を責める。これにより、
百済国、辰斯王を殺して謝す。紀角宿禰ら、阿花を王として帰国。

○応神天皇7年丙申 276

9月、高麗人・百済人・任那人・新羅人、ならびに来朝。池を作らせる。これにより、その池を韓
人池と名付ける。

○応神天皇8年丁酉 277

3月、百済人、来朝。百済記に云わく、「阿花王立ち、貴国（日本）に無礼あり。故に、枕弥多礼等
の地を奪われる。よって王子直支を遣わし、以て先王の好みを修めるものである。」と。

○応神天皇14年癸卯 283

2月、百済王、縫衣工女を貢す。

是歳、弓月君、百済より来帰して、自分の国の120 県の領民を率いて日本に帰化しようとしたが、
新羅に阻まれ、加羅国に滞留している、と告げる。葛城襲津彦を加羅国に遣わすが、3年を
経ても帰らず。

○応神天皇15年甲辰 284

8月、百済王、阿直伎を遣わし、良馬2匹を献ず。阿直伎を太子菟道稚郎子の師とする。ついで百
済に使者を遣わし、阿直伎の推薦により、博士王仁を招かせる。

○応神天皇16年乙巳 285

2月、王仁、来日。太子菟道稚郎子の師とする。

是歳、百濟阿花王、薨ず。天皇、直支を召し、国に帰り位を嗣ぐべきことを語る。よって東韓の地を賜い、百濟に遣わす。

8月、葛城襲津彦が久しく帰国しないため、平群木菟宿禰らを加羅に遣わす。平群木菟宿禰ら、精兵を率いて新羅の国境に到ると、新羅王、愕きその罪に服す。よって弓月の人夫を率い、襲津彦とともに帰国する。

○応神天皇20年己酉 289

9月、阿知使主、党類17県を率いて来帰す。

○応神天皇25年甲寅 294

是歳、百濟直支王薨ず。子久爾辛を立てて王となす。王、幼年のため、木満致が国政を執り、王母と密通して、無礼な行動多し。天皇、このことを聞き、木満致を召す。百濟記に云わく、「木満致は、木羅斤資が新羅を討つ時、その国の婦人を娶り、生むところなり。その父の功績を以て任那で専権をふるった。それが百濟に来て、日本と往還し、天皇の命令を受けているとして、百濟の国政を執っている。その権力はまさに君主であった。しかし日本の朝廷はその横暴を聞き、本国に召致された。」と。

○応神天皇28年丁巳 297

9月、高麗王、遣使朝貢。その上表に、「高麗王教日本国」とあったので、太子菟道稚郎子は、表状無礼として高麗使を責め、表を破り捨てる。

○応神天皇31年庚申 300

8月、武庫に滞在の新羅調使の宿所から出火。武庫の水門に停泊中の500艘の船が類焼。新羅王、このことを聞き、名匠を貢る。これが木工を専業とする猪名部らの始祖である。

○応神天皇37年丙寅 306

2月、阿知使主らを呉に遣わし、縫工女を求めさせる。阿知使主ら、まず高麗に到り、道案内を請う。高麗王、久礼波らを添えて呉まで送らせる。呉王、工女兄媛・弟媛、呉織・穴織の4人の婦女を与える。

○応神天皇39年戊辰 308

2月、百濟直支王、その妹新齊都媛に7人の婦女を添えて日本に遣わし、天皇に仕えさせる。

○応神天皇41年庚午 310

2月、阿知使主ら、呉より筑紫に帰着。

是歳、韓国に遣わされていた倭直吾子籠、倭屯田・屯倉の管掌をめぐる事情聴取のため、召還され

る。

○仁徳天皇 11 年癸未 323

是歳、新羅人、朝貢。茨田堤造宮の労役に従事させる。

○仁徳天皇 12 年甲申 324

7 月、高麗国、鉄盾・鉄的を貢る。

8 月、高麗客を饗す。群臣に高麗の献上した鉄の盾と的を射させる。

○仁徳天皇 17 年己丑 329

9 月、新羅が朝貢してこないため、使者を新羅に遣わして事由を問わせる。新羅人、懼れて、調絹及び種々の雑物あわせて 80 艘分を貢上する。

○仁徳天皇 41 年癸丑 353

3 月、紀角宿禰を百済に遣わし、はじめて国郡の境界を分け、土産の品々を記録させる。この時、百済王族酒君が無礼。よって紀角宿禰が百済王を責める。百済王、酒君を縛り、襲津彦に付して日本に送る。天皇、その罪を赦す。

○仁徳天皇 53 年乙丑 365

5 月、新羅の朝貢がないため、使者を遣わして事由を問わせる。新羅、軍を出して使者を拒む。戦鬪のすえ、数百人を殺し、4 邑の人民を捕虜として帰国。

○仁徳天皇 58 年庚午 370

10 月、呉国・高麗国、並に朝貢。

○允恭天皇 3 年甲寅 414

正月、新羅に遣使して良医を求める。新羅の医師が来日し、天皇の病気を治す。医師に褒賞を与えて帰国させる。

○允恭天皇 42 年癸巳 453

正月、天皇、没。新羅王、天皇の逝去を聞き、調船 80 艘と種々楽人 80 人を貢上する。新羅使、入京し、殯宮に参会した後、11 月に帰国。この時、新羅使、采女との密通を疑われたことを恨み、以後貢上品の種類と船の数を減らす。

○雄略天皇 2 年戊戌 458

7 月、百済の池津媛を密通の疑いで殺す。「百済新撰」に云わく、「己巳の年(429)に、蓋鹵王(甗有王か)即位。天皇、遣使して女郎を求める。百済、慕尼夫人の娘を着飾らし、適稽女郎と称して、天皇に貢上した。」と。

○雄略天皇5年辛丑 461

4月、百濟蓋鹵王（加須利君）、池津媛が殺されたと聞き、「今後、女を貢つるべからず」といい、さらに弟の軍君（**毘支**）に日本に行つて天皇に仕えるべきことを命じる。軍君、出発に先立ち、王の妃の降嫁を請う。王、みごもつた妃を軍君と結婚させた上で、「もし道中で子供が産まれたならば、ただちに母子を送り返すように」と述べ、日本に出発させる。

6月朔日、妃、筑紫の各羅島で子を産む。「島君」と名付け、百濟に送り返す。これが武寧王である。百濟人は、その島を「主島」と呼んだ。

7月、軍君、入京。「百濟新撰」に云わく、「辛丑年(461)、蓋鹵王弟琨支君を遣わし、大倭に向かわせる。先王の好みなり。」と。

○雄略天皇6年壬寅 462

4月、呉国、遣使貢献。

○雄略天皇7年癸卯 463

是歳、天皇、吉備上道臣田狭の妻稚媛を女御としようと思ひ、田狭を任那国司に任ず。しばらくして、天皇、稚媛を召す。田狭、任所においてこのことを聞き、新羅に援助を求める。時に新羅、日本に朝貢せず。天皇、田狭の子弟君らに新羅征討を命じる。弟君、百濟を経て新羅に到るが、路の遠いことを聞かされ、伐たずして引き返す。百濟の貢上した今來の才伎とともに滞留を続ける。田狭、密かに使者を弟君のもとに送り、汝は百濟を拠点とし、吾は任那を拠点として、日本には通じまい、と伝える。弟君の妻樟媛は、この謀叛をにくみ、夫を殺し、才伎らを率いて、大島に到る。

○雄略天皇8年甲辰 464

2月、身狭村主青らを、呉国に遣わす。天皇即位以來8年、新羅、朝貢せず。日本を懼れて高麗と好みを結ぶ。高麗王、兵を使わして新羅を守る。しかし高麗の真意が新羅侵略にあることを知つた新羅は、国内の高麗兵をことごとく殺す。一人逃げ歸つた兵から聞いた高麗王は、直ちに遠征軍を派遣。新羅王、任那に遣使して、救援を「日本府行軍元帥等」に求める。任那王、膳臣斑鳩らに勸めて新羅を救援させる。膳臣斑鳩ら、高麗軍を討ち破り、新羅王に、今後日本に背くことがないように、と語る。

○雄略天皇9年乙巳 465

3月、天皇、新羅親征を企てるが、臣下の反対で止める。紀小弓宿禰らに詔して、即位以來の新羅の無礼を述べ、討伐を命じる。紀小弓宿禰ら、新羅に到り、進軍して、トクの地を占領するが、將兵の死する者多く、紀小弓宿禰は病没する。

5月、紀小弓宿禰の子大磐宿禰が新羅に向かい、指揮権を奪い執る。このため、日本軍に内紛が起こる。

○雄略天皇10年丙午 466

9月、身狭村主青、呉の献上する2羽の鷺鳥を携えて筑紫に帰着。

○雄略天皇11年丁未 467

7月、百濟より貴信が化来する。貴信は呉国の人という。

○雄略天皇12年戊申 468

4月、身狭村主青らを呉に遣わす。

○雄略天皇14年庚戌 470

正月、身狭村主青ら、呉国使ならびに呉の献上する手末の才伎、漢織・呉織と衣縫の兄媛・弟媛らを伴い、住吉津に到る。

3月、呉人を檜隈野に安置させる。因って同地を呉原と名付ける。

○雄略天皇20年丙辰 476

冬、高麗王、百濟を滅ぼす。「百濟記」に云わく、「蓋鹵王の乙卯年の冬に、獬の大軍来たりて、…王城を降陥し、遂に尉礼国を失う。王と太后・王子等、皆敵手に没ちぬ」という。

○雄略天皇21年丁巳 477

3月、天皇、百濟が高麗に滅ぼされると聞き、久麻那利を汶洲王（文周王）に賜い、その国を復興させる。

○雄略天皇23年己未 479

4月、百濟の三斤王、没す。天皇、昆支王の5子の中で、若くして聡明な末多王を召し、百濟の王とさせる。よって兵器を賜い、筑紫国の軍士500人を添えて百濟に送る。これが東城王である。

是歳、百濟の調賦が例年を勝っていた。筑紫の安致臣らが船師を率いて高麗を撃つ。

8月、天皇、没す。この頃、征新羅將軍吉備尾代が蝦夷を率いて出征の途中、吉備において天皇の死去を知った蝦夷が反乱を起こす。

付記：本年表は、拙論「5世紀の日韓関係－倭の五王と高句麗・百濟」の一部（付録）として作成したものである。

【文献目録】

「倭の五王」研究文献目録

－1973年以降－

石井正敏 作成

凡例：1. 倭の五王と中国・朝鮮に直接関わる文献に限った。

2. 1972年までの成果については、笠井倭人氏『研究史 倭の五王』（吉川弘文館・1973年）に紹介されているので、1973年以降の文献を対象とし、編年順に配列した。
3. 著書は『 』、論文は「 」で示し、内容の理解に資するため、目次や見出しを記した。
4. 韓国語・中国語文献は冒頭に※を付した。
5. 巻末に筆者名索引を付した。

【1973年】

○笠井倭人『研究史 倭の五王』（吉川弘文館）1月

はしがき 1.五王関係史書の渡来 2.草創期の五王研究 3.国学者たちの発言 4.明治初年における異邦人の研究 5.紀年論と五王 6.修史局学派の研究 7.明治期における傍流的研究 8.寥々たる大正期の研究 9.昭和前半期における研究 10.不可解なる時政からの開放と新説続出期 11.東アジア史の中の五王

○湊哲夫「倭王世子興没年代考」（『日本史論叢』2号）2月

緒言 1.宋書百官志の將軍について 2.車騎將軍の定員について 3.征西將軍の定員について 4.撫軍將軍の定員について 5.宋における將軍の定員について 6.蕭道成政權の成立過程について 7.南齊における將軍の定員について 8.安東將軍の在号者について 結語

【1975年】

○佐伯有清「倭の五王はどのような意図で遣使したか」（『海外交渉史の視点』1・日本書籍）10月
爵号を求める 倭王の願い いま一つの願い

○武田幸男「平西將軍・倭隋の解釈—五世紀の倭国政權にふれて—」（『朝鮮学報』77輯）10月

- 1.はじめに
- 2.平西將軍号の方位性
- 3.王を中心とする方位將軍号
- 4.倭国の中心地
- 5.倭隋の性格
- 6.倭国の地方統制—おわりにかえて—

【1976年】

○坂元義種「倭の五王—中国正史外国伝の研究から見た—」（『歴史公論』3、のち『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館・1978年）2月

はじめに 1.『南史』倭国伝における「倭の五王」関係記事の分量 2.『南史』と『梁史』

の所伝の違い－「倭の五王」の系譜 3.『南史』と『宋書』の所伝の違い－「職」と「軍郡」 4.『南史』と『南齊書』－除正要請を中心に 5.ふたたび『南史』と『宋書』－「軍郡」と「職」をめぐって むすび

【1977年】

○坂元義種 「五王の世紀－とくに倭国王の南朝外交の終焉を中心に－」（上田正昭編『日本史（1）古代』3章 有斐閣新書）1月

はじめに 1.『梁職貢図』の倭国使臣図（荊州刺史蕭繹の『梁職貢図』 鄧至国と宕昌国 『梁職貢図』の倭国使は本当に倭国王の使者か 倭国使臣図と魏志倭人伝 『梁書』にあらわれた諸国の対梁交渉 使臣図のモデルははたして現実の朝貢使か 使臣図の多くは蕭繹の想像図） 2.倭国王の南朝外交の終焉（中国南朝への憧憬 百濟国使の慟哭山海遠しとせず 諸国王の上表文 上表文の内容 倭国王の自称と除正 倭国王の僚属への除正要請 倭国王の外交目的 倭国王と百濟王の外交目的の一致 百濟、北魏との交渉を絶つ 南朝の北魏封じ込め政策 倭国王、南朝との交渉を絶つ）

○池田温 「義熙九年倭国献方物をめぐって」（『江上波夫教授古希記念論集』歴史編、山川出版社。のち『東アジアの文化交流史』吉川弘文館・2002年）5月

まえがき 1.義熙九年高句麗・倭国の入貢 2.貢物と賜物 3.高句麗・倭国入貢の背景 結言

【1978年】

9月、稻荷山鉄剣銘文が解説される。

○鈴木靖民 「倭五王の位置」（『歴史研究』208～210号。のち『古代国家史研究の歩み邪馬台国から大和政権まで』（新人物往来社・1980年）5～7月

倭の五王と政権（五王の比定 比定論の展開 平西將軍倭隋の存在－ヤマト政権と地方－）

倭の五王の国際的位置（倭王の称号 倭国王の位置 職貢図の倭国使）

○坂元義種 「東アジアの世界－中国文献よりみた古代日本の探求－」（『日本史の謎と発見 ①日本人の先祖』8月

はじめに 『太平御覽』の東夷諸国とその出典 『太平御覽』所引の『南史』倭国伝 『太平御覽』口条所引の『魏志』について 四世紀、倭国は高句麗と共同入貢したのか 『太平御覽』所引の「晋義熙起居注」をめぐって 中国文献最古の倭関係記事－『太平御覽』所引の「南海経」について 中国最古の倭人画像－『梁職貢図』の倭国使について おわりに

○坂元義種 『古代東アジアの日本と朝鮮』（吉川弘文館）12月

第1章 古代東アジアの国際関係－和親・封冊・使節よりみたる

第2章 五世紀の〈百濟大王〉とその王・侯

第3章 古代東アジアの〈大王〉について－百濟大王考補論

第4章 古代東アジアの日本と朝鮮－大王の成立をめぐって－

第5章 五世紀の日本と朝鮮の国際的環境－中国南朝と河南王・河西王・宕昌王・武都王－

はじめに 1.吐谷渾（河南）王について 2.河西王について 3.宕昌王について

- 4.武都王について むすびにかえて—吐谷潭の国際的地位—
- 第6章 五世紀の日本と朝鮮—中国南朝の封冊と関連して—
- はじめに 1.日本の国際的地位—高橋善太郎論文を中心に— 2.国際的地位と「將軍」号—「將軍」号の有効性をめぐって— 3.「王」の封冊と「行〇〇王」
- 4.「承制假授」と「除正」要請 5.倭国王と「都督百濟諸軍事」 むすび
- 第7章 五世紀における倭国王の称号について—とくに『持節・都督諸軍事』をめぐって
- はじめに 1.珍の自称と授爵の関係 2.済の加号と進号の問題 3.「使持節・都督」について むすび
- 第8章 卑弥呼—その遣使と授爵をめぐって—
- 第9章 倭の五王—その遣使と授爵をめぐって—
- はじめに 1.讚 2.珍 3.済 4.興 5.武 むすび
- 第10章 倭の五王の外交—司馬曹達を中心に—
- はじめに 1.諸国の使節団編成 2.百濟の外交使節 3.百濟外交と府官制
- 4.長官としての司馬 むすび
- 付篇 第1.摂津職について 第2.五世紀の日本と朝鮮 第3.中国史書対倭関係記事の検討—藤間生大『倭の五王』を通して— 第4.三世紀の日本と朝鮮—藤間生大『埋もれた金印 第二版』を通して— 第5.五世紀の倭国王—その称号を中心として— 第6.倭国王の国際的地位—五世紀の南朝を中心として— 第7.倭の五王—中国正史外国伝の研究から見た—
- あとがき

【1979年】

- 坂元義種 「倭の五王の時代—東アジアと古代日本—付『宋書』倭国伝読み下し文」（『歴史と人物』89-8）1月
- 倭国の登場 讚の国際的地位 珍・済・興の国際的地位 倭国の地位の向上 倭国の退場はたして獲加多支鹵は武か
- 坂元義種 「倭王武とその時代—武の上表文を中心として—」（『歴史公論』5-5）5月
- はじめに 1.倭王武の系譜 2.祖禰、領域を拡大す 3.倭王、累葉朝宗す 4.武の外交目的 おわりに—高句麗徳興里古墳墓誌と関連して

【1980年】

- 坂元義種 「倭の五王の爵号問題—武の自称称号を中心に—」（上田正昭ほか『ゼミナール 日本古代史』下、光文社）1月
- はじめに 倭国王武、封冊される 冊封体制への参加 自称どおりの称号を認められず 開府儀同三司 都督百濟諸軍事 むすびにかえて—中国南朝との訣別—
- 坂元義種 『宋書』倭国伝史料的性格—とくに武の上表文をめぐって—（上田正昭ほか『ゼミナール 日本古代史』下、光文社）1月
- はじめに 『宋書』夷蛮伝の構成 『宋書』夷蛮伝の内容 上表文の作成者は誰か 西南

夷諸国王の上表文の首尾 西南夷諸国王の上表文の比較 西南夷諸国王の上表文の構成
武の上表文 むすび

- 吉田修 『倭の五王と継体天皇』(講談社) 6月
- 井上光貞 「雄略朝における王権と東アジア—五世紀末葉・六世紀前半における倭国とその王権 第一部—」(『東アジア世界における日本古代史講座 4』学生社。のち『井上光貞著作集』5) 9月
はじめに 1.雄略朝の成立と宋書の記載 2.二王の物語の考察 3.倭王武上表文と稻荷山鉄剣銘文 4.雄略紀における倭と新羅の関係 5.倭王権と吉備の関係
- 横山貞裕 「倭の五王について—宋書に記載された倭の六王—」(『国士舘大学 教養論集』9号) 9月
1.はじめに 2.宋書編集の経緯と其の特異性 3.宋皇帝8代・倭王6代の60年間
4.宋倭両国間に於ける冊封体制 5.倭王武の上表文 6.記紀の年紀ののびについて
7.結語
- 横山貞裕 「倭王武の上表文について」(『日本歴史』389号) 10月

【1981年】

- 笠井倭人 「五王研究のあゆみ」(『季刊 邪馬台国』7号) 1月
1.江戸時代までのあゆみ 2.明治期のあゆみ 3.大正・昭和初期のあゆみ 4.戦後のあゆみ(一) 5.戦後のあゆみ(二)
- 安本美典 「倭王讚=応神天皇説の発展」(『季刊 邪馬台国』7号) 1月
青白き光芒 前田氏の生涯 倭の五王関係の記事 最初の研究者、松下見林 那珂通世氏の研究 第二次大戦以前の研究 前田直典氏の新説 倭の五王考察の手がかり 前田直典説の意味 古代の天皇の平均在位年数は、約十年 倭王武の年代は、雄略天皇の年代に一致する 倭王讚の年代は、応神天皇の年代に一致する 倭王讚の年代は、仁徳、履中天皇の年代とずれる 倭王讚=「応神天皇説」を、支持する根拠 応神以下七帝の活躍の時期 倭王は中国から称号をうけている 倭の五王の系譜 二人の武王説 九州王朝説について
- 坂元義種 「倭の五王の基礎的考察—大明四年の倭国王を中心に—」(『季刊 邪馬台国』7号) 1月
はじめに 1.『宋書』の「本紀」と「倭国伝」 2.戦前の研究 3.新しい研究の幕開き
4.末松保和氏の史料整理とその影響 5.志水正司論文の登場—「済」説の復権— 6.「興」説の通説化 7.井上光貞説とその問題点 8.「興」説のもつ問題点 おわりに
- 藤間生大 「鉄剣銘文と倭王武」(『季刊 邪馬台国』7号) 1月
I.「原帝紀」 II.「オワケノオミ」はどこの人か III.白髪武と幼武 IV.東アジア諸国での系譜づくり
- いき一郎 「倭国の五王と扶桑国の時代」(『季刊 邪馬台国』7号) 1月
五王時代の常識から 1.倭国の五王 2.五王はどこにいたか 3.関西、北陸、東国の情報 4.倭韓の中小古墳地帯 5.対中国関係 6.倭国と扶桑国 五王の後に
- 筑紫豊 「倭の五王」の初代 応神天皇にまつわる話 (『季刊 邪馬台国』7号) 1月
はじめに 胎中天皇伝説 任那興亡史を読む 大和朝廷の主軸 半島、大陸との文化交流 応神朝は外交交渉のはじまり

- 寺田勝年「宋書本紀・列伝と倭の六王説」(『季刊 邪馬台国』7号) 1月
序論 本論—宋書・南齊書・梁書 宋書本紀と宋書列伝 (宋書の要約記事) 宋書の記事の性格 倭王の遣使と随〔ママ〕の任官 隋の遣使と倭の六王説 宋書の記事と沈約の誤り 倭の六王説と人名・系譜 倭王の崩年と天皇の崩年干支 結論
- 湯浅幸孫「倭国王武の上表文について」(『史林』64巻1号) 1月
- 坂元義種「南北朝諸文献に見える朝鮮三国と倭国—とくに外交記事を中心に—」(『東アジア世界における日本古代史講座』3, 学生社) 3月
はじめに 1.南北朝諸文献の外交記事—朝鮮三国と倭国— 2.外交記事の脱漏について—とくに朝貢記事を中心に— 3.朝鮮三国および倭国と中国南北朝との交渉—とくに朝貢を中心に— むすび
- 坂元義種『倭の五王—空白の五世紀』(教育社) 9月
序章 四～五世紀の東アジア 第1章 東晋交渉の謎(四一三年の朝貢は讚のものか『義熙起居注』をめぐる問題 高句麗による「倭国」朝貢の謀略) 第2章 倭国王讚の外交(倭の五王の最初の使者はいつか 倭の五王の最初の任官 外交使節の司馬曹達 四三〇年の「倭国王」について) 第3章 倭国王の称号(倭国王珍の朝貢と自称称号 「使持節」・「都督諸軍事」 安東大將軍 「倭国王」) 第4章 対中外交の限界(倭国王の国際的地位 珍による讚の称号の継承 倭国王が宋朝から授けられたもの 倭国王の任官要請と高句麗)

【1982年】

- 川口勝康「倭の五王を再検討する—五王の比定と遣使の意味について—」(『別冊歴史 読本』新人物往来社) 4月
『宋書』が根本史料である 「記紀」に基づく比定を批判する 「記紀」系譜の構造とは遣使の事実から何が読めるか
- 井上秀雄「史料より見た倭の五王」(『東アジアの古代文化』32号) 7月
1.中国正史の史料価値 2.『史記』『漢書』の東夷観 3.『三国志』の東夷観 4.『後漢書』の東夷観 5.『宋書』の東夷記事 6.国書記事の史料的価値 7.六国諸軍事と安東將軍 8.おわりに
- 本位田菊士「三輪王権の性格」(『東アジアの古代文化』32号) 7月
- 関和彦 「宋書倭国伝の再検討」(『東アジアの古代文化』32号) 7月
1.はじめに 2.讚の再検討 3.珍と済について 4.おわりに
- 奥田尚 「“倭の五王”の“倭”について」(『追手門学院大学文学部紀要』16号) 12月

【1983年】

- 稲田晃 「五世紀の倭王たちの実年代について (前篇)」(『宇都宮大学教育学部紀要』33-1) 6月
序章 この論文の内容のあらまし (1.記紀の言う倭王の系譜や年代が信用できないこと 2.論文の議論の前半—書紀暦日と中国暦の符合の事実を使い、5世紀前半の倭王の実年代割り出した論考 3.論文の議論の後半—中国史書を材料に使い、5世紀後半に実際王だっ

た人たちとその実年代を割り出した論考 4.5世紀の倭王たちの実年代と彼等の伝承された古墳の出土埴輪の相対年代との比較) 第1章 4世紀、5世紀の中国暦(1.古代中国の太陰太陽暦 2.4,5世紀の中国暦 …(下略)

- 原島礼二「倭の五王の在位年代と名」(藤沢一夫先生古稀記念『古文化論叢』古代を考える会)7月
1.『宋書』本紀と倭国伝 2.『宋書』夷蛮伝と本紀 3.『宋書』本紀と鮮卑・氐胡伝
4.倭の五王の在位年代 5.倭の五王の名
- 大山誠一「五世紀の外交—朝鮮関係を中心として—」(『東アジアの古代文化』37。のち『日本古代の外交と地方行政』吉川弘文館・1999年)9月
はじめに 1.五世紀初頭以前の大和朝廷の外交 2.五世紀中葉の外交—倭の五王の時代
3.五世紀後半の外交

【1984年】 姜仁求『三国時代墳丘墓研究』刊行

- 稲田晃 「五世紀の倭王たちの実年代について(継篇)」(『宇都宮大学教育学部紀要』35-1)12月
- 稲田晃 「五世紀の倭王たちの実年代について(後篇)」(『宇都宮大学教育学部紀要』35-1)12月

【1985年】

- 鈴木英夫「倭の五王と高句麗—高句麗征討計画の再検討のために」(『韓国文化』6月号)6月
はじめに 倭の五王の研究史 軍権・「高句麗征討計画」をめぐる諸説 福泉洞古墳群と「中原高句麗碑」
- 鈴木靖民「倭の五王の外交と内政—府官制的秩序の形成—」(林陸朗還暦記念会『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会)11月
はじめに 1.倭の対宋外交と朝鮮 2.倭の国際関係と国内支配 3.武(雄略)の時代の歴史的位 置 むすび
- 内田清 「百済・倭上表文の原典について」(『古代文化を考える』13号)12月
- ※朴鍾大「倭の五王の上表文と韓日古代史の問題点—南朝の対倭冊封政策を中心に—」(『慶南史学』2)
序言 南朝と対倭冊封政策 南朝と麗済の外交政策 南朝の冊封政策分析 結言

【1986年】

- 稲田晃 「五世紀の倭王たちの実年代について(続編前篇)」(『宇都宮大学教育学部紀要』36-1)2月
- 栗原薫 「書紀(倭五王時代)の史実性 井上光貞氏説批判(大化前代の紀年VI)」(『北海道教育大学紀要』第一部B社会科学編36-2)3月
序 1.辛酉起点半年一年紀年について 2.辛酉起点半年一年干支の出来 3.『書紀』(倭五王時代)の史実性 4.『書紀』の史実性
- 坂元義種「大明四年の倭国王」(山田英雄先生退官記念会編『政治社会史論叢』近藤出版社)3月
はじめに 1.『宋書』の「本紀」と「倭国伝」 2.戦前の研究 3.新しい研究の幕開き

4.末松保和氏の史料整理とその影響 5.志水正司論文の登場—「済」説の復権— 6.「興」説の通説化 7.井上光貞説とその問題点 8.「興」説のもつ問題点 おわりに

○湯浅幸孫「倭国王武の上表文について」(『史林』64巻1号)1月

○笠井倭人「倭王武の上表文」(土田直鎮ほか『海外視点 日本の歴史』2、ぎょうせい。のち『古代の日朝関係と日本書紀』吉川弘文館・2000年)4月
武王上表 高句麗無道 武王願望の爵号 倭の五王と宋朝 五王の中の武王 武王への除正爵号 倭の五王の国際的位置 武王と雄略天皇

【1987年】

○稲田晃「五世紀の倭王たちの実年代について(続編後篇)」(『宇都宮大学教育学部紀要』37-1)2月

○鈴木英夫「高句麗南下と対宋外交—倭の五王」(『歴史読本 臨時増刊』32-24)12月
朝鮮半島の動向 高句麗の南下と新羅・加耶 倭王武上表文 倭王の爵号と「対高句麗戦」

○稲田晃『暦と倭五王の年代』(私家版)?

※沈仁安「倭国王武の上表文考」(『世界歴史』6期、のち『中国からみた日本の古代—新しい古代史像を探る—』ミネルヴァ書房・2003年11月)
1.『宋書』倭国伝と『冊府元龜』の上表文 2.倭国統一の時期 3.「毛人」「衆夷」の解釈 4.倭国王武の上表文の原因

【1988年】

○川本芳昭「倭の五王による劉宋遣使の開始とその終焉—海上通行ルートからみた—試見—」(『東方学』76輯)7月

はじめに 1.倭の五王遣使の開始と海上・内陸河川ルート 2.北魏による北燕討伐以降における東アジア政治史の推移 3.東アジアの政治状況と倭の五王遣使の終焉 結語

○鈴木靖民「倭の五王—雄略朝前史—」(佐伯有清編『古代を考える 雄略天皇とその時代』吉川弘文館)2月

1.倭王の外交と朝鮮(宋との外交 東アジアの情勢との連動 称号の要請 朝鮮の情勢高句麗の外交戦術 百済と倭の連携 百済・高句麗との関係 倭の朝鮮情勢への関与) 2.国際関係と国内支配(中国・高句麗の府官 中国官制の摂取 百済での官号 百済王による官爵授与 中央の王族と豪族層 倭の府官制の継受 周辺諸国の府官 仮授制の成立 「軍郡」の意義 政治組織の模索 府官制と国家形成への道)

○鈴木靖民「武(雄略)の王権と東アジア」(佐伯有清編『古代を考える 雄略天皇とその時代』吉川弘文館)2月

1.倭の五王と外交策(五王と記紀の天皇 『宋書』の史料的価値 二つの王統 外交策の特徴 記紀との符合 外交策の連続性) 2.武(雄略)の時代の歴史的位罫(王権と地方の首長 同盟と連合 貢納と奉仕 王権の軍事的性格 高句麗王への意識 「雄略紀」の新羅関係記事 トモ=部制の原型 内廷的トモの編成理由 杖刀人と典曹人) 3.武(雄略)王権と朝鮮三国の体制(武の王権の画期性 「中国的天下」から「倭的天下」へ 朝

鮮三国の体制と倭の体制 カバネ的称号の成立)

- 坂元義種「倭の五王」(武光誠ほか『古代天皇のすべて』新人物往来社) 4月
中国史書と倭の五王 『梁職貢図』の倭国使者 『梁職貢図』の百濟使者 梁朝と倭国との交渉 「魏志」倭人伝によった倭国使図 宋朝の創建と諸国王任官 倭国王の誕生 珍の自称と倭隋らの任官 済の称号と「軍郡」二十三人 対中交渉の終焉 倭の五王関係年表 『宋書』倭国伝読み下し文
- 湯浅幸孫「倭の五王と日本国王—書紀と中国史料」(『日本歴史』483号) 8月
- ※金錫亨 『初期韓日関係史』下・第二章(社会科学出版社)

【1989年】

- 山尾幸久『古代の日朝関係』(塙書房) 4月
第3章3節『宋書』に見る日朝関係(「倭の五王」の性格 「倭の五王」の官号 倭王の「都督諸軍事」号 倭王武の上表文)

【1990年】

- 李永植 「五世紀倭王の称号の解釈をめぐる一視角—韓南部諸国名の意味を中心に—」(『朝鮮史研究会論文集』27集。のち『伽耶諸国と任那日本府』吉川弘文館・1993年) 3月
はじめに 1.中国南北朝時代の冊封 2.百濟王・臣下の称号に見える中国地名 3.倭王の称号に見える韓南部諸国名 おわりに
- 吉村武彦「倭の五王とは誰か」(吉村武彦ほか『争点 日本の歴史』2、新人物往来社) 12月
はじめに 五世紀に二つの大王家が存在したか(『宋書』と『梁書』二つの大王説 倭の五王は同一の父系氏族) 倭の五王は誰か(記紀の系譜 稻荷山古墳出土鉄剣銘 今後の比定法 倭王の比定) 雄略朝の支配機構(府官制 人制から部民制へ)
- ※金錫亨 『初期韓日関係小史』(社会科学出版社)
- ※沈仁安 「倭の五王の遣使除授考」(『日本研究』第4期、のち『中国からみた日本の古代—新しい古代史像を探る—』ミネルヴァ書房・2003年)
1.倭讚遣使の問題について 2.『宋書』本紀の遣使記事の問題について
3.除授とその意義

【1992年】

- 川本芳昭「四、五世紀の中国と古代朝鮮・日本との関係について」(『佐賀大学教養部研究紀要』24号) 3月(英文)
Introduction I.The dispatch of delegates to China by Wa no Goou II. Nei-chao and Pu III.Xin-ren and Jiu-ren IV.Reformation of Taika and Refomation by Xiao-wen-ti
- 川本芳昭「四、五世紀の中国と朝鮮・日本」(鈴木靖民ほか『新版 古代の日本2 アジアからみた古代日本』角川書店) 5月
倭の五王の中国遣使(倭の五王時代における海の道 北魏の拡大 その他の要因)

内朝制度（古代日本における「氏族制」と北魏の氏族制 内朝制度 人制について 八部・五部・六部（北魏における部族制の伝統 高句麗の場合 百済の場合 新羅の場合） 新人と旧人（新人と旧人 高句麗・百済・新羅の場合） 族制的秩序の変遷（古代日本の場合 北魏の場合との比較 類似の生じた原因）

○川本芳昭「倭国の四一三年東晋遣使」（鈴木靖民ほか『新版 古代の日本2 アジアからみた古代日本』角川書店）5月

※（中文）王健群「任那日本府と倭の五王」（『伽倻文化』5）

1.歴史上「任那日本府」の存在の可否 2.倭の五王に対する宋の奉爵についての解釈

【1993年】

○塩沢裕仁「宋書にみる倭隋の將軍号」（『法政大学大学院紀要』31号）10月

はじめに 1.方位將軍号について（定員規定の意味 都督諸軍事・刺史と方位將軍号との関係） 2.元嘉期に確認される將軍号重複帶位事例 3.重複事例から見た宋職官制 4.倭隋の除正について 結語

【1994年】

○坂元義種「『倭の五王』の研究」（『歴史読本』39-14）7月

はじめに 1.倭の五王の遣使と在位 2.倭の五王の国際的な地位 むすびにかえて—倭国王の称号の意味と倭国使

※洪元卓『百済と大和日本の起源』（百済インターナショナル）

※延敏洙「倭の五王時代の対外関係—対宋外交と韓半島問題—」（『金甲周教授華甲紀念史学論叢』のち『古代韓日関係史』第3章、慧眼）

1.序言 2.対宋外交の主体としての倭の五王—その実体と関連して— 3.宋外交の開始と展開 4.韓半島諸国に対する軍号請求問題 5.結語

【1995年】

○高寛敏「倭の五王と朝鮮」（『東アジア研究』8号）3月

はじめに 1.讚による通宋の開始 2.珍・済の自称称号 3.武の上表文 おわりに

○福井佳夫「倭国王武『遣使上表』について（上）」（『中京国文学』14号）3月

倭国王武「遣使上表」札記

○西条勉「倭の五王と古代王権の系譜学—天皇の系譜と物語について」（『国士舘大学 文学部 人文学会紀要』28号）10月

1.はじめに 2.比定論の原点 3.葬られた大王 3.（ママ）旧系譜の復元 4.一系化の方法 5.おわりに

【1996年】

○内田清「百済・倭の上表文の原典について」（『東アジアの古代文化』86号）2月

1.上表文のルーツを求めて 2.百済上表文と類同語句 3.倭の上表文と類同語句

- 4.『原・晋書』の成立 5.類同語句の宝庫『晋書』 6.上表文の起草者 7.むすび
8.追記

- 鈴木英夫『古代の倭国と朝鮮諸国』第Ⅱ編 五世紀後半の倭国と朝鮮諸国(青木書店) 2月
第3章倭の五王時代の内外の危機と渡来系集団の進出―「高句麗征討計画」の意義―
第4章倭王武上表文の基礎的考察 第5章倭王武の対宋外交の側面―昇明元年の遣使の
倭王をめぐる― 第6章倭王武と称号自称の時代―武の王権と外交の特質―
- 福井佳夫「倭国王武『遣使上表』について(下)」(『中京国文学』15号) 3月
倭国王武「遣使上表」考察
- 川口勝康「倭王済=允恭天皇」(『歴史と旅』4月号) 4月
倭の五王の比定 前田論文の考証 記紀の王統譜を見直す 履中系と允恭系の対立
安康と雄略
- 前之園亮一「允恭天皇の高句麗遠征と茅渟行幸伝承」(『東アジアの古代文化』87号) 5月
- 内田清 「百済・倭の上表文の原典について(続)」(『東アジアの古代文化』87号) 5月
- 荊木美行「倭の五王に関する一考察―南朝冊封体制における「王」と国王をめぐる―」(ヒストリア153号) 12月
はじめに 1.南朝諸史にみる「王」と「国王」(『宋書』『南齊書』『梁書』『陳書』『南史』)
2.芮芮と扶南の称号について(扶南、芮芮(蠕蠕)) 3.冊封体制下の「王」と「国王」国
(「王」国、「国王」国、特殊性を有する国―倭と扶南、芮芮) 4.「倭国王」から「倭王」
へ おわりに
- 荊木美行「元嘉七年遣使の「倭国王」をめぐる」(『史料』144号)

【1997年】

- 坂元義種「東アジアと倭の五王」(『別冊 歴史読本』22-6) 2月
宋朝の樹立と諸国王の進号 高句麗と百済の江南王朝交渉 倭国の対中交渉空白の背景
413年の謎の倭国使 倭国=遠夷来貢の意味 誇り高き倭国王倭讚 倭国王の称号が意味
するもの

【1998年】

- 高寛敏 「五世紀、倭国の王統譜とその物語」(『東アジア研究』21号)
- 黛弘道 「允恭朝に関する考察」(『学習院大学文学部年報』44号) 3月
はじめに 1.允恭ゆかりの地葛城 2.特異な即位事情 3.盟神探湯―氏姓の秩序を正す
ものか― 4.允恭朝と氏姓制 5.允恭朝の政情と外交 6.『宋書』からみた允恭朝
(イ.安東将軍と平西将軍 ロ.済の高句麗征討計画) おわりに
- 吉村武彦「倭の五王と「大王」」(『古代天皇の誕生』角川書店) 7月
倭の五王(東晋への入貢 五人の倭国王と血縁関係 「二つの大王家」論 倭国王の一族
は倭姓) 倭国王の冊封とその比定(宋と倭国の冊封関係 対外的な冊封関係の意図 倭
国内への意図 倭の五王の比定の方法 個人名からの比定法) 大和王権の国王称号(倭国
王と「大王」 金石文に見える「王」「大王」の文字 「王」と「大王」)

- 川口勝康「倭の五王「二大王統」論争」(『歴史読本』10月号)10月
二大王統論の提出 反論と論点の検証 二系を統合する二侯王

【1999年】

- ※李在碩 「日本古代雄略朝の歴史像」(『日本歴史研究』)

【2000年】

- 崔在錫 「中国史書に見える五世紀の「倭の五王」記事について」(『古代韓国と日本列島』一志社)
I. はじめに II. 藤間生大の見解批判 III. 坂元義種の見解批判 IV. 鈴木英夫の見解批判 V. 倭の五王記事の検討 VI. むすび

【2001年】

- 川崎晃 「倭王権と五世紀の東アジア—倭王武・百済王慶上表文と金石文—」(黛弘道編『古代国家の政治と外交』吉川弘文館)1月
はじめに 1. 倭王武の遣使をめぐって 2. 百済王余慶の上表文 3. 倭王武の上表文と百済王余慶の上表文 4. 王と大王(太王) おわりに
- 前之園亮一「倭の五王の通宋の開始と終焉について—辛酉革命説・戊午革運説から見た場合—」(黛弘道編『古代国家の政治と外交』吉川弘文館)1月
はじめに 1. 四一三年の東晋への遣使について 2. 四二一年の宋への遣使と辛酉革命説 3. 四七八年の宋への遣使と戊午革運説

【2002年】

- 前之園亮一「倭の五王・司馬曹達・百済府官の単名について」(『紀要(共立女子短期大学文科)』45号)1月
はじめに 1. 倭・百済・高句麗の府官の単名と中国使節の複名 2. 中国における単名の流行から複名の流行へ 3. 中国の単名・複名の比較 4. 倭の五王の単名と中国の単名・複名
むすび
- 鈴木英夫「倭の五王と高句麗—韓半島に関わる倭王の称号と対高句麗戦争計画—」(『高句麗研究』14輯)12月
I. はじめに II. 倭の五王とヤマト王権の王 III. 武上表文からみた倭国と高句麗、韓半島
IV. 「韓半島南部軍事」号の意味 V. 『日本書紀』雄略紀の史料批判 VI. 結語

【2003年】

- 坂元義種「『宋書』に描かれた「倭国」」(別冊歴史読本『新視点 古代倭国の研究』新人物往来社)5月
『宋書』の版本など 「倭国伝」冒頭の地理記事 「親魏倭王」から「倭国王」へ
五世紀の「倭国王」の登場時期 「倭讚」の外交の特異性 倭国王の称号
- 田中俊明「倭の五王と朝鮮」(姜徳相先生古希・退職記念『日朝関係史論集』新幹社)5月

はじめに 1.「都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六国諸軍事」号について 2.都督加羅諸軍事の意味 3.武の上表文をめぐる問題 おわりに

○河内春人「倭王武の上表文と文字表記」(『国史学』181号) 11月

はじめに 1.上表文の作成者 2.上表文奉呈の背景 3.東アジアにおける人名表記
むすびにかえて—武とワカタケル

【筆者名索引】(同年に複数ある場合は*を付す)

- 李永植 (1990)
- いき一郎 (1981)
- 池田温 (1977)
- 稲田晃 (1983・1984・1986・1987*)
- 井上秀雄 (1982)
- 井上光貞 (1980)
- 荊木美行 (1996*)
- 内田清 (1985・1996*)
- 大山誠一 (1983)
- 笠井倭人 (1973・1981・1986)
- 川口勝康 (1982・1996・1998)
- 川崎晃 (2001)
- 川本芳昭 (1988・1992*)
- 栗原薫 (1986)
- 高寛敏 (1995・1998)
- 河内春人 (2003)
- 西条勉 (1995)
- 佐伯有清 (1975)
- 坂元義種 (1976・1977・1978*・1979*・
1980*・1981*・1986・1988・
1994・1997・2003)
- 塩沢裕仁 (1993)
- 鈴木英夫 (1985・1987・1996・2002)
- 鈴木靖民 (1978・1985・1988*)
- 関和彦 (1982)
- 武田幸男 (1975)
- 田中俊明 (2003)
- 筑紫豊 (1981)
- 寺田勝年 (1981)
- 藤間生大 (1981)
- 原島礼二 (1983)
- 福井佳夫 (1995・1996)
- 本位田菊士 (1982)
- 前之園亮一 (1996・2001・2002)
- 黛弘道 (1998)
- 湊哲夫 (1973)
- 安本美典 (1981)
- 山尾幸久 (1989)
- 横山貞裕 (1980*)
- 湯浅幸孫 (1981・1986・1988)
- 吉田修 (1980)
- 吉村武彦 (1990・1998)

- ※金錫亨 (1988・1990)
- ※洪元卓 (1994)
- ※延敏洙 (1994)
- ※李在碩 (1999)
- ※崔在錫 (2000)
- ※朴鍾大 (1985)
- ※(中文)王健群 (1992)
- ※沈仁安 (1987・1990)